平成21年度

立入検査実務研修テキスト

違反是正支援センター

目 次

第1章	立入検査に関する基本的事項	
第1	査察の意義等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
1	査察の概念	• 3
2	査察の役割と必要性	• 3
3	査察の法的性質	• 3
4	消防法における予防行政上の位置づけ	• 4
第 2	立入検査の基礎	. 6
1	立入検査の主体	• 6
2	立入検査の要件	•
3	立入検査の対象	-
4	時間的制限と事前通告規定の廃止	
5	証票提示義務規定の改正	
6	質問権の行使	
7	立入検査と国家賠償責任	. 8
第3	立入検査の実施計画と執行上の留意事項等	·10
1	立入検査の実施計画等	·10
2	立入検査執行上の留意事項	·12
3	自主管理の助長	·13
4	他法令と所管行政庁との連携	·13
第2章	立入検査の実施要領	1.5
第1	事前準備と事前通告 事前準備	
1		
2	1. 114 VO C	
第 2	防火対象物への立入と検査の実施	
1	防火対象物への立入	
2	検査の実施	
第 3	資料提出命令・報告徴収	
第 4	検査結果の通知と改善指導	
1	検査結果の通知要領	
2	結果通知書の交付要領	
3	改修 (計画) 報告書の指導と指導記録の作成	
4	報告内容の指導と確認検査	·28
** 0 **	+1.4+o.*n.+m	
	立入検査の着眼点等	
	の 防火対象物の特性と検査の着眼点	
1	(1)項イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	
	(1)項口 公会堂又は集会場	
	(2)項イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	
4	(2)項ロ 遊技場又はダンスホール	•35

5	(2)項ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する
	性風俗関連特殊営業を営む店舗 ((1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防
	火対象物の用途に供されているものを除く。) その他これに類するものとして総務省令で
	定めるもの36
6	(2)項ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室 (これに類する施
	設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定める
	<i>§ ⊙</i> ······38
7	
8	(3)項口 飲食店40
9	(4)項 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場41
10	(5)項イ 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの43
11	(5)項ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅45
12	2 (6)項イ 病院、診療所又は助産所46
13	3 (6)項ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム
	(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施
	設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設
	(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設(主として障害の程度が重い
	者を入所させるものに限る。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項若
	しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業
	を行う施設又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項若しくは第10項
	に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を
	入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。)・・・・・・・・・・・48
14	(6)項ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護
	支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除
	く。)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児
	施設(通所施設に限る。)、肢体不自由児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療
	施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支
	援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センタ
	ー、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサー
	ビス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条
	第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児
	童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若
	しくは共同生活援助を行う施設 (短期入所等施設を除く。)50
15	5 (6)項ニ 幼稚園又は特別支援学校
	5 (7)項 小学校、中学校、高等、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種
	学校その他これらに類するもの
17	
18	
19	
20	
	供する建築物に限る。)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
21	
22	
	3 (12)項ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ

24	
25	5 (13)項ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫65
26	5 (14)項 倉庫
27	7 (15)項 前各項に該当しない事業場67
28	3 (16)項イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又
	は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの68
29	
30) (16の2)項 地下街70
31	(16の3)項 準地下街71
32	2 (17)項 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民
	俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関
	する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物71
33	
34	
35	
第 2	
第1	防火管理 ····································
1	
2	
3	
4	
5	
6	防火管理関係の立入検査の着眼点87
第2	
1	避難施設等の管理の規定90
2	
3	
第3	
1	防炎規制94
2	***************************************
3	P. 2. 2. 4. 4. P. M.
4	防炎性能、防炎表示95
第4	防火対象物定期点検報告制度97
1	防火対象物定期点検報告制度97
2	点検報告対象物97
3	点検報告の義務者97
4	点検の実施者98
5	点検基準98
6	点検結果の報告98
7	特例認定と防火優良認定証の表示98
第3	節 火気使用設備等と火気規制
第1	火気使用設備等 ·············99
	7.7

1	火気使用設備、器具の規制	
2	火気使用設備の立入検査の着眼点	99
3	火気使用器具の立入検査の着眼点	
第2	火気規制	106
1	喫煙等の火気規制	106
2	喫煙等の禁止場所	106
3	立入検査の着眼点	106
第4章	消防用設備等の設置基準等	
第1	消防用設備等の規制	
1	消防用設備等の規制の概要	
2	消防用設備等の設置及び維持	
3	消防用設備等を設置すべき防火対象物	
4	消防用設備等の種類	
5	消防用設備等の設置基準(早見表)	112
第 2	防火対象物の用途の取扱い	
1	令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて	123
第3	消防用設備等の設置単位	
1	消防用設備等の設置単位(棟単位の原則)	128
2	渡り廊下等で接続されている場合の取扱い	128
第4	消防用設備等の設置上の基準の例外等	130
1	令第8条による例外	
2	令第9条による例外	
3	令第9条の2による例外(みなし地下街)	131
4	令第32条及び附加条例の規定による特例	132
第5	無窓階	133
1	無窓階の定義	
2	開口部の位置、構造に関する運用基準	134
第6	既存防火対象物に対する適用除外等	
1	既存防火対象物に対する基準法令の適用除外	
2	適用が除外されない消防用設備等	137
3	適用が除外されない防火対象物の消防用設備等	
4	用途変更の場合における基準法令の適用除外	138
第7	消防用設備等の設置届及び点検報告	140
1	消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置届及び検査	140
2	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告	140
第5章	大災予防措置要領	
第1	法第5条の3	145
第6章	- - - - 立入検査マニュアル ····································	147

太老	資料	
<i>></i> 5		
\bigcirc	消防用設備等の設置単位について	(消防安第26号・昭和50年3月5日)
\bigcirc	令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて	
	(消防予第41号	号・消防安第41号・昭和50年 4 月15日)
\bigcirc	風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防	火安全対策における風俗営業行政との
	連携について	(消防予第393号・平成13年11月12日)
\bigcirc	消防法の一部を改正する法律の公布について	(消防予第246号・平成19年 6 月22日)
\bigcirc	消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について	(消防予第230号・平成19年6月13日)
\bigcirc	小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の	基準の特例の適用について

(消防予第231号・平成19年6月13日)

凡例

法……消防法(昭和23年7月24日 法律第186号)

令……消防法施行令(昭和36年3月25日 政令第37号)

規則……消防法施行規則(昭和36年4月1日 自治省令第6号)

危政令…危険物の規制に関する政令(昭和34年9月26日 政令第306号)

建基法…建築基準法(昭和25年5月24日 法律第201号)

建基令…建築基準法施行令(昭和25年11月16日 政令第338号)

風適法…風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律

(昭和23年7月10日 法律第122号)

第1章 立入検査に関する基本的事項

第1章 立入検査に関する基本的事項

第1 査察の意義等

杳察の概念

1 杳察の概念

消防の査察は、狭い意味においては立入検査を指すものであるが、これをさらに広く捉え、消防対象物への立入検査を中心として、これに質問行為並びに不備欠陥に係る改善指導行為などを総称したものとして捉えることができる。また、立入検査と改善指導に加え、措置命令や建築物等の使用停止命令などの行政措置権の行使、さらに告発、代執行などの一連の違反処理をも含めて「査察行政」と称している。

査察の役割と必要性

2 査察の役割と必要性

査察は、立入検査権や質問権などを行使して、消防対象物の関係者に火 災発生危険及びこれに伴う人命危険を予防させることを直接目的としてい るが、個々の消防対象物の防火管理を自主的に図らせることにより、消防 組織法第1条及び消防法第1条に掲げる国民の生命、身体及び財産を保護 し、社会全体の秩序を保持して、公共の福祉の増進に資するところに終局 の役割がある。

一般に、消防対象物が存在し、そこに人が出入り、又は居住している限り、火災の発生危険ないし人命危険は常に存在するものと考えられる。このような火災危険を予防する手段としては、建築確認に伴う消防同意事務や危険物施設に対する許認可事務によって、あらかじめ施設や設備面の対策が講じられ、あるいは防火管理者、危険物保安監督者、消防設備士、防火対象物点検資格者等の消防の責任者や技術者への指導育成も行われている。

しかし、これらの手段のみによっては、消防対象物の安全を確保していくことに十分とは言い難く、平素の自主防火管理の状況を定期的な立入検査によって確認し、継続した防火管理が実践できるよう指導を行なっていく必要がある。

査察の法的性質

3 査察の法的性質

(1) 法的根拠

消防の査察は、法第4条、第4条の2又は第16条の5 (以下、「法第4条等」という。)の規定を根拠として行われる。

これらの規定は、消防対象物の実態を把握することにより、関係者に 火災予防上適切な指導を行うことができるよう、消防に、立入検査権を 始め、質問権、資料提出命令権及び報告徴収権などを認めることを規定 した内容のものである。

(2) 法的性質

これは、講学上、「行政調査」と呼ばれるものであり、行政機関が行政目的を達成するために必要な情報を収集する活動の類型に属する。「行政

調査」は強制的な性格を有する側面があることから、学問上、以前は「即時強制」(義務の履行を強制するためではなく、目前急迫の障害を除く必要上の義務を命ずる暇のない場合、又はその性質上義務を命ずることによってはその目的を達しがたい場合に、直接に人民の身体又は財産に実力を加え、もって行政上必要な状態を実現する作用)の一部(後段部分)とする見方が多かったが、立入、検査、質問等の行政調査の手段には実力の行使とは異なる活動もあることや、行政調査の背後には本来の行政目的が存すること等、通常の即時強制とは違う点があることから、近年、「行政調査」という独立の類型で整理されることが多い。

(3) 法的義務性

法第4条等の立入検査に関する規定は、立入検査権の所在を明示した 規定であり、直接、立入検査権の行使を義務付けたものではないが、前 述の「査察の役割と必要性」で述べたように、火災予防上の重要な職務 であることから、立入検査権を行使することは、消防機関の責務である といえる。

なお、実際に査察を行う消防対象物、実施回数等については、消防長、 消防署長、あるいは市町村長等の行政判断に委ねられ、消防対象物の用 途に内在する危険性、利用状況、消防機関の執行体制等の諸要素を考慮 した上で定められるものである。しかしながら、立入検査は、相手方た る国民にとっては、私権に対する重大な制約となるおそれがあり、単に 数多く実施すれば良いという考え方ではなく、立入検査の相手方の生活、 経済活動の自由等への干渉の程度と、立入検査の実施と火災予防上の必 要性を比較考量し、極力、必要最小限度の関与となることが望ましく、 その運用にあたっては、慎重な配慮が望まれる。

予防行政上の位置づけ

4 消防法における予防行政上の位置づけ

消防法には、火災予防目的を実現するために種々の行政権限が規定されているが、そのうち基本的なものとしては、概ね次のように大別できる。

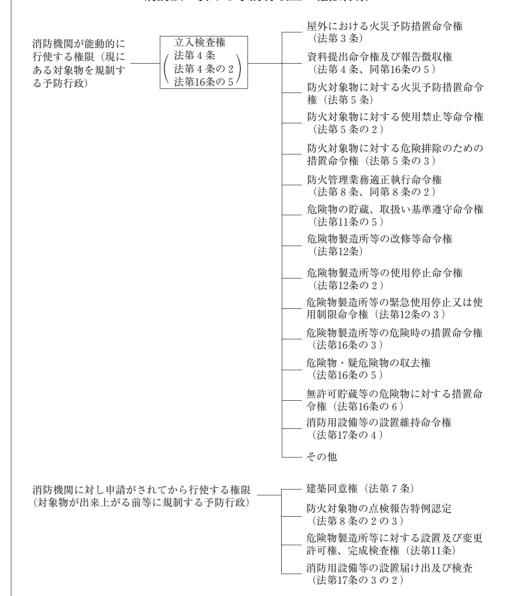
- (1) 立入検査権〈法第4条、法第4条の2、法第16条の5〉
- (2) 建築同意権〈法第7条〉
- (3) 危険物製造所等の設置許可権〈法第11条〉

この中でも立入検査権の性格は、他の権限との関連性が強く、また、積極性を有するものである。すなわち、関係者に対する質問権は、立入検査権に付随するものであり、危険物や危険物の疑いのある物の収去権は、立入検査を経由して初めて行使することができる。また、資料提出命令権及び報告徴収権は、立入検査権とは別個の権限であるが、これらの権限は、立入検査権の代替的権限の一面を有し、立入検査権とは密接に関連しているものである。

また、法第3条、第5条、第5条の2、第5条の3、第12条の2、第16条の6、第17条の4等に基づく行政処分が、法体系上、立入検査を前提として行われることが予定され、現実の運用においても、立入検査を経由しないで行うことはできない。さらに立入検査が、一般に行政調査の性質を

有しており、建築同意、危険物製造所等の設置許可等のように申請等がなされた後において初めて行われるものと異なり、消防機関自らの積極的な意思により行われる権限なのである。立入検査権を始め、消防法における予防行政上の権限体系を図示すると次のとおりである。

消防法に於ける予防行政上の権限体系



第2 立入検査の基礎

立入検査は、消防機関としては、火災予防上極めて重要な職務であり、 権限としても強力なものであるが、その具体的な手続きの細目については、 法第4条等による権限行使の必要性があり、かつ、これと相手方の私的利 益との比較考量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、消防機関 の合理的な裁量に委ねられているものと考えられる。しかしながら、相手 方にとっては、私権に対する大きな干渉となるおそれのあるものであるか ら、その運用にあたっては、慎重な配慮が望まれる。

立入検査の主体

1 立入検査の主体

(1) 法第4条の規定に基づく場合

ア 権限を有する者

立入検査を行わせることができる者は、消防長又は消防署長(消防本部を置かない市町村においては市町村長)である。

イ 主体(執行者)

立入検査を行う者は、消防職員(消防本部を置かない市町村においては、当該事務に従事する職員及び常勤の消防団員)である。

※ 立入検査は、命令権者からの下命によることが必要であるが、こ の下命は必ずしも個別的あるいは具体的に行われる必要はなく、訓 令、通達等による包括的な事前命令によるものである。

(2) 法第4条の2の規定に基づく場合

ア 権限を有する者

立入検査を行わせることができる者は、法第4条の規定に基づく場合と同様、消防長又は消防署長(消防本部を置かない市町村においては市町村長)である。

イ 主体(執行者)

立入検査を行う者は、当該管轄区域内の消防団員又は消防本部を置かない市町村においては非常勤の消防団員である。

※ 消防長又は消防署長は、消防団員を所轄の下に行動させることが 認められているに過ぎない(消防組織法第18条第3項)ので、個々 の消防団員に直接、指揮命令することは許されないと解されるので、 消防長又は消防署長が、消防団員に立入検査をさせる場合には、消 防団長を通じて行わせるべきである。

(3) 法第16条の5の規定に基づく場合

ア 権限を有する者

立入検査を行わせることができる者は、市町村長等(法第11条)で、 消防本部及び消防署を併置する市町村の区域にあっては当該市町村長、 その他の市町村の区域にあっては当該区域を管轄する都道府県知事、 二以上の都道府県の区域にあっては総務大臣である。

イ 主体(執行者)

立入検査をする者は、市町村長の下命による場合にあっては、法第 4条の規定に基づく場合と同様、消防職員であり、都道府県知事の下 命による場合にあっては都道府県の消防担当課の職員であり、総務大 臣の下命による場合にあっては消防庁の職員である。

立入検査の要件

2 立入検査の要件

法第4条等の規定を見ると、立入検査の実施要件については、次のよう に規定されている。

- (1) 法第4条「火災予防のために必要があるとき」
- (2) 法第4条の2「火災予防のため特に必要があるとき」
- (3) 法第16条の5「危険物の貯蔵又は取扱に伴う火災の防止のため必要があると認めるとき|

「火災予防 (防止) のため必要」とは、具体的な出火、拡大危険又は人命 危険が存在することは必要とせず、抽象的な火災危険の存在のみでよいと されている。それは、立入検査権は火災予防上の実態把握のため、いわば 消防対象物における火災予防上の欠陥の有無を把握するために付与された ものであり、具体的な火災危険の存在はその結果として判明するものであるからである。また、法第 4 条の 2 の規定は、「火災予防のため特に必要があるとき」であり、法第 4 条の単に「火災予防のために必要があるとき」の規定より厳格な規定となっているが、これをもって直ちに、具体的火災 危険性の存在が必要であるとする趣旨のものではない。

なお、法第4条及び第4条の2の規定には但し書きがあり、個人の住居に対する立入検査については、住居の不可侵(憲法第35条)の点から、「関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合」に限られている。

立入検査の対象

3 立入検査の対象

法第4条に基づく立入検査の対象となる範囲は、「あらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入りする場所その他の関係のある場所」である。

ここに言う仕事場や工場は例示であって、すべての場所が立入検査の対象に含まれ、個人の住居もその例外ではない。

なお、法第16条の5に基づく立入検査の対象範囲は、「指定数量以上の 危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所」と なっており、これは、設置許可を受けた危険物製造所等に限らず、許可を 受けずに指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱っていると認められる場 所も本条に基づく立入検査の対象となる。

このように、立入検査の対象が極めて広範囲にわたっているのは、他の 行政法規に例を見ないものであるが、これは、火災危険の可能性が殆どの 用途に普遍的に内在しており、消防の立入検査は、これらの火災危険を未 然に防止するために必要なものである。

時間的制限と事前通告規定の廃止

4 時間的制限と事前通告規定の廃止

法第4条に基づく立入検査は、従前、場所によって、原則として日出から日没まで又は営業時間内等で、かつ、営業時間内等以外の日出から日没

までの時間帯に立入検査を行う場合には、相手方に対して事前通告を行うこととされていた。

しかし、消防対象物や防火対象物の用途、利用形態等の多様化によって、例えば、深夜営業の店舗等、日出から日没までの時間帯以外に利用されるものが増加し、また、生活形態の変化や社会の多様化等により、必ずしも日出から日没までに立入検査を実施することが他の時間帯と比較して個人の生活、経済活動等に対する関与という観点から望ましいという状況にはなくなっている。

このことから、平成14年の法改正により、立入検査を行う場合の時間制限及び事前通告の規定が撤廃された。

証票提示義務

5 証票提示義務規定の改正

消防職員が関係のある場所に立入検査を行う場合において、関係のある者から請求があったときには証票を示さなければならないとされている。「関係のある者」の範囲については、個別の場合に応じて証票提示制度の趣旨に鑑みて常識的に決定されるものであるが、所有者、管理者若しくは占有者、つまり「関係者」(法第2条第4項)又はその代理人、使用人その他の従業員等、広範囲にわたるものが含まれている。

法改正前は、消防職員が立ち入る場合には、「関係者」に対して証票を示すことを一律に義務づけていたが、近年の消防対象物の用途、利用形態等の多様化により、関係者が立入検査の場に実際にいるとは限らず、場合によっては、無人であることもあることから、平成14年の法改正により現実に即した改正が行われた。

質問権の行使

6 質問権の行使

(1) 質問権の性質等

法第4条等に基づく質問は、火災予防に関係する事項について、関係のある者に説明を求める行政上の行為であり、事実確認の手段として検査行為に付随するものであり、非権力的な事実行為の性質を有し、質問の相手方に対して法的効果及び強制力を有していないのである。また、質問権には場所的限界があり、関係のある場所に立ち入って初めて行使し得るものである。

(2) 回答拒否に対する対応

法第4条等に基づく質問は、任意行為であり、罰則の担保もないものであるので、回答を拒否された場合には強制することができない。しかし、火災予防上必要がある場合は、報告徴収権や資料提出命令権を行使することによって、当該質問事項に対する報告を求めることができる。

国家賠償責任

7 立入検査と国家賠償責任

国家賠償法第1条第1項の規定による損害賠償の要件は、「公権力の行使 に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法 に他人に損害を加えたとき」であるが、立入検査の執行は、この公権力の 行使に当たる。

したがって、次に挙げたケースの場合など、立入検査の内容に違法なものがあり、しかも、これに起因して関係者に損害を与えたとされた場合には、国家賠償法による賠償責任を問われることも考えられる。

- (1) 査察員の過失によって、消防対象物の施設や設備に損傷を与え、又は 人身事故を生じさせた場合。
- (2) 法令の適用を誤り、設置義務がない消防用設備等の設置を勧告し設置させた場合。
- (3) 立入検査結果通知書等の名あて人の特定を誤り、履行義務のない関係者に消防用設備等を設置させた場合。

第3 立入検査の実施計画と執行上の留意事項等

立入検査の実施計画等

1 立入検査の実施計画等

(1) 重点的、効率・効果的な立入検査

管内の防火対象物の実情に応じて、法令遵守の状況が優良でない防火 対象物や万が一火災が発生した場合の火災危険性が大きい高いと考えら れる防火対象物等、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物を重点 的に立入検査することができるよう、実施体制、実施対象及び頻度、検 査方法、検査項目等の立入検査の実施方針を規程等により明確化し、実 施計画を策定して、効率・効果的な立入検査を実施する。

また、関係行政機関からの提供情報、過去の指導状況等を踏まえ、必要に応じて、連携体制を整備した関係行政機関との合同立入検査を実施する(「風俗営業の用途に供される営業所を含む防火対象物の防火安全対策における風俗営業行政との連携について」(平成13年11月12日消防予第393号)を参考とする。)。

(2) 立入検査実施計画の策定

立入検査は、火災予防のため、すべての防火対象物について、長期間 立入検査が未実施とならないように、定期的に実施することが望ましい。 しかし、消防本部における組織、人員、予算等と、増大する消防行政 需要を勘案すると、そのように立入検査を定期的に実施することが困難 な場合がある。

また、特定用途とそれ以外の用途、法令の遵守が適正である対象物と そうでない対象物など、それぞれ危険性が異なる防火対象物について、 画一的に立入検査を実施することは非効率的である。

このため、各消防本部・消防署においては、管内の防火対象物についてその危険実態に応じて立入検査の必要性を検討し、効率的に立入検査を実施していくことが必要である。

立入検査の必要性の検討にあたっては、その用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性のほか、過去の立入検査指摘事項の改修状況や点検結果報告等の自主管理の実施状況、火災が発生した場合の人命危険や社会的影響の度合い、気候風土等による予防行政需要の地域特性その他の火災予防上の必要性等を考慮することが重要であり、これを立入検査の優先順位に従って区分するとともに、その検査方法や実施者等を定める等により、消防組織法第6条(市町村長の消防責任)を踏まえて、消防本部の管内特性に応じた立入検査実施計画を年度等の単位で策定することが必要である。

このためには、査察台帳等において管内の防火対象物について網羅的にその概要や自主管理の状況、違反の有無等の過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握し、危険性の高い防火対象物が長期間立入検査未実施となることを防止できる体制作りが必要である。

また、各消防本部においては、策定された立入検査実施計画について、 月間、四半期等の期間でその進捗状況を常に把握等して着実に業務管理 を行っていくことが必要である。

【立入検査実施の判断事項】

- ア 火災が発生した場合の人命危険や社会的影響の度合い等を勘案して、その用途、規模、収容人員等に応じて区分することを基本とする。
- イ 防火対象物定期点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防 火対象物の管理の状況等により、頻度を考慮する。
- ウ 観光地や大都市を管轄する消防機関で、旅館街、繁華街等に多数 の特定防火対象物が存する場合や、違反対象物の是正指導を重点的 に数多く実施する必要がある場合等を考慮する。

これらの目安を踏まえて、消防本部・署において年度、月間等の期間 で実施計画を樹立し、立入検査、是正指導等の業務管理を行うとともに、 査察台帳を整備して、その実施状況や結果等を把握した体制作りが必要 である。

(3) 立入検査の実施体制

立入検査の実施体制については、職員の予防関係知識・技術・経験、 勤務形態、事務量等を勘案し、防火対象物の区分等に応じて、消防長又 は消防署長が事前に実施する職員を指定しておくことが望ましい。

この場合、予防関係の知識、技術、経験及び関係者指導能力等が豊富な予防業務専従職員、予防兼務職員のみを指定するのではなく、主として消防活動に従事する交替制職員を含めた全職員を指定することが重要である。これは、人的資源を可能な限り活用するという観点のみならず、立入検査を実施することにより、防火対象物の実態や消防活動上必要な施設・設備実態を把握し、万一の場合に消防隊が効果的・効率的に消火活動、救助活動等を行うために有効であると考えられること、また、予防面の知識・技術を高めることにより、火災原因調査や防火・防災指導等への活用も期待できること等によるものである。

また、個々の防火対象物の立入検査業務の困難度に応じて、相応しい知識・技術・経験等を有する職員が立入検査を実施することが重要である。一方、知識・経験等の浅い職員については、予防技術検定の受験や消防学校等における教育、計画的に知識・技術・経験等が豊富な職員等と同行して立入検査業務を実施させるなど、立入検査の技術を教育・訓練していく体制をつくることが望ましい。また、全ての立入検査を実施する消防職員が、現場における消防吏員の命令(法第3条第1項及び法第5条の3第1項)を実施できるような教育訓練を行うことが求められる。

なお、消防本部全体で立入検査を実施するために十分な体制が確保されているかどうか定期的に検証を行うことが必要であり、年度毎の立入検査実施計画の達成度、違反処理の進捗度合い等を検討して次年度以降の体制に反映させる等、PDCAサイクルにより改善の取り組みを継続することが重要である

(4) 立入検査を補完する情報収集

重点的、効率・効果的な立入検査を実施していく上では、把握してい

る潜在危険性の高い防火対象物に重点を置いて立入検査を計画的に実施することに加えて、新築・用途変更等が行われたにも関わらず届出等を怠っている等の理由により未把握となっている防火対象物についても情報収集を実施し、状況を把握することが必要である。この立入検査を補完する情報収集については、規程等により必要に応じて実施する体制を構築することが重要である。

その情報収集の実施方法については管内の実情等に応じて適当な方法 を検討することとなるが、具体例としては以下のものが考えられる。

- ・ 住民指導や警防調査等の機会を捉えた外観調査
- ・ 住宅地図を活用したローラー作戦 (一定区域ごとのローテーション)
- · 関係行政機関との情報共有(建築、風俗営業、食品衛生etc.)
- ・ 消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ等からの地域情報の聴取
- ・ 電話帳・インターネット等の外部情報を活用した事業所情報の検索
- ・ 広聴制度や公益通報制度を通じた利用者・従業者からの通報受付
- ・ 用途変更、テナント入替え、増改築等が多い防火対象物・地域 (雑居ビル、繁華街等) や、構造・設備、収容人員等から、防火安全 対策の不備に伴い深刻な被害を招く危険性が大きい防火対象物(カ ラオケボックスや複合カフェ等の密閉性の高い娯楽施設、小規模福 祉施設、屋内階段1系統のみの防火対象物等) をピックアップして、 重点的に情報収集を行い、状況変化をチェックする
- ・ 管内対象物に関する他行政機関とのデータ共有、状況変化の有無 に関する突合、異状に気づいた場合の相互照会等についてデータベ ース及びチェックシステムを構築すること。

なお、用途変更等の状況変化が見られた場合、必要に応じ速やかに立 入検査を実施する必要がある。また、署所における小区域又は防火対象 物ごとの担当割当て制度や、担当している情報の確実な引継ぎを実施す ることが重要となる。

執行上の留意事項

2 立入検査執行上の留意事項

(1) 査察員の姿勢等

査察業務を通じ、消防対象物の防火安全を確保していくためには、査 察執行上の知識や技術のほか、社会常識や世論の動向を捉え得る見識や 接遇マナーを身に付けることが必要である。そもそも、査察執行による 実際的な成果は、適切な指導内容と懇切丁寧な指導姿勢にかかっている。 法令等の文理解釈の押し付けや杓子定規な指導のイメージは、かえって 関係者の改善意欲を損ねる結果になりかねないのである。

また、立入検査に際しては、全体の奉仕者たる公務員であることを自 覚し、威圧的であったり、権力的な言動や態度で関係者に接し、消防へ の信頼を失わせることがないよう配意しなくてはならない。

(2) 民事問題への不介入

関係者間の民事問題については、係争中か否かに拘わらず関与しては ならない。査察による防火指導の現場では、時として、建物の賃貸借、 共用設備、その他の問題までも相談を受けることがあるため、十分に留 意する必要がある。

(3) 職員の守秘義務

立入検査で知り得た情報の守秘義務は、法第4条第4項に、「・・・関係のある場所に立ち入って検査又は質問を行った場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。」と規定されている。この規定自体には、消防職員への直接的な罰則は設けられていないが、関係者の秘密事項を正当な理由なく漏らした場合には、地方公務員法第34条第1項(秘密を守る義務)違反として処罰の対象(同法第60条第2号)に該当する。

自主管理の助長

3 自主管理の助長

立入検査の実施にあたっては、表面的な施設、設備等の検査にとどまらず、消防対象物の関係者が行うべき平素からの自主管理の実効性に着目して検査を行うとともに、より一層の適正な自主管理を助長するよう配慮する必要がある。

他法令と所管行政庁との連携

4 他法令と所管行政庁との連携

検査事項は、火災予防に関連するものに限定されるが、その根拠は、消防法令の規定のみならず、建築基準法等、他の法令の防火に関する規定や、過去の火災事例などから得られた経験則をも含むものである。

立入検査において、建築物の増改築や用途変更、その他建築、電気、ガス等に係る法令の防火に関する規定違反を発見した場合は、消防対象物の関係者にその旨を指摘、指導するとともに、併せて当該法令を所管する行政庁に通知することで、当該行政庁の権限と責任において是正指導等が行われるものである。

なお、他の法令の違反事項の内容が、火災予防上又は人命安全上の重大 なものについては、当該関係行政庁と連携を図りながらその是正に努める 必要がある。

第2章 立入検査の実施要領

第2章 立入検査の実施要領

第1 事前準備と事前通告

事前準備

1 事前準備

限られた時間で重点的・効果的な立入検査を実施するため、防火対象物の状況や過去の指導状況、各種届出状況等を事前に把握し、検査の実施体制や検査方法、検査項目等を検討するなどの事前の準備が必要である。

なお、関係行政機関からの提供情報や過去の指導経過等を踏まえた、風俗営業等、関係行政機関との連携による合同立入検査の必要性についても検討する。

(1) 防火対象物の状況把握

- ア防火対象物の用途、規模等
- イ 届出書等(防火管理者選解任届、消防計画作成届、防火対象物使用 開始届、消防用設備設置届、消防用設備等点検結果報告書、その他検 査に必要な各種届出等)
- ウ 建築同意時における指導状況
- エ 法令の適用等の確認
 - (ア) 令第8条 (開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合)
 - (イ) 令第9条(複合用途防火対象物の場合)
 - (ウ) 令第9条の2 (防火対象物の地階と地下街が一体となっている場合)
 - (エ) 令第19条第2項、令第20条第2項、令第27条第2項の規定
 - (オ) 渡り廊下等で接続されている場合の取扱い (昭和50年3月消防安 第26号通知)
 - (カ) 複合用途防火対象物の判定基準(昭和50年4月消防安・消防予第 41号通知)
- オ 建築物の増改築等及び用途変更の経過等
- カ 法令の特例適用並びに経過措置適用、型式失効と特例期間等
- キ 過去の火災発生状況等

(2) 過去の指導状況等の把握

- ア 過去の立入検査における指摘及び指導状況等
- イ 違反処理経過 (警告、命令、認定の取消し等)

(3) 検査項目及び要領等の検討

- ア 消防法令や建築基準法等、その他の火災予防上必要な項目とし、状 況に応じて抽出検査も検討。
- イ 効率的な検査要領(経路、人数、時間、抽出検査等)

(4) 関係者に関する情報の確認

- ア 関係者(所有者、管理者又は占有者)の住所、氏名等
- イ 立入検査の相手方の対応に関する情報(検査の拒否等)
- (5) 検査に持参する資料等の準備

- ア証票
- イ 防火対象物台帳、図面等
- ウ 各種届出用紙
- 工 消防関係法令集等
- オ 結果通知書、改修(計画)報告書、命令書(法第3条、第5条の2)
- カ 検査器具等(巻尺、懐中電灯、カメラ等)
- キ その他必要な資料(講習案内、パンフレット)等

事前通告

2 事前通告

法令上は立入検査を行う際の事前の通告は必要としないが、相手方の個人の生活、経済活動の自由等への関与の程度と火災予防上の必要性を比較し、事前に通告するか否かを検討し、必要と認められる場合は通告する。

(1) 必要と考えられる場合

次の場合等は、できる限り事前の通告を行い、相手方と日程調整を行う。

ア 既に把握している違反の指導で相手方と面談の必要があるとき。

イ 消防対象物の位置、構造等について正確な情報の入手、検査実施時の安全確保等の観点から立入検査の相手方の立会いを求める必要があるとき。

(2) 不要と考えられる場合

過去の違反状況等を勘案し、事前に通告しては効果的な立入検査が実施できないおそれがある次のような場合は、事前通告を行わない。

- ア 階段部分への物件存置や自動火災報知設備のベル停止等、事前に通告すると、一時的に是正され、防火対象物の法令違反の実態が正確に 把握できないおそれがあるとき。
- イ 法令違反があることの通報を受けて立ち入り検査を行うとき。
- ウ 事前の通告を行う相手方の特定が困難なとき。

第2 防火対象物への立入と検査の実施

防火対象物への立入

1 防火対象物への立入

(1) 立入検査の実施

法令上は、立入検査の時間的制限はないが、相手方の個人生活、経済活動の自由等への関与の程度と、立入検査実施の火災予防上の必要性を比較し、極力必要最小限度の関与となるよう、基本的に日中又は営業時間内等に立ち入り検査を行うことが望ましい。

(2) 関係者の承諾

個人の住居(共同住宅の居室を含む)は私生活の営まれる場所であり、 関係者の承諾が必要である。また、旅館や病院、福祉施設など、個人の 専用部分についても、配慮が必要である。

(3) 証票の提示

立入検査を行うに際しては、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者から提示請求があった場合はこれを提示する必要がある。なお、証票提示の請求があった場合において、これを提示しないときは、正当な権限行使とは見なされない。関係のある者とは、関係者又はその代理人、使用人その他の従業員等があたる。証票の提示は、その目的から1回の立入検査につき提示請求権を有する最初の請求者にすればよい。

(4) 立入を拒否等された場合の対応

法第4条の立入検査権は、罰則によって実効性が担保されているが、 相手方が拒否等した場合に、その抵抗を排除してまで行使することはで きない。

【拒否等された場合の対応】

- ア 拒否の理由を確認する。
- イ 検査の必要性や目的を丁寧に説明し、相手方を説得する。
- ウ 説得しても拒否された場合は、期日を改めて出向する。
- エ 暴行、脅迫等を受けた場合は、速やかに上司に連絡する。なお、危害を加えられた時等、緊急の場合は、警察に通報するなど適切な措置を講じる。

検査の実施

2 検査の実施

(1) 検査前の打ち合わせ

検査を実施する前に、検査員と防火対象物の関係者等が集合して打ち 合わせを行い、効率的に検査が進められるよう配慮する。

ア スケジュールの説明

イ 立会の依頼

検査の実効性や安全確保の観点から対象物に精通した者の立会いを 求める。精通者の立会いの利点は、防火管理面の実態を質問によって 把握するほか、消防用設備等や防災設備などを関係者に操作してもら うことにより、機能や操作知識を検査することができる。また、不備 事項があった場合に、その箇所及び改善方法等を現場で具体的に指摘 及び説明することができる。 立会者としては、防火管理者、危険物保安監督者等の防火管理上の責任者が適任である。

ウ 防火対象物の実態の変化の確認

関係者及び防火管理者、自衛消防組織、テナント、増改築その他防 火対象物の実態の変化について確認する。

エ 検査の効率化への配慮

消防用設備等の点検結果や防火対象物定期点検の結果等から、検査 を部分的に省略するなど、効率的な検査に配慮する。

オ その他必要な事項の確認

事前準備で不明確であった事項等、検査を実施する上で必要な事項 を確認する。

(2) 業務への配慮

検査等において、<u>みだりに</u>関係者等の業務を妨害しない。みだりにとは、「正当な理由なくして」という意味であり、次のような場合が考えられる。

ア 緊急の必要性がないにもかかわらず、作業中の従業員等に質問を繰り返す。

イ 直接検査等に関係のない質問や行為を繰り返す。

(3) 検査を拒否等された場合の対応

防火対象物の一部において検査を拒否等された場合は、その理由を確認するとともに、検査の必要性や目的を丁寧に説明するなど、相手方を説得する。なお、拒否等された場合は、期日を改め出向する。

(4) 写真撮影等による違反状況の記録

カメラを用いる場合は、相手方の同意を得る。撮影を拒否された場合は、図面を作成するなどして違反状況を記録する。

(5) 質問に対する回答を拒否された場合の対応

質問に対する回答を拒否された場合は、その質問の必要性や目的を丁寧に説明するなど、回答してもらえるよう関係者を説得する。ただし、この質問権は、正当な理由なくして陳述しない者があっても、罰則で実効性を担保はしていない。

(6) 検査で知り得た情報の取り扱い

検査等により知り得た防火対象物の情報は、<u>みだりに</u>他に漏らしては ならない。

みだりにとは、「正当な理由なくして」という意味であり、次のような 場合には「正当な理由がある」と考えられる。

ア 職務上必要な事項として、検査結果を上司に報告する場合。

- イ 通知書の内容について、他の公的機関から法令根拠に基づく照会を 受け、それに回答する場合。
- ウ 捜査機関に対し告発する場合。
- エ 情報公開請求に対し、情報公開条例に基づき、妥当性を有するものとして公開する場合。

(7) 消防法令以外の法令違反を発見した場合の対応

消防法令以外の防火に関する規定に違反し、火災予防上重大な危険が 認められる事案を発見した場合は、当該法令の所管行政庁へ通知し、是 正促進を図る。

(8) 不適正な点検を発見した場合の対応

消防設備士が行った不適正な工事、整備又は点検の事実を確認した場合は、免状の返納等に係わる適切な対応を行う。

(9) その他

ア チェーン店等に違反がある場合の対応

チェーン店等、複数の店舗を設けて事業を行っている法人の一の店舗において消防法令違反を発見した場合、当該店舗における処理のほか、管内の他の店舗における立入検査の際には留意するとともに、必要に応じ、管外の他の店舗を管轄する消防本部への照会・情報提供や連携した指導等の実施を図る。また、同様の違反を確認した場合には、法人組織全体の防火管理体制の構築を図るため、必要に応じ、本社に対する適切な指導等を行う。

イ 重大な消防法令違反等を発見した場合の情報共有

防火対象物の位置、構造、設備又は管理について、スプリンクラー 設備等の主要な消防用設備等が過半にわたって不適・機能不良となっ ているもの、その他消火、避難その他の消防の活動に支障になる状況 が認められた場合は、違反処理への移行と並行して、速やかに警防担 当も含め消防機関全体で必要な情報共有を行い、消防活動全般におい て留意すること。

無届けの大幅な用途変更・増改築を発見した場合も同様の対応を行うこと。

第3 資料提出命令・報告徴収

資料提出命令・報告徴 収

法第4条の規定に基づく資料提出命令権及び報告徴収権は、消防対象物の実態把握若しくは、違反事実の解明・立証等火災予防上必要と認める場合、関係者の負担に考慮しつつ、消防長又は消防署長が主体となり、消防対象物の関係者に権限を行使する。なお、口頭等により任意の提出又は報告を求めて、相手方が応じた場合は、本権限の行使は必要ない。

(1) 資料提出命令で求める資料の例

火災予防上、消防対象物の実態を把握するために役立つ一切の文書図 画のうち、資料としてすでに作成若しくは作成予定のもの又は法令によ り資料の作成が義務付けられているものである。

- ア 消防法令上の各種届出書
- イ 消防用設備等の維持管理に関する委託契約書
- ウ 建物の図面等
- エ その他消防対象物の実態を把握するのに必要な書類

(2) 報告徴収で求める資料の例

火災予防上、防火対象物の実態を把握するために必要な全ての事項で、 資料として現に存在していないものを求めることができる。

- ア 危険物の一日の使用量
- イ 未確認増築部分の図面並びに面積算定結果
- ウ 管理権原者の職、氏名
- エ その他防火対象物の実態を把握するのに必要な事項

(3) 提出された資料の受領及び返還要領

- ア 資料提出命令により資料を提出させる際、関係者に所有権を放棄するか否かを記載した提出書に必要な資料等を添えて提出させ、放棄する場合は「受領した旨」、放棄しない場合は「保管する旨」を記載した 用紙を交付する。
- イ 資料を返還する場合は、提出の際交付した「保管する旨」を記載した用紙と引き換えとする。その際、関係者に返還を受けた旨の奥書若しくは受領書等、返還を証明するものを提出させる。

資料提出命令書の様式例

○○○第 ○○号 平成○○年○○月○○日

○県○○市○○町○丁目○番○号株式会社○○○○代表取締役 ○ ○ ○ ○ 殿

○○市消防本部○○消防署長○○○○○○○○○○○○○○

資料提出命令書

所 在 ○○県○○市○○町○丁目○○番○号

名 称 麻雀〇〇〇 (〇〇〇ビル7階)

用 途 〇〇〇

火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰 されることがある。

記

命令事項

平成○○年○月○日までに、○○ビル7階麻雀○○○部分の賃貸借契約書を○○消防署に提出すること。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から 起算して 60 日以内に○○市消防長に対して審査請求することができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に○○市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において○○市を代表する者は○○市長となる)。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に○○ 市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

報告徴収書の様式例

○○ 第 ○○ 号 平成○○年○○月○○日

○○県○○市○○町○丁目○番○号

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇 〇 〇 殿

○○市消防本部

○○消防署長 ○○○□印

報告徴収書

所 在 ○○県○○市○○町○丁目○○番○号

名 称 ○○○ビル

用 途 〇〇〇

火災予防のために必要があるので、消防法第4条第1項の規定に基づき、下記事項を平成○○年○○月○○日までに○○消防署に文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条第2号の 規定により処罰されることがある。

記

報告内容

○○○ビルにおける従業者の数

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から 起算して60日以内に○○市消防長に対して審査請求することができる。

また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に○○市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において○○市を代表する者は○○市長となる)。

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に○○市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

第4 検査結果の通知と改善指導

検査結果の通知要領

1 検査結果の通知要領

立入検査結果、判明した消防法令違反及びその他の事項について、原則として文書(通知書)により通知する。

(1) 通知要領

- ア 違反改修の履行義務者 (複数のときはそれぞれの義務者あて個別に) あて通知する。
- イ 平成14年の法改正の内容(命令時の標識の掲出、罰則の引き上げ等) を説明し、法令違反の自主的改善を促す。
- ウ 速やかに改善できる不備事項は、その場で是正させるとともに、必要に応じて通知する。
- エ 指摘事項が十分確認できない場合は、必要な検討を行い通知する。

(2) 通知書作成上の注意事項

- ア 違反事実の発生箇所を明確にする。
- イ 違反事実の根拠法令を明確にする。
- ウ 通知書の発信者名は、立入検査を実施した消防職員とする。
- エ 重大な消防法令違反の場合、名あて人の特定を慎重に行い、必要に 応じ、住民票等により確認する。

結果通知書の交付要領

2 結果通知書の交付要領

通知書を、検査終了後にその場で交付する場合は、名あて人又は<u>名あて人と相当の関係のある者</u>に直接交付する。期日を改めて交付する場合は、再度出向するか、名あて人又は名あて人と相当の関係のある者に出頭を求めて直接交付する。または、普通郵便により名あて人へ送付する。

名あて人と相当の関係のある者とは、名あて人の従業者若しくは配偶者 又は防火管理者等があたる。

(1) 交付要領

- ア 違反内容やその改修の必要性等について、十分な説明を行う。
- イ 改修意思等を確認するとともに、必要に応じて具体的な改修方法を 示す。
- ウ 直接交付する場合は署名を求めるが、相手方が拒否した場合は強制 できない(その旨を控え等に記録しておく)。
- エ 名あて人と相当の関係のある者に交付する場合は、通知書の内容等 の説明を行い、関係者に伝えるよう依頼する。

(2) 期日を改めて交付する場合

- ア期日を改めて交付する場合とは次のような場合が考えられる。
 - (ア) 名あて人が遠隔地に居住しており、名あて人と相当の関係のある者が不在のとき。
 - (イ) 名あて人及び名あて人と相当の関係のある者に通知書の受領を拒否されたとき。
 - (ウ) 指摘事項の確認のため検査直後に交付しなかったとき。
- イ 郵送により交付する場合、関係者に電話で説明するよう努める。

ウ 違反処理基準に該当する違反事実を通知する場合で、相手方が受領 を拒否している場合又は遠隔地に居住して署名が求められない場合は、 書留郵便(違反事実の内容により配達証明等)により、送付する。

立入検査結果通知書の様式例

			平成	年	月	日
立入検査系	吉果通	 知 書				
	殿					
所在地	***					
名 称						
	— ○市○○消	「防署○○課	.○○係	・出引	長所	
	氏名		0 0 77			
平成○○年○○月○○日あなたの						
の消防対象物について、(消防法第4						
検査を行った結果、下記に掲げる法々 められる事項がありましたので、する						
はられる事項がありましたので、する	グイルバニ	(音りるよ)	旭州し	ム ソ ()	
不備	事	項				
1 710						
	T					
連絡先	立会者	職・氏名				
○○市○○消防署○○係・出張所 □○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○						
					_	

改修報告書と指導記録

3 改修(計画)報告書の指導と指導記録の作成

(1) 改修(計画)報告書の指導

改修(計画)報告書の作成要領及び期限内に報告するよう指導すると ともに、文書により違反改修の履行義務者から報告させる。なお、改修 予定で報告する場合は、実現可能な方法による改修計画を指導する。

報告期限は、概ね1週間~1ケ月を設定するが、個々の事案により延 長も考慮する。

改修(計画)報告書の様式例

改修(計画)報告書

平成 年 月 日

○○市○○消防署長 殿

名	称	
所在	地	
代表	者	
職・氏	名	ED

平成○年○月○日付け、○○第○○号の立入検査結果通知書に基づく指摘事項の改修計画について、次のとおり報告します。

指摘事	耳項	改修計画の内容	改修完了予定日
※受付	※内容		
	担当:	係・出張所	(F)
備考: 1	※印欄	は記入しないでください。	

(2) 指導記録簿

検査の結果を指導記録簿に記録し、防火対象物台帳、改修(計画)報 告書等と一体として管理する。

2 この用紙に書ききれない場合は別紙等を利用してください。

- ア 立入検査年月日(違反を発見した日)
- イ 違反の内容
- ウ 改修までに実施した指導及び関係者の対応等

- エ 改修予定スケジュール並びに経過確認等の日時及びその状況
- オ その他必要な事項

報告内容の指導と確認 検査

4 報告内容の指導と確認検査

(1) 報告内容の指導

報告者が履行義務者であるかを確認し、異なる場合は履行義務者を報告者とする報告書の再提出を求める。また、改修内容及び改修予定期日を確認し、不備の場合は訂正又は再提出させる。

(2) 改修予定期日

改修内容が法令基準に沿った適切なものか、また、改修予定期日が、 社会通念上是正可能と認められる客観的な所要日数と火災予防上の必要 性と比較して妥当であるか確認する。場合によっては、算出根拠資料の 提出を求める。

(3) 確認検査と違反処理への移行

立入検査等により、改修報告書による改修予定期日に改修が実施されたかを確認する。

改修予定期日に改修が完了していない場合は、違反処理へ移行する。

第3章 立入検査の着眼点等

第3章 立入検査の着眼点等

第1節 防火対象物の特性と検査の着眼点

(1)項イ

1 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

(1)項イは、客席を設けて、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設であり、一般に興行場といわれているものである。(興行場法1)

「劇場」とは、主として演劇、舞踊、音楽等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。

「映画館」とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。

「演芸場」とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観覧する目的で公衆 の集合する施設であって、客席を有するものである。寄席等はこれに該当 する。

「観覧場」とは、スポーツ、観せ物等を観覧する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。野球場、相撲場、各種競技場、体育館、拳闘場、競馬場、競輪場、競艇場、サーカス小屋等がこれに該当する。動物園の獣舎、植物園の温室、水族館等、通常屋内に観覧のための客席を有しないものは含まれず、(15)項に該当する。

【火災事例】

- ・東京宝塚劇場(昭和33年2月1日。死者3、負傷者11)
- ・中日スタジアム(昭和26年8月19日。死者4、負傷者331)

【特性】

- (1) 客席における収容人員(密度)が、他の用途に比べて大きい。
- (2) 用途上開口部が少なく、開演中は一部を除き閉鎖されている。
- (3) 演出効果のため舞台上で火気を用いたり、多くの照明が使用されることが多く、大道具、小道具等の可燃物も多量にある。
- (4) 屋外観覧場を除く劇場、映画館等の客席及び舞台部は、喫煙等の禁止 場所に指定されており、喫煙若しくは裸火の使用又は危険物品の持込が 禁止されている。
- (5) 特別興行等の場合、営利優先の観点から客席通路への補助椅子等の持 込等を行なうことがあり、また、仮設劇場等では催物の内容に応じて客 席等の形態を変更して使用する場合がある。
- (6) 興行中は、一般的に客席内を暗くしており、また、特例を受けて誘導 灯を消灯するものがある。

【着眼点】

(1) 避難管理等

ア 開演中、避難口等が施錠されるものにあっては、非常時に自動的に 開錠できる装置が設置してあるか、又はその他の即応体制が取られて いるか等について確認するとともに、従業員による避難誘導体制につ いて確認する。特に、高層階や地階にある施設では、廊下や階段等の 確保が重要である。

イ 誘導灯の非常電源の容量は十分であるか、また、開演中に消灯する 誘導灯は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯するなど 基準に適合しているか確認する。

(2) 舞台照明の管理

舞台部の照明装置で、照射面が高温となる器具が使用されている場合は、可燃物との距離が十分確保されているか確認する。

(3) 禁止行為及び喫煙管理

喫煙所が適正に設けられているか。解除承認がされている場合は、その条件が満たされているか確認する。また、出演者控室、衣裳部屋、楽屋等は人の出入りが頻繁で、喫煙管理も怠りがちなので十分確認する。

(4) 収容人員の管理

定員を記載した表示板が設けられ、定められた収容人員で管理しているか。定員に達した場合に直ちに満員札を掲げる体制がとられているか確認する。

(5) 防炎物品の使用

暗幕、どん帳等の幕類、じゅうたん等の敷物、舞台において使用する 大道具用の合板、繊維板等は防炎性能を有するものを使用しているか確 認する。

(1)項口

2 公会堂又は集会場

(1)項口は、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するものである。

「公会堂」とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するもののうち、通常国又は地方公共団体の管理に属するものをいう。公会堂と称するもののほか、市民会館、福祉会館等でこれらに属するものがある。

「集会場」とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するもののうち、公会堂に該当しないものをいう。小規模な公民館や貸しホールなどがこれに属する。神社、寺院等に附属する結婚式場や披露宴会場等は、その施設の独立性が強く、もっぱら結婚式等の集会の用に供される場合は、これに属する。

(1)項イとの規制上の差については、消火器の設置が緩和されている。

【火災事例】

·根室市公民館別館(昭和42年4月26日。負傷者7)

【特 性】

- (1) 催物開催の都度、主催者(使用者)が代わることが多い。
- (2) 催物の内容によっては、定員を超えて入場させることがある。
- (3) 建物関係者と催物関係者との連携が取れていないことがある。
- (4) 構造、設備、使用方法において、(1)項イと類似している。

【着眼点】

(1) 防火管理体制及び避難管理等

- ア 建物関係者と催物主催者との間に、火災発生時の初動措置体制の連 携が図られているか。
- イ 火災発生時等の従業員による避難誘導体制について確認する。
- ウ 誘導灯の非常電源の容量は十分であるか、また、公開中に消灯する 誘導灯がある場合は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点 灯するなど基準に適合しているか確認する。

(2) 禁止行為及び喫煙管理

- ア 禁止行為及び防炎処理に係る事案について、その内容が建物関係者 から催物関係者へ周知徹底するよう事前指導するとともに、その履行 状況の確認を行なう。また、喫煙所が適正に設けられているか。また、 解除承認がされている場合は、その条件がが満たされているか確認す る。
- イ 出演者控室、衣裳部屋、楽屋等は人の出入りが頻繁で、喫煙管理も 怠りがちなので喫煙管理の徹底を図る。

(3) 収容人員の管理

定員を記載した表示板が設けられ、定められた収容人員で適正に管理しているか。定員に達した場合に直ちに満員札を掲げる体制がとられているか確認する。

(4) 防炎物品の使用

暗幕、どん帳等の幕類、じゅうたん等の敷物等が防炎性能を有するもの を使用しているか確認する。

(2)項イ

3 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの

(2)項イは、主として洋式の客席を設けて、客席において接待(カウンター越しの接待は含まない。)をし、又は客にダンスをさせる設備を有するものである。風適法第2条第1項第1号から第3号に掲げる営業の用に供される防火対象物であって、その許可を受けているかどうかは問わない。

「**キャバレー**」とは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待を して飲食させる施設をいう。

「カフェー」とは、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる 施設をいう。現在では、バーと称する場合が多い。

「ナイトクラブ」とは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ客に飲食を させる施設をいう。接待はしない。

「その他これらに類するもの」とは、クラブ、バー、サロン等の名称を冠 しているが、その営業の実態においてキャバレー、カフェー又はナイトク ラブと同一視されるものである。

【火災事例】

・宇都宮市のキャバレー(昭和39年4月23日。負傷者7、隣接百貨店に 延焼)

【特 性】

(1) 店長等を含め従業員の入れ替わりが激しく、施設の内部事情に精通している者が少ない。

- (2) 同一建物内に同種の対象物が複数存在するときは、避難経路が別々な場合があり、非常口や避難階段等へ通じる扉等が閉鎖されていることがある。
- (3) 客等は酩酊状態の者も多く、防火に対する関心は薄く、たばこの吸殻 の処理の不十分により閉店後出火した事例も多い。また、客席はボック ス席、テーブル席が多く、室内の照明は暗く、キャンドルやクラッカー 等を使用することがある。
- (4) 従業員の更衣室や事務室は、建物の奥まった位置にあり、中には廊下 や階段の一部に設けられている場合がある。
- (5) 調理室には、各種火気使用設備・器具が設置されており、小規模な対象物には移動式の火気使用器具が多く使用されている。
- (6) 店内改装が頻繁で、自動火災報知設備の未設置、感知器の未警戒、屋 内消火栓の使用障害等が発生することが多い。
- (7) 短期間に経営者が変わることも多く、消防用設備等の維持管理がなお ざりにされやすい。
- (8) 防火戸が入口となっている店にあっては、防火戸をくさび等で止めていたり、二重構造にしているものがあり、閉鎖障害となっていることがある。

【着眼点】

(1) 喫煙管理

従業員の更衣室、控室等における喫煙管理が適切に行なわれているか、 また、閉店時には安全に吸殻の処理を励行しているかについて確認する。

(2) 防火管理体制

災害発生時における初動体制に不備が多いことから、消防計画上の任 務に基づく通報、避難等の訓練の実施状況の確認を行い、実効性が確保 できるよう指導する。

(3) 避難管理等

ア キャバレー等の客席には避難上有効な避難通路が確保されているか 確認する。

イ 通路や避難階段等に避難に障害となる物件を置いていないか、避難 階に至る避難経路に防火戸の撤去や施錠等、重大な欠陥がないか確認 する。

ウ 従業員控室等からの避難経路の確保状況について確認する。

(4) 防炎物品の使用

装飾のためのカーテン、幕類、じゅうたん等の物品が、防炎性能を有 するものを使用しているか確認する。

(5) 火気使用設備の管理

調理室の各種火気使用設備・器具等の周囲可燃物との離隔距離の確保 状況、又は防火措置がされているか確認する。

(6) 消防用設備等の維持管理

改装等により消防用設備等の使用障害や視認障害はないか、自動火災 報知設備の感知器の未警戒や取外しがないか等について確認する。また、 小規模雑居ビル等に設置されている避難器具の管理状況や従業員への周 知状況等について確認し、指導する。

(2)項口

4 遊技場又はダンスホール

(2)項口は、設備を設けて、不特定多数の客に遊技又はダンスをさせる施設である。

「遊技場」とは、設備を設けて多数の客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、ビリヤード、ボーリングその他の遊技を行わせる施設である。風適法第2条第1項第7号の施設に限らず、同法の規制を受けない施設も含む。観客席を有しない屋内アイススケート場や、屋内ローラースケートもこれに該当する。

「ダンスホール」とは、設備を設けて、客にダンスをさせる施設である。 風適法第2条第1項第4号に該当する営業に供されるもののほか、ダンス 教師の指導により、客にダンスをさせる教習場を含むが、日本舞踊場やバ レー教習場は含まない。

(2)項イとの規制上の差はない。

【火災事例】

- ・西都のパチンコ店(昭和38年1月24日。死者4、負傷者13)
- ・横浜市の麻雀店(平成11年5月23日。死者7、負傷者1)

【特 性】

- (1) 一般に遊技場は、各種遊技機器、自動販売機等が通路や出入口付近に 設置されることが多い。
- (2) 従業員の事務室や更衣室等は、建物の奥まった避難しにくい位置や、廊下、階段等の一部に設けられている場合がある。
- (3) 施設の種類によっては、一度に多数の客を入場させることがある。
- (4) 多くの照明や音響装置のため、電気配線が縦横に走り、配線の接続部も多い。
- (5) ボーリング場では、ピンの洗浄、塗装、レーンの清掃等に危険物が使用されることが多い。
- (6) ディスコ等では、防音効果の面から無窓化し、大音量で音楽を流して おり、火災等の発生時の警報の伝達に難点がある。また、店内装飾には 鏡が多く使用されている。

【着眼点】

(1) 避難管理等

- ア 避難のための通路や避難階段等の避難施設が適正に管理されている か確認するとともに、従業員の事務所等からの避難経路の確保状況に ついても確認する。
- イ 火災発生時のパニックを防止するため、対象物の設置階及び避難施 設の状況等、対象物の実態に応じた入場人員の自主管理を行なうよう 指導する。
- ウ ディスコ等においては、非常時に速やかに特殊照明及び音響を停止 し、避難誘導がとれる体制になっているか確認する。また、火災等の

伝達や避難誘導方法について確認する。

エ ディスコ等の主要避難経路等に設けた鏡等による避難障害がないか について確認する。

(2) 火気管理と防炎物品の使用

ア ボーリング場等、業務上危険物を使用する対象物においては、危険 物の管理及び火気管理について徹底させる。また、従業員の事務所や 更衣室等の火気管理や喫煙管理について指導する。

イ 対象物で使用するカーテン、幕類及びじゅうたん等の床敷物等は、 防炎性能を有するものを使用しているか確認する。

(3) 消防用設備等の適正管理

施設の音楽等により、警報設備の音響が有効に判別又は伝達できないことがあることから、警報設備と連動して音楽放送や特殊照明等を遮断する制御器等の設置指導を行なう。また、非常放送設備や誘導灯等の避難誘導に係る消防用設備の維持管理状況について確認する。

(4) 電気設備の適正管理

多くの照明や音響装置のための電気配線が天井裏等に施設されており、 これらの日常点検の励行を徹底させる。

5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(2)項二、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。) その他これに類するものとして総務省令で定めるもの

(2)項ハは、風適法第2条第5項に規定されている性風俗関連特殊営業等を営む店舗及びその他これに類するものとして総務省令で定めるものである。ただし、(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものは除かれている。本項は、平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災の課題を受けて、平成14年の政令改正により新たに追加されたものである。

また、性風俗関連特殊営業を営む店舗に含まれる個室ビデオ、テレフォンクラブは、平成20年10月1日から(2)項ニとして扱われているため、(2)項ハから除かれている。

「性風俗関連特殊営業」とは、「店舗型性風俗特殊営業」、「無店舗型性風俗特殊営業」、「映像送信型性風俗特殊営業」及び「無店舗型電話異性紹介営業」をいうが、店舗形態を有しない性風俗関連特殊営業は、原則本項に含まれない。また、本項の対象物の該当要件は、あくまでも営業形態であり、公安委員会への届出を要件としない。

「店舗型性風俗特殊営業 | とは、次のいずれかに掲げるものをいう。

- ① 浴場業(公衆浴場法1①)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業(風適法2⑥1)。 例 ソープランド(運用により(9)項イとして取り扱う。)
- ② 個室を設け、異性に客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(前①の営業を除く。)(風適法2⑥2)。

(2)項ハ

例 ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ

- ③ 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行 その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行 の用に供する興行場(興行場法第1①)として、風適法施行令(以下 この項において風適令という。)で定めるものを経営する営業(風適法 第2⑥3)。
 - ア 風適令第2条第1号に規定するもの 例 ヌードスタジオ
 - イ 風適令第2条第2号に規定するもの 例 のぞき劇場
 - ウ 風適令第2条第3号に規定するもの 例 ストリップ劇場 (運用により(1)項イとして取り扱う。)
- ④ 専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供する風適令第3条第1項で定める施設を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業(風適法第2 ⑥4)。
 - 例 ラブホテル及びモーテル (運用により(5)項イとして取り扱う。)、 レンタルルーム
- ⑤ 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で、風適令第4条で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業(風適法第2⑥5)。 例 アダルトショップ (運用により(4)項として取り扱う。)、アダルトビデオレンタルショップ
- ⑥ 前①から④に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する 営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える 影響が著しい営業として風適令で定めるもの(風適法 2 ⑥ 6)。現在、 定めはない。

「総務省令で定めるもの」とは、規則第5条第1項第1号の店舗(電話以外の情報通信に関する機器を用いて異性を紹介する営業を営む店舗)で、いわゆるセリクラ(店舗形式)を、また、同第2号の店舗は、異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗のことをいう。

【特性】

- (1) ファッションヘルス等の客室は、小規模に間仕切して使用するものが 大半である。
- (2) 対象物の避難通路は狭く、そのうえ各室の扉が廊下側に開くように施工されている場合が多く、避難時の通路の幅員は一層狭くなる。
- (3) 性風俗関連施設の多くは、室内の照明を薄暗くして営業している。
- (4) 施設の利用者は不特定多数で、施設内部の事情に不慣れである。

【着眼点】

- (1) 避難施設の管理等
 - ア 非常口や避難階段等を施錠していないか、避難階段等に避難に障害 となる物件が存置されていないか、防火戸は適正に管理されているか などを確認する。
 - イ これらの施設の大半が性的サービス等を伴い、そのことに熱中する

ことによる避難の困難性が考えられることから、火災等発生時の警報の伝達や避難方法について確認する。

ウ 誘導灯の非常電源の容量は十分かについて確認する。

(2) 火気管理と喫煙管理

従業員の控室や更衣室等は狭く、乱雑も考えられるため、火気使用器 具を使用する場合の管理の徹底と喫煙管理の指導を行なう。

(3) 防炎物品の使用

店内で使用するカーテンやじゅうたん等は、防炎性能を有するものを 使用しているか確認する。

(4) 消防用設備等の適正管理

改装等により消防用設備等の使用障害や誘導灯は適正に設置されているか等について確認する。特に、性風俗関連施設の多くは室内照明が薄暗く設定されており、避難誘導のための誘導灯の維持管理状況の確認を行う。

また、小規模雑居ビル等に設置されている避難器具の管理状況や従業 員への周知状況について確認し、指導する。

6 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む 店舗で総務省令で定めるもの

(2)項二は、平成19年1月に発生した兵庫県宝塚市のカラオケボックス火災、平成19年6月に発生した渋谷区の温泉施設シエスパ火災の事例にかんがみ、自動火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない施設の対象範囲を見直すとともに、これまで令別表第一(2)項ハとして区分されてきた風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗のうち一部が令別表第一(2)項ニとして区分され、平成20年の政令改正により追加された。

「個室(これに類する施設を含む。)」とは、壁等により完全に区画された 部分だけでなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等をい う。

本項に規定する「カラオケボックス」とは、一の防火対象物に複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。

「総務省令で定めるもの」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 個室(これに類する施設を含む。)において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗例 カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ、複合カフェ
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律 第122号)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗 例 テレフォンクラブ

(2)項二

③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第2条第1号に規定する興行場(客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。)

例 個室ビデオ

「店舗型電話異性紹介営業」とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的な性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し会話の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電話通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むものをいう(風適法 2 ⑨)。

【火災事例】

- ・兵庫県宝塚市のカラオケボックス(平成19年1月20日。死者3、負傷者 5)
- ・大阪市の個室ビデオ (平成20年10月1日。死者16)

(3)項イ

7 待合、料理店その他これらに類するもの

(3)項イの対象物は、(2)項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式のものをいう。

「待合」とは、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。

「料理店」とは、飲食物を提供するとともに、客を接待するための従業員 を有する施設である。

「その他これらに類するもの」とは、地方的慣習等により料亭、茶屋、貸 席等の名称を冠しているが、その実態において、待合、料理店と同様であ り、現実に風適法の許可を受けているかどうかは問わない。

消防用設備等の規制においては、(2)項イの防火対象物に比べて、消火器、スプリンクラー設備、消防機関へ通報する火災報知設備及び排煙設備が緩和されている。

【特 性】

- (1) (3)項イの対象物は、主として各種の宴会、会合等に利用され、客の大多数が不特定で施設の内部事情に不慣れで、酔客も多い。
- (2) 客室のほとんどは和室で、各部屋ごとに仕切られ、各部屋は廊下、階段によって連絡されている。また、廊下は、屈折していたり、行き止まりだったり、避難経路が迷路状になっている施設もある。
- (3) 厨房にはガスを用いる各種の火気使用設備・器具が設置され、多量の火気が使用されている。
- (4) 各部屋でガスこんろ等を使用するため、ガス配管が引き込まれている 部屋が多い。

【着眼点】

(1) 避難管理等

ア 火災等の災害が発生した場合、従業員による避難誘導体制が確立さ

れているか確認する。

- イ 避難経路である通路や避難階段に避難に障害となる物件を存置していないか、防火戸や誘導灯等の避難に係る施設や設備の機能が適正に維持管理されているか確認する。
- ウ 小規模雑居ビル等に設置されている避難器具の管理状況や従業員へ の周知状況について確認し、指導する。

(2) 火気使用設備等の適正管理

厨房等における火気使用設備等の使用状況及び点検・清掃等の状況を 確認するとともに、各部屋で使用する火気使用設備・器具の自主管理状 況について確認する。

(3) 喫煙管理

座布団等の間に入ったたばこの吸がらや火の粉に起因する火災も多い ことから、吸殻の処理を含めた喫煙に対するチェック指導を行なう。

(4) 防炎物品の使用

店内で使用するカーテンやじゅうたん等は、防炎性能を有するものを 使用しているか確認する。

(3)項口

8 飲食店

「飲食店」とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、和式か洋式かを問わないが、客の遊興又は従業員の接待を伴わない点で、(2)項イ又は(3)項イに掲げる防火対象物と異なる。各種の食堂、そば屋、すし屋、喫茶店、スナック、ビヤホール、スタンドバー、酒場等で、営業の実態が(2)項イ又は(3)項イに該当しないものである。従業員のための福利厚生施設やセルフサービス式も該当する。なお、食品衛生法第52条の営業許可を受けているかどうかを問わない。

【特性】

- (1) 従業員は、パートタイマー、臨時雇用者等が多く、従業員の入れ代わりも激しいため、防火に対する認識は希薄である。
- (2) 厨房には、各種の火気使用設備・器具が設置されており、常時多量の火気が使用され、食用油等の使用が多い。
- (3) ビアーガーデン等では、施設の収容能力を超えて客を入れる場合がある。
- (4) その他(2)項イ、(3)項イと同様の特性がある。

【着眼点】

(1) 防火管理体制等

ア 防災教育の実施

パートタイマーやアルバイト等、短期雇用の者も多く、これらの従 業員に対する防災教育・訓練の実施状況を確認し、火災発生時に適切 な初動措置がとれる体制について指導する。

(2) 火気管理の徹底

ア 日常的に火気を使用しており、慣れによる取扱い不良や点検整備の 不備等による出火防止のため、火気取扱責任者等を定め、日常のチェ ック体制を確実にするなど、火気管理体制の指導を行なう。

イ 天ぷら等の揚げかす等は、余熱や自然発火による出火もあることから、これらの閉店後の処理、保管状況等について確認する。

(3) 火気使用設備等の管理

ア 厨房の火気使用設備と可燃性造営材との接触、接近による炭化事例 もあることから、火災予防上安全な離隔距離をとるか若しくは不燃材 等による措置を講じるよう指導する。

イ 厨房の天蓋や排気ダクトは、油で汚れやすく、延焼拡大の原因となることから定期的な清掃について確認し、指導する。

(4) 避難管理等

施設のスペースに余裕のない飲食店にあっては、避難通路や避難階段を物置がわりに使用するなど、避難障害や防火戸の閉鎖障害となることが多い。特に、複合ビル内の飲食店にあっては、避難階段(共用階段)に避難の障害となる物件等を存置していないか確認する。

(5) 喫煙管理·防炎規制

(3)項イと同様である。

9 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場

(4)項の対象物は、単独若しくは集団的な店舗又は展示場である。

「百貨店」とは、物品販売業(物品加工修理業を含む。)を営む大規模な店舗をいう。百貨店は、旧百貨店法(昭和31年法律第116号)において定義されていたが、これが昭和48年に廃止されたにもかかわらず、百貨店という名称が広く一般に定着していたため、現在、百貨店という用語が残されている。

「マーケット」とは、通常、多数の種類の物品を販売する施設であって、経営主体を異にする複数の店舗が一の建築物又は工作物の内部にあって集団的な店舗の態様をなし、かつ、通常、共通の出入口及び通路を有するものをいう。飲食店その他の物品販売業以外の業態が混在する場合であっても、全体としてマーケットとして把握できる場合は、これに該当する。

「物品販売業を営む店舗」について特に定義されていないが、衣食住に関する商品を直接販売する店舗と解される。また、物品販売という用語からして、卸売店舗もこれに該当する。

「展示場」とは、物品を陳列して不特定多数の者に展示する用途に供される防火対象物をいい、たとえば見本市、自動車販売展示場、博覧会のパビリオン等が該当する。

【火災事例】

- ・熊本市の大洋デパート (昭和48年11月29日。死者103、負傷者121)
- ・尼崎市の長崎屋尼崎店(平成2年3月18日。死者15、負傷者6)
- ・さいたま市のドンキホーテ浦和花月店(平成16年12月13日。死者3、 負傷者8)

【特性】

(1) 百貨店等の売場には多種多量の商品等が収納展示又は陳列されており

(4)項

収納物には可燃物が極めて多い。

- (2) 施設には、食堂、食料品売場、暖房器具、電気器具等の実演売場等の 火気を使用する部分のほか、ガソリン、シンナー、塗料類、玩具用煙火、 化粧品等の危険物品等の陳列又は取り扱いがされている。
- (3) 店内の大規模空間内には不特定多数が入り、エスカレーター、エレベーター、階段等の吹き抜け空間も多い。
- (4) 催物の開催時には、多くの客が一定の場所に集中することがある。
- (5) 売場のレイアウトは頻繁に変更され、主要避難通路や補助避難通路の 有効幅員確保に支障をきたすことがある。
- (6) 商品運搬用の台車や商品の集積等により、通路や階段等では避難障害 が起こりやすく、また、防火シャッターの降下部では商品等で閉鎖障害 となることが多い。
- (7) スーパーマーケット等小規模な店舗では、パートやアルバイトが多く、 防災教育もなおざりにされがちである。
- (8) 売場又は展示場部分は、条例の規定により、喫煙、裸火の使用及び火災予防上危険な物品の持込は禁止されている。
- (9) 閉店時や休店日等に行なわれる改装工事により、消防用設備等が使用 障害になることがある。

【着眼点】

(1) 避難誘導対策

- ア 売場及び展示場部分は、屋外に通じる避難口又は階段に直通する主 要避難通路及び補助避難通路の有効幅員が確保されているか確認する。
- イ 通路、階段等に避難に支障となる商品等が置かれていないか確認するとともに、従業員に対する避難誘導に係る教育状況について確認する。
- ウ 大規模な催物の開催時には、避難対策を重点とした組織が編成されているか確認する。

(2) 火気管理及び喫煙管理

- ア 条例規制に基づく、禁止行為の解除承認がされている場合は、その 条件等の遵守状況について確認する。
- イ 喫煙所には、必要な灰皿が置いてあるか、禁止行為や喫煙場所について、定期的に店内放送を行なうなどして客に周知するよう指導する。

(3) 防炎物品の使用

店内には寝具、衣料等の商品の陳列とともに、カーテン、幕類、じゅうたん等の延焼媒体となるものが多く使用されており、これらについて、防炎性能を有するものが使用されているか確認する。

(4) 避難施設及び防火区画の管理

- ア 避難階段等の防火戸の自動閉鎖機能の維持、管理状況について確認 するとともに、これらのチェック体制が確立されているか確認する。
- イ 繁忙期は、避難階段内に商品をストックする場合もあるので確認する。
- ウ エスカレーター等の竪穴区画としてのシャッターの降下部に商品を

陳列し、閉鎖障害となっていないか確認し、是正させる。

(5) 工事中の防火管理

店内改装のため工事関係者による火気が使用されたり、消防用設備等が一時的に使用不能となる場合があり、工事中の防火管理について確認する。

(6) 放火防止対策

物品販売店舗の出火原因には放火によるものが多く、監視カメラや炎 感知器の設置、従業員等による巡回等の対策がとられているか確認する。

(7) 消防用設備等の管理

自動火災報知設備の地区ベルを停止していないか、商品の陳列や広告 物により誘導灯が視認障害となっていないか、商品の陳列等によりスプリンクラー設備の散水障害や屋内消火栓の操作障害等がないか確認する。

(5)項イ

10 旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの

(5)項イは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設である。

「**旅館**」とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び設備 の主たる部分が和式のものをいう。

「ホテル」とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び設備の主たる部分が洋式のものをいう。

「宿泊所」とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び設備が主として宿泊する場所を他数人で共用するように設けられているものをいう。規則第1条の3のうち(5)項イの防火対象物に関する部分で「簡易宿泊所及び主として団体客を宿泊せるもの」が該当する。

「その他これらに類するもの」が平成14年の政令の改正により追加された。これは、従来(5)項イは、主たる目的が「宿泊」の用に供される施設に限定されていたが、近年の社会実態、経済活動、娯楽の形態及び性風俗関連産業の変化等に伴い、レンタルルームやファッションマッサージ等、主たる目的は宿泊以外であっても、実態上宿泊が可能な施設が多数出てきている現状から追加されたものである。このような施設は、主たる目的は宿泊ではないが、24時間営業であることやベッド等の寝具を置いていることなどから、実態上宿泊と同様な使われ方をする可能性があるため、火災予防上の危険性や避難の困難性等の観点から、(5)項イと同様の扱いをすることが必要とされたものである。これらの施設が(5)項イに該当するか否かについては、①不特定多数の者の宿泊が継続して行なわれていること。②ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。③深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。④施設利用に対して料金を徴収していること。などの条件を勘案することとなる。

会社や団体が経営する寮、保養所等の旅館類似の福利厚生施設のほか、 ユースホステル、青年の家、山小屋、海の家、モーテル等も本項に該当す る。

【火災事例】

- ・藤原町の川治プリンスホテル(昭和55年11月20日。死者45、負傷者22)
- ・千代田区のホテルニュージャパン(昭和57年2月8日。死者33、負傷者33)
- ・東伊豆町の大東館(昭和61年2月11日。死者24)
- ·福島市若喜旅館本店(平成6年12月21日。死者5、負傷者3)

【特 性】

- (1) 施設は短期的な宿泊施設であることから、不特定多数の者の出入りが 頻繁で、大規模ホテル等においては、一時に多数の客が利用する。また、 客の多くは施設の内部に不慣れであり、客室は密室性が高い。
- (2) 比較的規模の大きいホテル等は、単なる宿泊施設としての使用でなく、会議室や結婚式場、レストラン等が附設されており、多目的に使用される。
- (3) ホテル等の従業員数は、昼間に比べて夜間の人員が少ない体制となっている。なお、観光地等の大規模宿泊施設においては、敷地内又は敷地に隣接して、従業員の寄宿舎や社宅が設けられている場合が多い。
- (4) 廊下やロビー等を中心にじゅうたん等が多く使用され、張替え工事等 の頻度も高い。また、宿泊室や会議室、式場にはカーテンが設けられて いる。
- (5) 各宿泊室から避難口へは廊下で接続されており、屋外階段等の扉は防 犯等の観点から施錠されている場合が多い。

【着眼点】

(1) 防火管理体制

- ア 夜間の時間帯に火災が発生した場合における自衛消防組織の編成と 初動措置対応、並びに従業員の非常招集等の補完体制について確認す る。
- イ 大規模な催物が開催される場合は、ホテル側と催物主催者側の連携 状況を確認する。
- ウ 従業員に対する初期消火、通報、避難誘導等の消防訓練の実施状況 について確認する。

(2) 火気管理、喫煙管理

- ア 宿泊室や宴会場のほか、従業員の休憩室、仮眠室、更衣室等における火気点検及び喫煙管理等について施設側の自主チェック体制が確立 しているか確認する。
- イ 厨房、ボイラー室等における火気使用設備等の使用状況、定期的な 点検・清掃等の状況、使用油等の処理、保管状況等を確認する。
- ウ 簡易宿泊所においては、共用の火気使用設備・器具の設置状況や管理状況を確認する。また、各宿泊室内の火気使用器具の使用や制限状況を確認し、出火防止の指導を行なう。

(3) 避難施設の管理

ア 避難経路図

各宿泊室の見やすい場所に、それぞれの部分から屋外に通じる避難 経路図を掲出されているか確認する。

イ 避難口等の管理

避難経路上の戸で防犯上等の観点から施錠している戸は、「非常の際、自動的に開錠できる装置が設けてあるもの」、「かぎ等を用いず屋内から一の動作で容易に開錠できるもの」その他火災発生時に支障なく避難できるか確認する。

(4) 消防用設備等

自動火災報知設備の地区ベルが停止されていないか、避難口誘導灯の 非常電源の容量は十分か、その他消防用設備等の日常点検の実施状況等 について確認する。

(5) 防炎物品の使用

各宿泊室や宴会場、共用部分等で使用されているカーテンや暗幕、じゅうたん等は防炎性能を有するものを使用しているか確認する。

(5)項口

11 寄宿舎、下宿又は共同住宅

(5)項口は、集団居住のため又は居住性の宿泊のための施設である。

「寄宿舎」とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設で、有料、無料を問わない。なお、学校教育法に定める特別支援学校の寄宿舎で自力避難困難な者が多数入所しているものについては、(6)項ハとして取り扱われる場合がある。

「**下宿**」とは、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる施設をいう。旅館業法第2条第5項の下宿営業の用に供されるもので、業として行われるものである。

「共同住宅」とは、住居として用いられる独立した住戸を単位として構成される集合住宅のうち、居住者が出入口、廊下、階段室、エレベーター室、屋上等を共用するものをいう。台所、便所、浴室等が各戸ごとに存在することは要件ではない。また、分譲、賃貸の別は問わない。いわゆるアパートはほとんどこれに該当する。なお、共同住宅のうち、火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合するものは、「通常用いられる消防用設備等」に代えて令第29条の4に規定する「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を用いることができる。

消防用設備等の規制は、(5)項イと比較し、ガス漏れ火災警報設備を必要とせず、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び誘導灯について規制が緩和されている。

【火災事例】

- ・海老名市の寄宿舎(平成6年7月6日。死者8)
- ・四街道市の寄宿舎(平成13年5月5日。死者11)

【特 性】

- (1) 住戸には、生活習慣や防火意識の異なる人々が入居し、幼児、老人等も多い。また、個々の私生活の場であることから、施設全体の防火意識が一般的に希薄である。
- (2) 小規模な対象物は木造や防火構造のものが多く、延焼拡大危険が大き

- (3) 都市部を中心に、土地の高度利用から高層の共同住宅が多い。
- (4) 耐火構造の共同住宅では、令32条等の規定に基づく特例基準を適用し、 消防用設備等の設置を緩和した対象物が多い。
- (5) 分譲マンション等においては、転売等により所有者が変更になり、住 戸が事務所等の用途に変更されている場合がある。

【着眼点】

(1) 共用部分の管理

共用部分である廊下、階段等に私物を存置する場合があることから、 これらが消防用設備等の使用障害又は避難障害となっていないか確認す る。

(2) 特例基準の遵守

建築時に政令等の規定により特例基準が適用されている防火対象物に あっては、特例要件が適正に遵守され、維持管理されているか確認する。

(3) 出火防止等

ガスこんろ等の調理器具や石油ストーブ等からの出火防止や放火対策、 火遊び防止等の出火防止について注意喚起する。

(4) 住宅用防災機器の設置促進

自動火災報知設備が設置されていない住宅の部分について、条例等の 規定に基づく住宅用防災機器の設置、促進を行なう。

(5) その他

バルコニーでの2方向避難の確立、避難施設の維持管理、災害発生時 の初期対応等の任務等についての防火安全対策の指導を行なう。

12 病院、診療所又は助産所

(6)項イは、医療施設である。

「病院」とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯 科医業を行う場所のうち、患者20人以上の収容施設を有するものである (医療法1の5)。

「**診療所** | とは、病院と同様の場所であるが、患者の収容施設を有しない もの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいう(医療法1の5)。

「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務(病院又は 診療所において行うものを除く。)を行う場所であって、妊婦、産婦又はじ ょく婦10人以上の入所施設を有してはならないとされている(医療法2)。

【火災事例】

- ・佐野市の秋山会両毛病院(昭和45年6月29日。死者17、負傷者1)
- ・北九州市の済生会八幡病院(昭和48年3月8日。死者13、負傷者3)
- ・岩国市の岩国病院(昭和52年5月13日。死者7、負傷者5)

【特性】

(1) 疾病、出産等のため、火災の際に自力で避難することが不可能又は困 難な者を多数収容しており、多くは施設内部の事情に精通していない。 また、職員、看護師等の夜間の勤務人員は最小限である。

(6)項イ

- (2) ストレッチャー、車椅子等が廊下に存置され、避難上の障害となっている場合がある。また、小規模な診療所等では廊下、通路等を待合所にしているところもあり、ストーブ等の暖房器具を使用している場合がある。
- (3) 検査室や薬局等には、アルコール、エーテル、ベンゾール等の引火性 物品や各種医薬用品、高圧ガス等の危険物品が多種類にわたって貯蔵、 取扱いされている。
- (4) 精神科病院等においては、開口部に鉄格子等が設置され、かつ、各病室や病棟からの出口や屋外への避難口も施錠されていることが多い。
- (5) 厨房には、各種火気使用設備等が施設の規模等に応じて設置されており、ボイラー設備や暖房器具等も設置されている。
- (6) 放射線治療室、X線室、物理療法室等においては、フィルムやラジウム等の放射線物質等が貯蔵又は取り扱われ、高圧の電気設備が附設されている。

【着眼点】

(1) 夜間の初動措置体制

夜間の時間帯に火災が発生した場合における自衛消防組織の編成と初期消火、通報、避難誘導等の初動措置対応、並びに従業員の非常招集等の補完体制について確認する。

(2) 避難管理等

ア 自力避難困難者の避難誘導方法について確認する。

- イ 廊下、通路の幅員が確保されているか、常時閉鎖式防火戸の管理は 適正か、避難に障害となる物件等の存置はないか確認する。
- ウ 精神科病院等において開口部を施錠等している場合は、非常の際、 病室等から支障なく避難できる体制等となっているか確認する。

(3) 喫煙管理等

精神科病院等においては、喫煙管理の徹底とともにライター等の火気 の管理について指導する。

(4) 消防用設備等の管理

警報設備のベルの停止はないか、ストレッチャーや車椅子等による屋 内消火栓設備や消火器等の操作障害はないかなどについて確認する。

(5) 火気管理

石油ストーブ等移動式の暖房器具を使用している場合は、それらの管理が十分にされているか確認する。

(6) 危険物品等の管理

検査室等の危険物品等の貯蔵、取扱いについて、これらの物品等の落 下防止等の安全措置がとられているか確認する。

(7) 防炎物品の使用

小規模の診療所や医院では、防炎規制に対しての認識が低く、カーテンやじゅうたん等の防炎物品の使用について確認する。

(6)項口

13 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。)

(6)項口は、平成18年1月に長崎県大村市の認知症高齢者グループ火災の事例にかんがみ、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等について、防火管理者の選任や消火設備と警報設備を設置しなければならない施設の範囲を見直すとともに、(6)項口の防火対象物を(6)項口及び(6)項ハに区別することとする「消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)」及び「消防法施行規則の一部を改正する省令(平成19年総務省令第66号)」(平成19年6月13日公布)により見直され平成21年4月1日施行された。

主に要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、救護施設、 乳児院、認知症グループホーム等をいう。

「老人短期入所施設」とは、第10条の4第1項第3号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設とする(老人福祉法第20条の3)。

「養護老人ホーム」とは、第11条第1項第1号の措置に係る者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設とする(老人福祉法第20条の4)。

「特別養護老人ホーム」とは、第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする(老人福祉法第20条の5)。

「有料老人ホーム」とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。)の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう(老人福祉法第29条)。

「介護老人保健施設」とは、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生 労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)に対し、施設サ ービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練 その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設と して、第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保 健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施 設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及 び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう(介護保険法 第8条第25項)。

「救護施設」とは、生活保護法の第38条第2項に規定される保護施設の一つで、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする(生活保護法第38条第2項)。

「乳児院」とは、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする(児童福祉法第37条)。

「知的障害児施設」とは、知的障害のある児童を入所させて、これを保護 し、又は治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目 的とする施設とする(児童福祉法第42条)。

「盲ろうあ児施設」とは、盲児(強度の弱視児を含む。)又はろうあ児 (強度の難聴児を含む。)を入所させて、これを保護するとともに、独立自 活に必要な指導又は援助をすることを目的とする施設とする(児童福祉法 第43条の2)。

「**肢体不自由児施設**」とは、肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする(児童福祉法第43条の3)。

「**重症心身障害児施設**」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設とする(児童福祉法第43条の4)。

「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設(のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。)をいう(障害者自立支援法第5条第12項)。

「主として要介護状態にある者を入居させるもの」とは、介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のものをいう。

「主として障害の程度が重い者を入所させるもの」とは、障害程度区分 (障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第4条第4項に定める「障害 程度区分」をいう。)4以上の者が概ね8割を越えるものをいう。

「老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項若しくは第6項 に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業 を行う施設|

- (1) **老人短期入所事業**とは、老人福祉法第10条の4第1項第3号の措置 に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介 護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サー ビス費の支給に係る者その他の政令で定める者を特別養護老人ホーム その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、養護する事業 をいう。(老人福祉法第5条の2第4項)。
- (2) 認知症対応型老人共同生活援助事業とは、老人福祉法第10条の4第 1項第5号の措置に係る者又は介護保険法の規定による認知症対応型 共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知 症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に 係る者その他の政令で定める者につき、これらの者が共同生活を営む べき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の 援助を行う事業をいう(老人福祉法第5条の2第6項)。

「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設」

- (1) **短期入所**とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由 により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期 間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさ せ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜 を供与することをいう(障害者自立支援法第5条第8項)。
- (2) 共同生活介護とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう(障害者自立支援法第5条第10項)。
- 14 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る。)、肢体不自由児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)
 - ※ 「主として要介護状態にある者を入居させるもの」及び「主として障害の程度が重い者を入所させるもの」については、前(6)項ロに同じ。 「老人デイサービスセンター」とは、第10条の4第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による適所介護に係る居宅介護サービス費、

(6)項ハ

認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)を通わせ、第5条の2第3項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする(老人福祉法第20条の2の2)。

「軽費老人ホーム」とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(第20条の2の2から前条までに定める施設を除く。)とする(老人福祉法第20条の6)。

「老人福祉センター」とは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする(老人福祉法第20条の7)。

「老人介護支援センター」とは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする(老人福祉法第20条の7の2)。

「有料老人ホーム」とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。)の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう(老人福祉法第29条)。

「更生施設」とは、生活保護法の第38条第2項に規定される保護施設の一つで、救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする(生活保護法第38条第3項)。

「助産施設」とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設とする(児童福祉法第36条)。

「保育所」とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする(児童福祉法第39条)。

「児童養護施設」とは、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相

談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする(児童福祉法第41条)。

「知的障害児通園施設」とは、知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする(児童福祉法第43条)。

「**盲ろうあ児施設**」とは、盲児(強度の弱視児を含む。)又はろうあ児 (強度の難聴児を含む。)を入所させて、これを保護するとともに、独立自 活に必要な指導又は援助をすることを目的とする施設とする(児童福祉法 第43条の2)。

「**肢体不自由児施設**」とは、肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする(児童福祉法第43条の3)。

「情緒障害児短期治療施設」とは、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする(児童福祉法第43条の5)。

「児童自立支援施設」とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童 及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所 させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指 導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の 援助を行うことを目的とする施設とする(児童福祉法第44条)。

「児童家庭支援センター」とは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする(児童福祉法第44条の2)。

「身体障害者福祉センター」とは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設とする(身体障害者福祉法第31条)。

「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設(のぞみの園及び第一項の厚生労働省令で定める施設を除く。)をいう(障害者自立支援法第5条12)。

「地域活動支援センター」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜供与する施設をいう(障害者自立支援法第5条第21項)。

「福祉ホーム」とは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室の他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう(障害者自立支援法第5条22)。

「老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービ

ス事業しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 |

- (1) 老人デイサービス事業とは、老人福祉法第10条の4第1項第2号の 措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サ ービス費、認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費、 介護予防通所介護に係る介護予防サービス費若しくは介護予防認知症 対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者 その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)を特別養 護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、これらの 者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導そ の他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう(老人福祉法 第5条の2第3項)。
- (2) 小規模多機能型居宅介護事業とは、老人福祉法第10条の4第1項第4号の措置に係る者又は介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業をいう(老人福祉法第5条の2第5項)。

「障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16条までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設」

- (1) **生活介護**とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう(障害者自立支援法第5条第6項)。
- (2) 児童デイサービスとは、障害児につき、児童福祉法第43条の3に規定する肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう(障害者自立支援法第5条第7項)。
- (3) **短期入所**とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう(障害者自立支援法第5条第8項)。
- (4) 共同生活介護とは、障害者につき、主として夜間において、共同生

活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生 労働省令で定める便宜を供与することをいう(障害者自立支援法第5 条第10項)。

- (5) **自立訓練**とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう(障害者自立支援法第5条第13項)。
- (6) **就労移行支援**とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で 定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労 働省令で定める便宜を供与することをいう(障害者自立支援法第5条 第14項)。
- (7) **就労継続支援**とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう(障害者自立支援法第5条第15項)。
- (8) 共同生活援助とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう(障害者自立支援法第5条第16項)。

(6)項二

15 幼稚園又は特別支援学校

(6)項二は、幼児又は身体上若しくは精神上障害のある者の教育施設である。

「幼稚園」とは、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校をいう(学校教育法77)。

「特別支援学校」とは、学校教育法第1条に規定する学校のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体障害者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする施設が該当する(学校教育法71)。学校教育法第75条の特別支援学級は(7)項に該当する。

【特性】

- (1) 施設は、心身の未発達の者又は心身に障害がある者で、多くの者が人の助力を必要とするため、火災等の災害が発生した場合、避難誘導上の困難性が考えれれる。
- (2) 特別支援学校の児童は、視覚、聴覚、知的等の障害のため、誘導灯が見えにくい、自動火災報知設備や放送設備の音が聞こえにくいなどの理由により、避難行動がとれないことが考えられる。

【着眼点】

(1) 初動措置体制

災害発生時には、迅速で適切な避難誘導や通報、初期消火等の初動対 応が必要となることから、有効な初期措置体制が確立されているか確認 する。

(2) 施設の実態に応じた消防用設備等の設置

視覚障害や聴覚障害等、身体上のハンデを考慮した消防用設備等の設置状況及び維持管理状況について確認する。

(3) 避難誘導対策

ア 身体上のハンデ等、施設の実態に応じた消火及び避難訓練が定期的 に実施されているか確認する。

イ 寄宿舎併設の施設については、寄宿舎における避難誘導対策についても確認する。

(4) その他

カーテンやじゅうたん等の防炎物品の使用状況、火気管理や喫煙管理の状況について確認する。

16 小学校、中学校、高等、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの

(7)項は、学校教育又はこれに類する教育を行なう施設である。

「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学」とは、学校教育法第1条に掲げる学校のうち、(6)項ニに掲げるもの以外のものであって、一般教育を施すものである。なお、短期大学は大学に該当する。

「**専修学校**」とは、学校教育法でいう学校以外の教育施設で、職業若しく は実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として 組織的な教育を行なうものである(学校教育法124)。

「各種学校」とは、学校教育法でいう学校以外のもので、学校教育に類する教育を行なうものである(学校教育法134)。洋裁学校、美容学校、タイピスト学校、外国語学校等が該当する。

「その他これらに類するもの」には、学校教育法に規定する学校以外のもので、学校と同様な用途に供されるもの、例えば、消防大学校、自治大学校、気象大学校等が該当する。また、学習塾、そろばん塾、編物教室、料理教室等もこれに該当する。

【特 性】

- (1) 一般に単位面積当たりの収容人員が他の対象物に比べて大きく、教師等よりも、生徒や学生の人数の比率が高い。
- (2) 理科室、研究室、実験室等においては、アルコールランプをはじめ危険物、高圧ガス、火薬類等の実験材料が多く取り扱われている。
- (3) 大学の研究室や専門課程での実験装置には、大規模な炉、かまど、乾燥設備等の火気使用設備、電気設備、RI関係等の施設がある。
- (4) 専修学校や各種学校等においては、廊下に机や椅子等を置いたりして、 廊下幅員を狭めたりしている場合がある。
- (5) 学校における火災は、放火又は放火の疑いによるものが多く発生して

(7)項

いる。クラブ部室等からの出火事例も多い。

【着眼点】

(1) 出火防止対策

ア 危険物品等は、地震等による落下や混合防止等の措置が講じられて いるか確認する。

- イ 火気使用設備等を使用した場合、実験等終了後の点検体制がとられているか確認する。
- ウ 物置、部室等における可燃物等の整理整頓状況並びに喫煙管理状況 について確認する。

(2) 放火防止対策

夜間又は休校中における校舎及び付属施設の警備体制が確立されているか確認する。

(3) 複合対象物における避難管理

複合ビルの一部に存する専修学校や各種学校では、ビル全体の防火管理体制の確認を行なうとともに、防火シャッター、防火戸等の閉鎖障害がないか、避難障害となる物件を避難施設に存置していないか確認する。

17 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの

本項は、資料を保存する施設である。

「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう(図書館法 2)。図書館法第29条の同種施設も該当する。

「博物館又は美術館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう(博物館法 2)。寺院、神社等において、その所蔵品等を展示して公衆の観覧に供する施設は、宝物殿として独立棟であるなどその独立性が強いときは、本項に該当する。

「その他これらに類するもの」には、博物館法にいう博物館に該当しない 郷土館、記念館及び画廊等が該当する。

【特 性】

- (1) 施設は、展示室又は閲覧室、書庫あるいは保管格納庫、資料室等に分かれており、その他、視聴覚室、各種集会室、講堂、食堂、休憩室、機械室等がある。
- (2) 臨時展示の場合は、展示室内のレイアウトが変更される。また、特別 展示等においては、一度に多数の者が入場する場合がある。
- (3) 保管格納庫等には、美術品等の梱包材料として木毛、布類、段ボール 箱、木枠等の可燃物が集積されている。
- (4) 資料の再製、補修等においては、引火性危険物品や火気器具を使用する場合がある。
- (5) 貴重な資料を収納しているため、その保存や盗難等の観点から、出入

(8)項

口を限定し、それ以外の出入口を施錠して使用される場合がある。

【着眼点】

(1) 出火防止対策

火気使用設備等の日常点検状況、危険物品及び可燃性物品等の管理状況、喫煙管理の状況等、出火防止対策について確認する。

(2) 避難経路の確保

施設は、資料の紛失や盗難防止等の理由から出入口が限定されており、 火災等の発生時における2方向避難経路及び避難口の確保状況について 確認する。

(3) 消防用設備等の維持管理

特別展示等、レイアウトの変更が頻繁に行なわれる対象物については、 避難口をふさいだり、屋内消火栓設備の操作障害やスプリンクラー設備 の散水障害、誘導灯の視認障害、自動火災報知設備の感知障害がないか 確認する。

(9)項イ

18 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの

(9)項イは、公衆浴場のうちいわゆる特殊浴場と呼ばれるものである。

「**蒸気浴場**」とは、蒸気浴を行う浴場をいい、浴室のほかマッサージ室、 休けい室、ロッカー室等も含まれる。

「熱気浴場」とは、電熱器等を熱源として、高温低湿の空気を利用する浴場をいい、サウナ室のほか脱衣場、マッサージ室、休けい室、ロッカー室等も含まれる。

「その他これらに類するもの」には、砂湯、蒸風呂等が該当する。

【火災事例】

- ・千代田区の有楽サウナ(昭和43年3月13日。死者3、負傷者5)
- ・新宿区のトルコその(昭和44年3月28日。死者5、負傷者3)

【特 性】

- (1) 特殊浴場は密室構造のものが多く、浴室、熱気室、脱衣室、マッサージ室、休憩室及びロッカー室等の各種サービス施設が設けられている。
- (2) 大規模複合施設では、廊下、通路等が迷路状になっているものが多い。
- (3) 熱気浴場の熱気室は高温低湿の乾燥入浴施設で、可燃物の持込み、喫煙は禁止されている。
- (4) 火焚場には各種のボイラー等が設置され、常時多量の燃料が使用されている。燃料は一般に、固体又は液体燃料が使用され、燃料置場又は燃料タンクに貯蔵されている。
- (5) 24時間営業等の店舗も増加しており、使用実態も多種である。

【着眼点】

(1) 避難施設の管理

- ア 各場所から2方向避難が確立されているか、また、開口部は非常時 に開放可能な構造となっているか確認する。
- イ 避難の方向及び避難口の位置を明示した誘導灯、誘導標識が適正に 設置され、かつ、維持管理されているか確認する。

ウ 原下等の幅員が確保されているか、避難障害物件等の存置はないか などについて確認する。

(2) 火気使用設備の管理

ア 熱源と周囲の可燃物の状態が容易に点検できる構造となっているか、 周囲の可燃物に熱等による変色等の異状はないか、粉塵等の清掃を行 なっているかなどについて確認する。

イ ボイラー設備等の自主点検状況及び焚口周辺の燃料等の貯蔵、取扱い状況について確認する。

(3) 夜間の防火管理体制

深夜営業店舗は少人数で営業している店舗も多く、火災発生時の初動 対応が憂慮されることから、初期消火、避難等の訓練の実施状況、初動 対応時の任務分担の確認等、実効性が確保されるよう指導する。

(4) その他

カーテンやじゅうたん等の防炎対象物品の状況、喫煙管理の状況等について確認する。

(9)項口

19 前項に掲げる公衆浴場以外の公衆浴場

(9)項口は、(9)項イ以外の公衆浴場である。

「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させる施設をいう(公衆浴場法1)。銭湯のほか、鉱泉浴場等が該当する。

【特 性】

- (1) これらの施設には、木造又は防火構造のものが多く、火災が発生した場合延焼拡大の危険性が高い。
- (2) 利用者のほとんどが裸体であり、避難をためらう等避難に支障が生じることがある。
- (3) 熱効率をよくするため、釜を交換することがある。
- (4) 火焚場は各種のボイラー等が設置され、常時多量の燃料が使用されている。
- (5) 燃料は、一般に固体又は液体燃料が使用され、燃料置場又は燃料タンク等に貯蔵されている。

【着眼点】

(1) 出火防止対策

火災による延焼危険が大きいことから、火気使用設備等の管理及び喫煙管理等の出火防止対策について確認する。

(2) 火気使用設備等の管理

ア 煙道等に亀裂がないか、可燃物は接近していないかなどについて確認する。

- イ ボイラー設備等の自主点検状況及び焚口周辺における燃料等の貯蔵、 取扱い状況について確認する。
- ウ 燃料置場等が道路等の塀等に近接した位置にある場合にあっては、 通行人によるたばこの投げ捨てや放火への対応について確認する。

(10)項

20 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)

(10)項は、停車場や発着場である。

「車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場」とは、鉄道車両の駅舎 (プラットホームを含む)、バスターミナルの建築物、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する 建築物に限定される。したがって、運転関係者専用又は荷物専用の建築物は該当しない。

【火災事例】

- · 京都駅 (昭和25年11月18日)
- ·新宿駅(昭和36年12月7日)

【特性】

- (1) 構内には様々な営業施設が設けられ、大規模化・複雑化し、地下駅舎 にあっては深層化の傾向がある。また、駅ビルやデパート、地下街等と の一体化が進んでいる。
- (2) 施設は、業務区分ごとに管理が分かれており、防火管理がそれぞれの 施設ごとに行なわれる傾向にある。
- (3) 施設の利用者は、時間帯により増減が激しく、構内でイベントの開催される例も多い。
- (4) 地下駅舎は、深層化や複合化のため、煙等による人命危険及びパニックの発生危険が大である。
- (5) たばこの投げ捨てや放火による火災が多い。

【着眼点】

(1) 防火管理体制

- ア 構内店舗等を含めた総合的かつ一元的な防火管理体制について確認 し、指導する。
- イ 発災時における初動措置対応が、各担当相互の連携のもとに行なわれる体制であるか確認するとともに、情報の集約等一体となった防火管理体制について確認し、指導する。
- ウ 駅ビルや周辺建物と接続されている駅舎においては、火災が発生した場合に周辺対象物等を含めた連携体制が確立されているかを確認し、 その合同訓練等の実施について指導する。

(2) 避難誘導体制等

- ア 最大の利用者客数に対応できる人員の配置や避難誘導体制が確立されているかを確認する。
- イ 地下駅舎にあっては、放送設備等の情報機器を活用した迅速、適切 な避難誘導体制が確立されているかを確認する。
- ウ 発災時における多数の避難者を考慮し、コンコース等におけるイベント施設や物件による避難障害がないか確認する。

(3) 放火防止対策

コンコース等利用者が通行する部分における可燃物の除去や死角となる部分の巡回等、放火防止対策について確認する。

(4) 催物開催時の安全管理

イベントの開催にあたっては、法令等に基づく届出がされているか、 管理計画に基づく出火防止等の対応がとられているか確認する。

(11)項

21 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

本項は、宗教上の礼拝施設である。

「神社、寺院、教会その他これらに類するもの」とは、公衆が集合して宗教上の礼拝を行なう施設で、本殿、幣殿、拝殿、社務所、本堂、庫裡、客殿、礼拝堂等がある。礼拝のためだけでなく、あわせて結婚式や宿泊のために利用されているものも含まれるが、それらの用途部分の独立性が強く、もっぱらその用に供されているときは、(1)項や(5)項イに該当する。

神社本庁、教務庁、宗務所、教団事務所のような各教派、宗派、教団等 の事務所は神社、寺院等と同一の敷地内に存在して、その神社、寺院等の 本来の機能と結びついている場合は、本項に該当する。

なお、寺院等のうち重要文化財等に指定されたものは、本項だけでなく (17)項の部分にも該当する(令別表第1備考4)。

【火災事例】

- ・高野山西南院(昭和44年12月18日)
- ・倉敷市の川原神社(平成4年2月20日。死者3)

【特 性】

- (1) 神社、寺院は、広い敷地に存在し、伝統的な建築構造形式から、木造又は防火構造のものが多い。
- (2) 建築年代も様々で、なかには建物自体が文化財に指定され、あるいは 文化財に指定された物件を収納しているものもある。
- (3) 一般に管理する人数が少なく、あるいは無人の対象物も多く存在する。
- (4) 祭礼等の諸行事のたびごとに、不特定多数の者が出入りする。
- (5) 本堂、拝殿、礼拝堂等には、ローソク、灯油等を使用する灯明や香炉等が設けられている。
- (6) 施設の床下は高く、外部から容易に床下に入れるものが多く、放火やたばこの投げ捨てによる火災も多く発生している。

【着眼点】

(1) 火気管理

ローソクや線香等の火気管理状況、社務所・庫裡等における暖房器具、 厨房設備等の維持管理状況等について確認する。

(2) 消防用設備等の維持管理

消火器、消火用具、自動火災報知設備等の消防用設備等の維持管理状況について確認する。また、自主設置されている屋外消火栓設備についても定期的に点検するよう指導する。

(3) 放火防止対策

落葉等の可燃物の除去、整理を行なうとともに、高床構造の床下へ人が侵入できないよう措置及び死角となる場所における放火防止対策について指導する。

(12)項イ

22 工場又は作業場

本項は、工業施設である。

「工場又は作業場」とは、機械又は道具を使用して、物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設である。このうち工場は、物の製造又は加工を主として行なうところでその機械化が比較的高度化されたものを指し、作業場はその機械化が比較的低いものをいう。

これらには、製造又は加工のための作業場(所)や設計室、研究室、事務室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室、食堂、売店、専用駐車場等が設けられ、中には、託児室、診療室等が付設されているものがある。なお、同一敷地内にある独立性の高い施設は、それぞれの当該用途に供するものに該当する場合がある。

【火災事例】

- ・大阪市の住吉ゴム作業所(昭和54年5月21日。死者7)
- ・川崎市のカメラ工場(昭和56年3月15日。死者8、負傷者1)
- ・黒磯市のブリジストン栃木工場(平成15年9月8日)

【特 性】

- (1) 業種により、原材料から製品に至るまでの取扱い物品、作業工程、作業内容が異なり、用途又は規模に応じた各種の装置、機器等により作業が行なわれる。
- (2) 取り扱われる原料、製品及び各種燃料には、可燃性や引火性物質、爆発性物質等様々である。
- (3) 工場施設には、消防法令のほかに、高圧ガスや火薬類取締法等の関係 法令が多く適用される。
- (4) 作業の種類、目的等によって各種各様の炉、ボイラー、乾燥設備等の 火気使用設備等及び内燃機関、ガスタービン等からエネルギーを得て作 業を行なう機械設備等が使用される。
- (5) 各種多量の危険物や高圧ガスを貯蔵し、取り扱っている施設が多く、 施設の一部には、危険物製造所等の規制を受ける部分がある。
- (6) 作業工程等から、チェーン、コンベアー等が防火区画を貫通していることが多い。
- (7) 中小工場では、無確認での建築物の増築や接続も多く、それに伴う消 火設備や警報設備等の消防法令違反も多い。
- (8) 消防用設備等の規制にあっては、火薬類取締法施行規則第1条に規定する危険工室については、消火設備に関する基準は適用しないという特例(令31、規則32の2)がある。

【着眼点】

(1) 共通事項

ア 延焼拡大防止措置

工場施設は、比較的大きな空間で、危険物を多く使用しており、いったん火災が発生すると瞬時に拡大することがあることから、区画貫通部の防火措置及び防火設備の管理状況等、防火区画の形成状況を確

認する。

イ 避難誘導対策

火災発生時の避難路及び退避路の確保状況について確認する。

ウ 初動措置体制の確保

被害を最小限におさえるためには専門技術を必要とすることから、 災害時における爆発、危険物等の流失、延焼拡大防止に係る技術要員 を自衛消防組織に編成するよう指導する。

エ 火気管理の徹底

過去の火災事例をみると、火気及び危険物の粗雑な取扱いが原因の ものが多いことから、各施設の作業工程等を把握した上で、火気管理 の状況を確認する。

オ 消防用設備等の管理

多種多様の危険物及び火気使用設備等があることから、物品や機器 等により消防用設備等が使用障害となっていないか確認する。

(2) 業態別の着眼点

ア 化学工場

化学工場では多種多量の化学薬品等が使用され、爆発性や自然発火性のもの、引火点の低いもの、有毒なものなどが取り扱われている。 また、工場には諸々の設備や機器が用いられ、高温や高圧等の条件下で化学反応が行なわれている。

化学工場における出火防止は、化学物質の性状に応じた作業安全マニュアルの徹底と監督者による管理の徹底が必要であり、これらのことについて定めた予防規程を遵守させるとともに、危険物等の貯蔵、取扱いに係る法令遵守を徹底させる。

イ 途装工場

塗装は、塗料と溶剤を吹き付けるものや、静電気を用いるものなどであり、塗装室内は塗料と溶剤の可燃性蒸気やミストが充満している。 乾燥は電気やガスを使って行なわれるが、乾燥室と塗装室は隣接している場合が多い。塗装ブース内においては、十分な排気や換気を行わなければならない。

これらの施設では、塗料溶剤の貯蔵及び取扱い状況、火気の管理状況、塗装作業室の換気及び区画の状況、油布の管理状況等について着眼する。

ウ 繊維工場・木工場

木くず等の可燃物が大量に貯蔵されている場所の直近で焼却が行われていないか、木くずや繊維くず等の可燃物の整理整頓がなされているか、火気使用設備・器具の管理や喫煙管理を徹底しているか、また、原料、製品、くず類等への放火されない対策を講じているかについて着眼する。

工 印刷工場

凸版、凹版、平版と、その印刷方式によって作業や使用資器材が異なるが、いずれも燃えやすい紙を多量に使用し、インク及び印刷機の

洗浄用等には危険物が使用されている。

印刷インク等の取扱い状況、火気の管理状況、作業用電灯の配線状況、モーター等の防爆構造、洗浄に使用した油布の管理状況等について着眼する。

オ 部品工場

切断、プレス、切削等の金属加工を行なう機器には、切削油、潤滑油、作動油等の危険物が使用されている。作業により発生した油の付着した切り粉や金属粉、布類は燃えやすく、保管状況によっては自然発火することがあり、管理者及び関係従業員に危険性を認識させる必要がある。

力 解体工場

自動車の解体工場では、タンクに残った燃料を抜き取り保管するが、 抜取りや貯蔵が安全に行われることと、抜き取り時の静電気対策や可 燃性蒸気の漏洩防止対策が必要がある。

(12)項口

23 映画スタジオ又はテレビスタジオ

「映画スタジオ又はテレビスタジオ」とは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はビデオテープ等の記録媒体を作成若しくは編集する施設である。

消防用設備等の規制は、(12)項イと同じである。

【火災事例】

・調布市の撮影所(平成元年2月10日。死者1、負傷者26)

【特 性】

- (1) 一般に大規模で天井が高く、防音効果上から無窓建築物が多く、地階にある施設も多い。
- (2) 床と小屋裏の中間にギャラリーがあり、周囲内壁には背景を描くため ホリゾンが一様に張りめぐらされ、出入口は限定されている。
- (3) 撮影場面ごとのセットが床面より一段高く組まれ、可燃性の大道具類が持ち込まれている。大道具は、入れ替えなどの頻度が高い。
- (4) 移動用の撮影機と大容量の照明器具が多数あり、分電盤よりキャブタイヤケーブル等の移動電線を介して使用されている。
- (5) セットに発泡スチロール等易燃性物品が多く使用される。また、装飾 用にシンナー、ラッカー等を用いることがある。
- (6) スタジオ内は、被写部分以外は一般に暗くされている。
- (7) 貸スタジオとして使用されることもあり、不特定多数者が出入りすることがある。

【着眼点】

(1) 防火管理体制

スタッフが固定されてなく、通常の組織体制のほか、スタッフに応じた組織を編成させる等、実効性のある防火管理体制が確立されているか確認する。

(2) 火気管理、喫煙管理

- ア セット等で、喫煙、裸火の使用、危険物品持込みの禁止行為が解除 承認されている場合は、その条件等が遵守されているかを確認する。
- イ 照射面の温度が高温なるハロゲン電球やレンズレス・スポットライトが使用される場合は、可燃物との接近による着火危険について確認 する。
- ウ 照明等の回路は専用の回路とし、自動遮断装置等の保安装置を設けるよう指導する。
- エ セット内には可燃物が多く、喫煙管理の徹底を指導する。

(3) 防炎物品の使用

- ア カーテン、暗幕類、じゅうたん等及び大道具用の合板等が防炎性能 を有しているか確認する。
- イ 大道具用の合板については、持込時に防炎性能の有無の確認を行な うよう体制を指導する。

(4) 消防用設備等の管理

自動火災報知設備のベル停止や誘導灯の消灯等がないか確認する。

(5) 避難管理

撮影中の被写部分以外は一般に暗くしており、撮影の最中に火災等の 災害が発生した場合、照明の確保やスタッフなどの関係者の避難が適切 にできるか確認する。

(13)項イ

24 自動車車庫又は駐車場

「自動車車庫」とは、道路運送車両法第2条に規定する自動車(原動機付 自転車を除く)を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。自動車の 保管場所の確保等に関する法律第2条の保管場所となっている防火対象物 はこれに該当する。また、駐車場法第2条第2号の路外駐車場に限られず、 営業用・自家用を問わないが、自動車整備工場や自動車の展示場は本項に 該当しない(位2)項イ又は(4)項に該当)。

「駐車場」とは、客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により自動車を継続的に停止(道路交通法2)させるための施設であって、営業用・自家用を問わない。倉庫や事業場等に附設された駐車施設は、専用の建築物であるなど特に独立性の強い場合を除き、当該事業場等の従属部分として規制され、本項の駐車場には該当しないものであるが、その実態に応じて、駐車場として規制が併せてされることが望ましい。

なお、駐輪場は駐車場と比べて火災危険性が少なく、本項には該当せず (15)項に該当する。

【特性】

- (1) 形態としては、ビルの全部又は一部に設置されるもので立体式や平面式、道路や公園の地下に設置されるもの、また、屋外に設置されるものがある。
- (2) 方式としては、車を走らせ駐車スペースに駐車させる自走式と、機械によって駐車スペースに移動させる機械式がある。
- (3) 燃料を積載した自動車を格納又は駐車しており、火災発生時には、車

載の燃料等を媒体とする著しい延焼拡大危険がある。

(4) 施設には、泡、不活性ガス、粉末等を放射する固定式や移動式の消火 設備が設置されている。

【着眼点】

(1) 火気管理、喫煙管理

施設内には危険物も多くあることから、付属諸室における火気の使用 や管理状況、喫煙管理について確認する。

(2) 避難施設等の管理

地下駐車場においては、延焼拡大危険や避難の困難性、消防活動上の 障害等が憂慮されることから、他の用途との防火区画の状況、排煙設備 の状況、避難経路の確保状況等について確認する。

(3) 消防用設備等の管理

大規模な施設には、警報設備や避難設備のほか、泡・不活性ガス・粉末等の移動式や固定式の消火設備が設置されており、地下の大規模施設にあっては、非常コンセント設備、無線通信補助設備、連結送水管等の消火活動上必要な施設も設置されている。これらの消防用設備等の維持管理状況並びに関係者等の周知状況等について確認する。

(13)項口

25 飛行機又は回転翼航空機の格納庫

「飛行機又は回転翼航空機の格納庫」とは、航空の用に供する飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプター等を格納する施設をいう。単なる格納だけでなく、運航上必要最小限の整備のための作業施設を附設することが多いが、一般には全体が本項に該当する。

【特 性】

- (1) 施設は、単なる航空機等の格納だけでなく、危険物を取り扱う塗装や整備のための作業室が附設されている。
- (2) 格納庫の天井は高く、火災発生時には延焼拡大危険及び消火活動上の 障害が考えられる。
- (3) 自動車車庫又は駐車場、工場又は作業場の用途と共通した火災危険等の特性を有している。
- (4) 施設の管理については、他法令(空港管理規則)で様々な規制を受けている。

【着眼点】

(1) 火気管理、喫煙管理

格納庫やその付属作業施設等における火気や喫煙等の管理状況、危険 物品の取扱状況について確認する。

(2) 危険物の取扱状況等

施設には、整備等のための危険物が取り扱われていることから、これらの貯蔵、取扱い状況について確認する。また、防火区画の形成状況について確認する。

(14)項

26 倉庫

「**倉庫**」とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供されるものをいう。営業用・自家用を問わないが、工場、商店等の附属倉庫は、独立性の強いものを除き、本項には該当しない。

【火災事例】

- ・倉庫から出火した旧高松駅 (昭和35年8月20日)
- ・品川区の宝組勝島倉庫(昭和39年7月14日。死者19、負傷者114)
- ·大府市運輸会社倉庫(昭和55年10月1日。負傷者3)
- ・埼玉県の東洋製缶株式会社埼玉工場ラック式倉庫(平成7年11月8日。 死者3、負傷者3)

【特性】

- (1) 業態には、物品の保管のみのものや総合的な流通機能を有するものもあり、包装、加工、輸送、情報処理等の作業を行なう施設が併設されている。
- (2) 夜間等無人となる施設が多く、警備保障会社による機械警備を行なっているものが多い。
- (3) 定温倉庫、冷蔵倉庫等では、発泡ウレタン樹脂、発泡スチロール等の可燃性合成樹脂類を壁、床、天井の断熱材として使用しているものが多い。
- (4) 高い天井高を利用して階の途中に床を張って使用するものや、コンベアやリフト等により防火区画を貫通している施設がある。
- (5) ラック式倉庫 (床を設けずに、棚やレール等を設け、エレベーター、 リフト等の昇降機により収納物の搬送を行なう倉庫) は、天井が高く、 高密度に収納されていてすき間は少ない。法規制面では、他の倉庫と比 較してスプリンクラー設備の設置強化がされている。

【着眼点】

(1) 出火防止対策

多量の可燃物が収納されている倉庫では、容易に大規模火災に発展することが考えられることから、収納物の整理収納状況、放火防止の対策、 火気管理や喫煙管理の状況について確認し、指導する。

(2) 延焼拡大防止措置

防火区画の形成状況や区画貫通部の措置状況について確認する。

(3) 危険物等の貯蔵状況

指定数量以上の危険物が貯蔵、取扱いされていないか確認する。また、 指定可燃物が貯蔵等されている場合は、貯蔵量を確認するとともに、届 出の状況、貯蔵、取扱いが条例等の基準に適合しているか確認する。

(4) 消防用設備等の管理

保管収納物品や作業資器材により、屋内消火栓設備等の消防用設備等 に使用障害がないか確認する。 (15)項

27 前各項に該当しない事業場

(15)項は、(1)項から(14)項までに該当しない事業場である。

「事業場」とは、営利的事業であると非営利的事業であるとを問わず、事業活動(一定の目的と計画とに基づいて、同種の行為を反復継続して行なう事業)がもっぱら行われる一定の施設をいう。本項に該当するのは、事業場のうち(1)項から(4)項までに該当しないものに限られ、官公署、銀行、商事会社その他の事務所、取引所、理髪店、ラジオスタジオ、発・変電所、ごみ処理施設、火葬場等は本項に該当する。

消防法は、個人の住居は別として、そこに人が出入し、勤務し、又は居住して社会的効用をもたらす建築物その他の工作物には、消防用設備等の規制を及ぼすという考えをとっている。そのため、必要な規制の内容に応じて(1)項から(14)項で規制するとともに、用途により独自に抽出して規制する必要がさほどないもの又はそれが困難なものを一括するように本項が設けられている。したがって、何らかの社会的機能を果たしている建築物その他の工作物は、原則としてすべて本項に該当すると解されている。

ただ、消防用設備等の規制が実態に即して行なわれていることから考えても、外観、名称等が(1)項から(4)項に該当しないからといって、安易に本項を適用せず、あくまでも防火対象物の実態に即して判断したうえで、それでも該当する項がない場合に初めて本項に該当するものである。

【火災事例】

·滋賀県庁別館(昭和40年10月1日。死者3、負傷者12)

【特 性】

- (1) 特定の者が勤務し、大半は内部事情に精通しているが、防火管理や消防用設備等への関心は薄く、書架や書棚によって避難通路の幅員を狭めたり、防火戸や防火シャッターの閉鎖障害となっている場合が多い。
- (2) 対象物は多種多様であり、テナントビルでは、複数の関係者が存在している。

【着眼点】

(1) 防火管理体制

複数の管理権原者がいる防火対象物では、自衛消防組織の編成や自衛 消防訓練が適正に実施されているか、実効性のある防火管理体制となっ ているか確認する。

(2) 避難施設の管理

平常時の人の動線はエレベーターを用いる場合が多く、普段使用しない避難通路や避難階段に避難障害となる物件を存置していないか確認する。

(3) 防火区画の管理

テナントの入替えに伴う改装工事では防火区画の貫通工事等が行われる場合があり、改修工事等にあたっては、区画貫通部の埋め戻しを徹底するよう指導する。

(4) 消防用設備等の管理

施設のレイアウトの変更やOA機器の入れ替え、その他の改修・改装

工事により、自動火災報知設備の未警戒やスプリンクラー設備の散水障 害が発生していないかなどについて確認する。

(16)項イ

28 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの

「(16)項イ」は、特定複合用途防火対象物である。つまり、(16)項の複合用途防火対象物のうち、その一部の用途が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものである。

【複合用涂防火対象物】

(16)項の複合用途防火対象物は、法第8条第1項の委任を受けた令第1条の2において、「二以上の用途」とは、「異なる二以上の用途のうちに(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における二以上の用途とする。」とされている。つまり、一の防火対象物が複数の用途に供されており、その各部分のすべてが(1)項から(15)項までのいずれかに該当するものと、その各部分のうち一部は(1)項から(15)項までのいずれかに該当するが、その他の部分はそのいずれにも該当しないものは、いずれも複合用途防火対象物となる。

【従属用途部分】

ただし、この場合において、当該異なる二以上の用途のうちに、一の用途で、当該一の用途に供される防火対象物の部分がその管理について権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な用途であると認められるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるとされ、複合用途にはならない(令第1条の2)。

※ 令別表第一(6)項ロに掲げる用途に供される部分にあっては「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて(昭和50年4月15日消防予第41号・消防安第41号)」1(2)における、「主たる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分」には該当しない。

【同項の部分の併設】

高等学校と中学校が併設されている例の場合、いずれも(7)項であり、全体が(7)項に該当し(設置基準の延べ面積等は合算)、(16)項には該当しない。

【項の細分で異なる場合】

項がイ、ロ又はイ、ロ、ハに細分されている場合で、その細分では異なるが項番号は同一であるときは、それによって設置基準が別箇に規定されている場合があることにかんがみ、昭和50年から複合用途防火対象物に該当するものとして取扱うこととされている(昭和50年消防安第65号)。なお、消防用設備等の規制にあっては、イ、ロ又はハによって設置基準が異なる場合は別々に規制され、設置基準が同じの場合(イ、ロ又はハの基準が同じ)は分けて考える必要はない。

【火災事例】

- ・大阪市の千日デパートビル(昭和47年5月13日。死者118、負傷者81)
- ・沼津市の三沢ビル(昭和51年12月26日。死者15、負傷者8)
- ・松山市の三島ビル(昭和59年11月15日。死者8、負傷者13)
- ・新宿区の明星56ビル(平成13年9月1日。死者44、負傷者3)
- ・名古屋市の大曽根第一生命ビル(平成15年9月16日。死者3、負傷者 42)

【特性】

- (1) 部分により管理権限が異なる場合が多く、テナントビルでは、消防用設備等について無関心な関係者が多い。
- (2) 建物の竣工時には用途が決まっておらず、その後、用途区画の工事や内装工事等が行なわれることが多い。
- (3) 店舗等、小規模な部分の用途変更が頻繁に行なわれる。
- (4) 各種用途が混在していることから、それぞれの用途特性も様々である。

【着眼点】

(1) 防火管理体制

- ア 複数の管理権原者がいる防火対象物では、自衛消防組織の編成や訓練が適正に実施されているか、実効ある防火管理体制になっているか確認する。
- イ 権原が分かれているもので共同防火管理が必要な対象物にあっては、 共同防火管理の協議事項による共同防火管理体制が確立されているか 確認する。
- ウ テナントビル等では、賃貸借契約時に消防用設備等の維持管理や自 衛消防組織の編成等、防災面の責任区分を明確にするよう指導する。
- エ 火災発生時の連絡が迅速に行なわれる体制になっているかを確認するとともに、各用途の従業員に対して、建物全体の消防用設備等の配置状況、避難経路等の状況を周知するよう指導する。

(2) 避難施設の管理

大規模対象物においては、平常時の人の動線はエレベーターを用いる場合が多く、普段使用しない避難通路や避難階段に避難障害となる物件を存置していないか、最上階から避難階までの避難経路が確保されているか確認する。

(3) 防火区画の管理

テナントの入替えがあった場合は、天井裏等を含めて防火区画貫通部の埋め戻し状況を確認する。

(4) 消防用設備等の管理

- ア 防火対象物の部分の用途変更により、適法であった消防用設備等に 不足や不備が発生していないか、新たな消防用設備等が必要とならな いか確認する。
- イ 用途を限定して査察を実施する場合であっても、消防用設備等の中 枢部分の検査を行い、その機能及び維持管理状況を確認する。

(5) 防炎物品の使用

本項の防火対象物のうち、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項

イ、(12)項ロ及び(16の3)に掲げる防火対象物の部分で使用するカーテン、じゅうたん等は防炎性能を有するものであるか確認する。

(16)項口

29 前28に掲げる以外の複合用途防火対象物

「(16)項口」は、「(16)項イ」に掲げる以外の複合用途防火対象物である。 すなわち、複合用途防火対象物のその一部に(1)項から(4)項まで、(5)項イ、 (6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物を含まないものである。

【特性・着眼点】

特性、着眼点は、160項イと同様である。

(16の2)項

30 地下街

「地下街」とは、地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものとその地下道を合わせたものをいう(法第8条の2)。

【防火対象物の部分の取扱い】

(1)項から(15)項に掲げる用途に供される建築物が(16の2)項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、本項に掲げる防火対象物の部分とみなす(令別表第1備考2)。

【関係機関の調整】

各地方公共団体ごとに、地下街の新設、増設及び他の建築物の地下階との接続等に係る防火・安全対策のため、地下街に適用される種々の法令に基づき許認可等を行なっている関係機関の調整を図るよう通知(平成13年消防予180号)がされている。

【特性】

- (1) 地下街は、地中に造られた人口の街であり、周囲を壁で囲まれた密閉 状態におかれている。
- (2) 構成する業種は、飲食店、食料品店、衣料店、レストラン等の特定用途のものが多い。
- (3) 飲食店では火気が使用され、物品販売店舗では多量の可燃物を扱っているところが多い。
- (4) 火災発生時には、煙等が充満しやすく、視界がさえぎられる等により パニック状態に陥ることが懸念される。

【着眼点】

(1) 防火管理体制

- ア 地下街に接している防火対象物を含め、火災発生時の連絡が迅速に 行なわれる体制になっているかを確認する。
- イ 自衛消防組織の編成や訓練が適正に実施されているか、実効性のある防火管理体制となっているか確認する。

(2) 避難管理

- ア 発災時における多数の避難人員と煙の拡散方向を考慮した避難誘導 体制の確立について確認、指導する。
- イ 避難通路や避難階段等には、避難の障害となる物品等を置いていな

いか確認する。

(3) 出火防止対策

ア 飲食店の厨房における火気使用設備の適正管理を中心とした出火防 止対策について確認する。

イ テナントの改装工事等に伴う溶断器や電気関係、喫煙等の出火防止 対策について指導する。防火管理者には、工事の工程や内容を的確に 把握して適切な出火防止策を講じるよう指導する。

(4) 消防用設備等の管理

避難に関係する放送設備や誘導灯、また、自動火災報知設備及び排煙 設備等の機能が正常に保たれているか確認する。また、テナント改装等 に伴い、自動火災報知設備の感知器の未警戒等が発生していないか確認 する。

(5) 防炎物品の使用

本項の防火対象物の全ての部分におけるカーテン、じゅうたん等は、 防炎性能を有するものを使用しているか確認する。

(6) 喫煙等禁止行為

地下街の売場で、条例規制に基づく禁止行為の解除承認がされている 場合は、その条件等の遵守状況について確認する。

(16の3)項

31 準地下街

「準地下街」とは、建築物の地階(地下街の各階を除く)で連続して地下 道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(特定防火対象 物の用途に供される部分が存するものに限る)をいう。なお、地階の全部 がこれら特定用途である必要はなく、地階の一部に特定用途部分が存すれ ば本項に該当するものである。

本項の対象物は、昭和55年8月に発生した静岡駅前ゴールデン街でのガス爆発事故(死者15、負傷者223)を受けて、昭和56年に追加規定されたものである。本対象物は地下街とほぼ同様な危険性を有しており、地下街に準じた防火安全上の規制となっている。

【防火対象物の部分の取扱い】

(1)項から(16)項に掲げる用途に供される建築物その他の部分が(16の3)項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、本項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるとみなされる(令別表第1備考3)。

【特性・着眼点】

対象物の特性及び着眼点は、地下街と同様である。

(17)項

32 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物

(17)項は、いわゆる文化財又は重要美術品等として指定又は認定された建造物である。

「重要文化財」とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、曲籍、古文書 その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高い もの並びに考古資料及び学術上価値の高い歴史資料(有形文化財)のうち 重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう(文化財保護法27①)。

「重要有形民族文化財」とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する 風俗慣習、民族芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物 件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(民族文 化財)で有形のもののうち特に重要なもので文部科学大臣が指定したもの をいう(文化財保護法78)。

「史跡」とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国に とって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣 が指定したものをいう(文化財保護法109)。

「重要な文化財」とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在する地方公共団体が条例の定めるところにより指定したものをいう(文化財保護法182②)。

「重要美術品」とは、重要美術品等の保存に関する法律第2条の規定により、その輸出又は移出につき主務大臣の許可を要する歴史上又は美術上重要な価値があると認められる物件(国宝を除く)で主務大臣が認定したものをいう。

「**建造物**」とは、土地に定着する工作物一般を指し、建築物には限られないと解されている。建築物以外のものとしては、独立した門、へい等が該当する。

本項の対象物は、かけがえのない文化的所産であって、火災によってこれを失うことを防止すべき社会的要請が極めて高いものでありながら、その維持管理については、所有者の経済上の理由もあり、必ずしも十分でないものがある。

【項の取扱い】

(1)項から(16)項に掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、本項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるとみなされる(令別表第1備考4)。つまり、いずれか厳しいほうの規制を受ける。

【火災事例】

- ・法隆寺金堂(昭和24年1月26日)
- ・比叡山大講堂(昭和31年10月11日)
- ・日光東照宮本地堂(昭和36年3月15日)

【特(性)

- (1) 広い敷地に存在し、伝統的な建築構造形式から、木造又は防火構造のものが多い。
- (2) 祭礼等の諸行事のたびごとに、不特定多数の者が出入りする。

- (3) ローソク、灯油等を使用する灯明や香炉等が設けられている。
- (4) 条例の規制により、喫煙、裸火、危険物品の持ち込みは禁止されている部分がある。
- (5) 消火器具、自動火災報知設備が設置義務となっている。

【着眼点】

(1) 火気規制と火気の管理

ア 神社、寺院等では、護摩焚きやローソク使用時の火気管理及び社務 所や庫裡等における暖房器具、厨房設備等の火気の管理状況を確認す る。

イ 喫煙等が禁止されている部分の火気管理の徹底を指導する。

(2) 消防用設備等

設置された消防用設備等の維持管理状況について確認し、指導する。

(3) 消防訓練

施設側による消火や通報訓練等が定期的に実施されているか確認するとともに、非常時における文化財の緊急搬出方法等について指導する。

(4) 放火防止対策

不審者が床下等へ侵入できないよう措置を講じる等の放火防止対策について指導する。

33 延長50メートル以上のアーケード

「アーケード」とは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の 区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいい、 延長50メートル以上(屋根の中心線に沿って測定)が本項に該当する。

アーケードの設置は、防火、交通及び衛生上の弊害を伴うものであることから抑制の方針がとられているが、相当の必要があって真にやむを得ないと認められる場合における設置の最低基準が「アーケードの取扱いについて」(昭和30年国消発第72号、建設省発住第5号、警察庁発備第2号)に示され、消防長又は消防署長、道路管理者、建築主事及び警察署長で構成するアーケード連絡協議会で協議し設置を認めている。

なお、天幕等でこしらえた夏季仮設日よけで期間終了後全部取り壊されるようなものは、本項には含まれない。また、消防法上は防火管理者の選任を要しない(令第1条の2第3項)が、アーケードによって一体となった商店街は共同防火管理を行なうことが望ましいとされている。

【特性】

- (1) 道路上空に設けられており、不燃材で造られている。
- (2) 形態としては、道路全面を覆うものと、歩道のみを覆うものがあり、 側面対象物の火災に際し、延焼の媒体となりやすく、また、消防活動上 の障害となることがある。
- (3) 防火管理者の選任義務対象物ではないが、連結送水管については法17 条3の3による点検結果の報告義務がある。

【着眼点】

(1) 消火足場等の管理

(18)項

固定はしごやアーケード上部に設置してある消火足場の維持管理状況 について確認する。

(2) 連結送水管の管理

連結送水管の送水口に活動障害となる施設や物件がないか確認する。

(19)項

34 市町村長の指定する山林

「山林」とは、単に山岳山林に限定されず、森林、原野及び荒蕪地も含まれる。市町村長の指定に当たっては、消防用設備等の設置がその山林の保護又は他への延焼防止に特に効果的であるような山林に限定するのが法の趣旨である。また、山林は、山火事及びそれによる建物などへの延焼の危険があることから、住家に近く人の出入りが多いため出火の危険度の高いものや、出火の場合に水利が不足したり、消防職団員が近づくのが困難なため効果的な消火活動ができず、大火となるおそれのあるものなどを、当該市町村の実情に応じて指定するものとされている。

消防法上は、指定山林に対しての消防用設備の設置・維持の規定はなく、 市町村長による山林の指定のほかに、法第17条第2項に基づく附加条例に より、消防用水などの基準を定める必要がある。なお、防火管理者の選任 は要しない(令第1条の2第3項)。

【特 性】

- (1) 山林の実態は千差万別であり、画一的な規制はない。
- (2) 山火事及びそれによる建物等への延焼拡大危険があるが、一度火災に なると水利は悪く、また、消火活動が困難なことから大火となるおそれ もある。

【着眼点】

山林の査察にあたっては、関係行政機関並びに関係事業者の協力を得て 実施することが必要である。

- (1) ハイキング、登山、山林作業者等へのたき火、喫煙、火入れ等の火の取り扱いに関する諸注意を立看板等の掲出等により指導広報する。
- (2) 入山者に対し、チラシの配布等により、火災予防の広報についての協力依頼を行なう。
- (3) 火災警報発令時における火の使用の制限等を徹底するため、放送設備等を活用した広報を行なう。
- (4) 火災発生時における早期発見通報体制の確認を行なう。

(20)項

35 総務省令で定める舟車

「(20)項」は、総務省令で定める舟車で、規則第5条第2項で定めている。 舟車のうち消防用設備等(消火器だけが定められている)の設置を要する ものは、一定規模以上の舟又はその必要度の高いものとして他の法令で消 火器を設置することとされる車両に限っており、具体的には次の対象であ る。

- (1) 総トン数5トン以上の舟で、推進機関を有するもの
- (2) 鉄道営業法、軌道法若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令

の規定により消火器具を設置することとされる車両。

「舟車」とは、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第2条第1項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両をいう(法第2条第6項)。これには停まっているもののみならず、航行中又は運行中のものも含まれるが、推進機関を有することが要件であるので、推進機関のない帆船、ボート、はしけ等は本項に該当しない。なお、防火管理者の選任は要しない(令第1条の2第3項)。

船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶としては、

- (1) 推進機関を有する長さ12メートル未満の船舶(危険物ばら積船及び特殊船を除く)で特定のもの。
- (2) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体が所有するもの。
- (3) 係船中の船舶。
- (4) 国土交通省告示で定める水域のみを航行する船舶及び総トン数20トン 未満の漁船と規定されている。

船舶については、一般に船舶安全法の規定に基づき消防用設備等の設置が義務づけられているが、同法の適用のない「舟」についても消防上の見地から消防用設備等の設置が必要であるものを本号で定めている。

「**車両**」とは、車輪等を用いて陸上を移動させることを目的として製作された用具をいい、運転する際に軌道を用いる・用いないを問わない。車両のうちには、鉄道営業法等の法令の規定により消火器具を設置することとされるものがあるが、消防法においても消火器の設置・維持の義務を課したものである。具体的には、

- (1) 鉄道営業法に基づく、機関車、旅客車及び乗務係員が執務する車室を 有する貨物車。
- (2) 軌道法に基づく、軌道の車両の運転室又は客扱若しくは荷扱のため乗務する係員の車室、並びに無軌条電車の車両。
- (3) 道路運送車両法に基づく、
 - ア 一定数量を超える火薬類、指定数量以上の危険物、一定数量以上の 可燃物又は150キログラム以上の高圧ガスを運送する自動車。
 - イ アの自動車をけん引するけん引自動車。
 - ウ 一定数量を超える放射性物質を運送する自動車。
 - エ 乗車定員11人以上の自動車。
 - オ 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車。
 - カ 幼児専用車とされている。

鉄道営業法、軌道法若しくは道路運送車両法又はこれに基づく命令の規定により消火器具を設置することとされている車両に係る消火器具の設置及び維持の基準は、規則第6条から8条の規定は適用されず、規則10条の特例規定によることとされている。

【着眼点】

(1) 船舶の消火器は、湿気、塩分等により腐食等が生じやすいので留意する必要がある。なお、消防法第17条の3の3の規定に基づく点検の義務

はない。

(2) 屋形船、遊魚船等の小型船舶の燃料については、それぞれの船宿において少量危険物に該当する量の軽油等を貯蔵していることがあるので、これらの貯蔵、取扱い状況について確認する。

第2節 防火管理関係

第1 防火管理

防火管理の重要性

1 防火管理の重要性

過去の火災事例をみると日常の火気管理の不適切などから出火し、防災 設備の不備や維持管理の不適切、さらには、火災を発見したときの初動対 応の不手際等から火災を拡大させ、被害を大きくしている。

これらの根本原因は、管理権原者や防火管理者の防火管理に対する意識の低さから、火災による危険性を軽視し、防火管理の重要性を認識しないままその管理を怠ったことにあり、その管理権原者や防火管理者に対しては、防火管理業務の不履行が糾弾され、防火管理が不十分であるとして、刑事事件が問われた事例も発生している。

近年、建築物の大規模化、複合化等が進展する中で、火災等の災害が発生した場合の対応も高度化、複雑化する傾向にある。

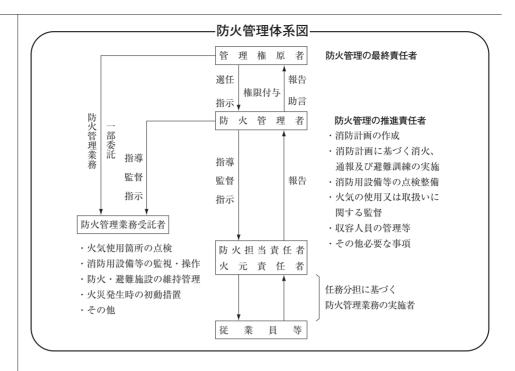
これら火災等の発生防止と被害軽減のために、防火管理の重要性を再認識し、防火管理が最も有効に、そして確実に機能するよう事業所の実態に即した自主防火管理体制を確立させることが、防火管理を進めるうえで極めて重要であるといえる。つまり、防火管理は、事業所の責任において「自主的に実施されるべきもの(自主防火管理)」である。

防火管理制度と防火管 理者の責務

2 防火管理制度と防火管理者

(1) 防火管理の法的位置づけ

法第8条第1項では、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者に対して、火災の発生を防止し、かつ、万一火災が発生した場合でもその被害を最小限にとどめるために防火管理に関する責任を課しており、その推進役として政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、当該防火対象物について消防計画を作成させ、これに基づき防火管理上必要な業務を行わせることが規定されている。



(2) 防火管理者を選任しなければならない対象物

防火管理が義務づけられる防火対象物は、学校、病院、工場、事業場、 興行場、百貨店などの多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対 象物で政令で定めるものと定められている。

このうち、「防火対象物で政令で定めるもの」とは、火災の発生危険や火災が発生した場合の人命危険などを考慮し、その用途区分に応じて、特定防火対象物((16の3)項を除く)で収容人員が30人以上のものと、非特定防火対象物で収容人員が50人以上のもの及び新築工事の建築物、建造中の旅客船とに区分し、次表のとおり指定されている。

なお、防火管理は1つの防火管理義務対象物全体の用途及び規模(収容人員)で判断し、全体として、防火管理の義務があれば、個々の事業所の収容人員が少なくてもすべての事業所の管理権原者が防火管理業務を行わなければならない。

平成19年6月13日消防法施行令の一部が改正(政令第179号)され、別表第1(6)項口((16)項イ及び(16の2)項に存するものを含む)に掲げる用途にあっては、収容人員が10人以上のものについて防火管理者選任義務対象が拡大された。

防火対象物と防火管理者の資格区分

区 分	甲種防火	火対象物	乙種防火対象物	
防火対象物の用途 (6)項口、(6)項口が存する (16)項イ、(16の2)項、 (16の3)項は除く	特定用途	非特定用途	特定用途	非特定用途
建物の延べ面積	300 ㎡以上	500 ㎡以上	300 ㎡未満	500 ㎡未満
建物全体の 収容人員	30 人以上	50 人以上	30 人以上	50 人以上
資格区分	甲種防	火管理者	甲種又は乙種防火管理者	

区 分	甲種防火対象物		
防火対象物	(6)項口	(16)項イ及び(16の2)項 ((6)項ロの用途部分が存する ものに限る。)	
建物全体の収容人員	10 人以上		
資格区分	甲種防火管理者		

テナントの防火管理者の資格区分

区 分		甲種防火対象	物のテナント		乙種防火対象物のテナント
テナント部分の用途	特定用途	非特定用途	特定用途	非特定用途	特 定 用 途 非特定用途
テナント部分の 収容人員	30人以上 ((6)項ロにあっ ては10人以上)	50人以上	30人未満 ((6)項ロにあっ ては10人未満)	50人未満	全て
資格区分	甲種防火管理者		甲種又は乙		上種防火管理者

新築工事中の建築物、建造中の旅客船の防火管理者の資格区分

区	分	新築の工事中の建築物	建造中の旅客船	
資格区	区分	甲種防り	K管理者	

(3) 防火管理者の責務

ア 防火管理者の役割

防火管理者は、防火管理上必要な業務の実施及び推進上の責任者として、従業員等の防火管理業務従事者を指揮、監督する立場にあり、火災の発生を未然に防止するとともに万一火災が発生した場合には、その被害を最小限度にとどめるための万全の対策を講じておくべき責任を有している。

イ 防火管理者が行わなければならない業務

(ア) 消防計画の作成

消防計画は、当該防火対象物における防火管理の基本となる規範である。防火管理は人の行う業務であり、多くの人々が組織的に動くもので人々の行動規範を明確にしておく必要がある。

そこで、この行動規範を文書にして、日常の予防管理や万一の場合に円滑な行動ができるよう定期的に教育や訓練を実施することが必要となり、この行動規範を文書にしたものが消防計画である。

なお、消防計画は、当該防火対象物の位置、構造及び設備の状況 に応じた実効性のある内容であるべきであり、また、防火管理の基 本方針でもあることから、管理権原者の指示を受けて作成される必 要がある。

規則第3条に規定されている事項

1 第1項第1号

- ① 自衛消防の組織に関すること
- ② 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること
- ③ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備に関すること

- ④ 避難施設等の維持管理及びその案内に関すること
- ⑤ 防火上の構造の維持管理に関すること
- ⑥ 収容人員等の適正化に関すること
- ⑦ 防火上必要な教育に関すること
- ⑧ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の実施に 関すること
- ⑨ 火災等が発生した場合の消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること
- ⑩ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること
- ① 改装等工事中の火気の使用に関すること
- ② その他防火対象物における防火管理に関し必要な事項
- 2 第1項第2号
 - ① 消火器等の点検及び整備に関すること
 - ② 避難経路の維持管理及び案内に関すること
 - ③ 火気の使用又は取扱いの監督に関すること
 - ④ 工事中に使用する危険物等の管理に関すること
 - ⑤ 前①、⑦~⑩に掲げる事項
- 3 第2項 防火管理業務の一部委託に関すること
- 4 第3項

管理権原が分かれている防火対象物の当該権原の範囲に関すること

消防計画を作成又は変更した場合は、消防長又は消防署長に届け出ることが義務づけられており、一度作成届出した消防計画であっても、防火対象物の構造等、使用又は利用実態が変わった場合は、その実態にあった見直しをして、変更する必要がある。

(イ) 消火、通報及び避難訓練の実施

消火、通報及び避難の適否は、火災時における被害の程度に直接 影響するものであるため、普段の訓練によって有事の際に円滑に遂 行できるようにしなければならない。

訓練は、作成された消防計画に基づいて定期的に実施しなければならない(令第4条第3項)ものであり、特に、特定防火対象物((16の3)項を除く)に関しては、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならないことが義務づけられている(規則第3条第10項)。

また、この消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならないと定められている(規則第3条第11項)。

(ウ) 消防の用に供する設備、消防用水又は消防活動上必要な施設の点 検及び整備

「消防の用に供する設備、消防用水又は消防活動上必要な施設の点 検及び整備」は、法第17条第1項の規定により設置し、及び維持し なければならないものに限られず、当該防火対象物に現実に設置されているものすべてを含むこととなる。令第7条に掲げられているもののほか、関係者が消防の用に供する目的で設置したもの。例えば、防火シャッターを破壊する器具、照明器具等にも及ぶ。

消防用設備等の法定点検は、点検業者等に委託して、「消防用設備等点検計画表」により行う。その際、防火管理者は点検時に立会い、 点検結果を記録しておく。

法定点検のほかに自主点検を実施する。この場合、消防設備点検 資格者又は消防設備士などの資格者、その他消防用設備等に詳しい 者を自主点検チェック者として指定しておく必要がある。

自主点検は、定期的な法定点検(6か月に1回)の合間に実施するようにし、消防用設備等に特例基準が適用されている場合には、特例を適用するにあたっての条件についても確認しておく必要がある。

(エ) 火気の使用又は取扱いに関する監督

「火気」とは、たき火、点火中の炉、かまど、こんろ、ストーブ、 電熱器等いわゆる「火の気」のあるものをいい、この使用又は取扱 いにあたっては、常に注意を怠らず必要に応じて適切な指示又は指 導をしなければならない。

(オ) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理

「避難上必要な構造及び設備」とは、廊下、階段、避難階段、特別 避難階段、バルコニー、避難口等の工作物の構造及び排煙設備、非 常用照明装置等の設備をいい、「防火上必要な構造及び設備」とは、 防火戸、防火区画、内装等の工作物の構造及びドレンチャー等の設 備をいう。

「維持管理」とは、これらの構造及び設備が設けられた目的をいついかなる時でも果たし得るように、これらのものの保守に努めてその機能低下を阻止し、補填し、あるいはこれらの機能発揮上、支障となる外的条件を作らぬよう、また、それらが生じたときはこれを除去することをいう。

(カ) 避難又は防火上必要な収容人員の管理

「避難又は防火上必要な収容人員の管理」とは、いわゆる定員管理 のことで、避難時のパニックを未然に防止するため、その広さ、避 難施設の数などの実態を無視して過剰な人員を入れないことである。

共同防火管理

3 共同防火管理

1つの防火対象物に複数の事業所が入り、管理権原が分かれている場合は、それぞれの管理権原者が防火管理に熱心であったとしても、各事業所の業務形態や管理系統が分かれているため、相互に連絡協力し合う体制がなければ、防火対象物全体としての防火管理業務は行うことができず、いざといったときに混乱を招いたり、共用部分の管理がおろそかになるおそれがある。

そのため、管理権原が分かれている防火対象物はその用途と規模により、 火災が発生したときの混乱を防ぐため、相互の連絡協力と建物全体として の一体的な防火管理が必要不可欠であることから、各管理権原者があらか じめ防火管理上必要な事項を協議し、共同して一体的な防火管理を推し進 めることが法第8条の2で義務付けられている。

(1) 共同防火管理義務対象物(法第8条の2、令第4条の2)

次のいずれかに該当する防火対象物で管理について権原が分かれているものは、共同防火管理を行わなければならない。

- ア 高層建築物 (高さ31メートルを超えるもの)
- イ 地下街((16の2)項で消防長が指定するもの)
- ウ (6)項ロ及び(16)項イに掲げる防火対象物 ((16)項イに掲げる防火対象物 にあっては、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) で、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が10人以上のもの。
- エ 特定防火対象物 ((16の3) 項を除く) のうち、地階を除く階数が 3以上で、かつ、収容人員が30人以上のもの
- オ (16)項ロの複合用途防火対象物のうち、地階を除く階数が5以上で、 かつ、収容人員が50人以上のもの ((6)項ロは除く)
- カ 準地下街 ((16の3)項)

(2) 共同防火管理と協議事項

共同防火管理とは、共同防火管理義務対象物の各管理権原者からなる協議会を設置し、統括防火管理者の選任や防火管理対象物全体の消防計画の作成等必要な事項を協議し、決定することにより相互の連絡、協力体制を確立し、一体的かつ効果的に防火対象物の防火管理を共同して行うことをいう。

管理権原者が分かれている防火対象物では、火災等の災害が発生した場合に、通報連絡、初期消火、避難誘導等の活動が事業所間で相互に連携して適切に対処できなければならない。

規則第4条の2では、共同防火管理の協議すべき事項について、あらかじめ協議しておかなければならないことが規定されているが、法第8条に基づいて各管理権原者が実施する防火管理が、より有効に機能するよう対象物の実態に合わせて協議事項を決定することが大切である。共同防火管理は、この協議事項に基づいて防火対象物全体が一体的かつ効果的に防火管理業務が行われるようにしなければならない。

以上のことから、共同防火管理義務対象物の共同防火管理協議事項の 作成にあたっては、次のとおり行う。

ア 協議会の設置等

協議会の設置は、原則としてすべての管理権原者により協議会を設置し、協議すべき事項について協議するものとする。

イ 協議会の代表者

防火対象物の所有者その他の当該防火対象物の管理について権原を 有する者のうち主要な者とすることを原則とするが、これによりがた い場合は、当該防火対象物において、管理すべきテナントの面積及び 収容人員の割合が大きく、かつ、テナントの営業時間が、その部分の 営業時間と幅広く重複している部分の管理権原者等がこれに相当する ものとする。

ウ 統括防火管理者

- (ア) 当該防火対象物の防火管理者となるべき資格を有する者のうち、 当該防火対象物全体にわたる防火管理上必要な業務を統括する者。
- (イ) 甲種防火対象物にあっては、甲種防火管理者を、乙種防火対象物にあっては、甲種防火管理者とする。
- エ 各事業所の防火管理者は協議事項に基づき各自の消防計画を作成し、各自の責任において防火管理業務を実施する。

規則第4条の2に規定されている共同防火管理の協議すべき事項

- ① 共同防火管理協議会の設置及び運用に関すること
- ② 共同防火管理協議会の代表者の選任に関すること
- ③ 統括防火管理者の選任及び当該統括防火管理者に付与すべき防火管理上必要な権限に関すること
- ④ 防火対象物全体にわたる消防計画の作成並びにその計画に基づく消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の実施に関すること
- ⑤ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること
- ⑥ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連 絡及び避難誘導に関すること
- ⑦ 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造、その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること
- ⑧ その他共同防火管理に関し必要な事項

(3) 共同防火管理の運用

規則第4条の2に規定されている協議会において協議すべき事項の内容は、次のとおりである。

ア 協議会の設置

「○○ビル共同防火管理協議会」等の名称、代表事業所及び事務局を 決め、協議会の位置付けを明確にする。

イ 構成員

構成員となる事業所名及び管理権原者氏名を明確にしておく。

ウ 役員の選出

協議会の運営上必要があれば役員を選出し、その役職を明確にしておく。

エ 協議会の開催方法、時期

協議会を定期的に開催することができるよう、その開催時期を決めておく。

なお、協議会を開催する場合は、統括防火管理者を参画させる。

オ 統括防火管理者の選任

統括防火管理者の選任及び統括防火管理者に付与すべき防火管理上 必要な権限に関することを明確にしておく。

カ 防火対象物全体の消防計画

防火対象物全体の消防計画を作成し、その計画に基づく消火、避難 及び通報の訓練その他防火管理上必要な訓練の実施に関することを明 確にしておく。

キ 避難施設の維持管理等

避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関することを明確にしておく。

ク 災害における活動

火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連 絡及び避難誘導に関することを明確にしておく。

ケ協議会の業務

協議会は、法令で定める協議すべき事項を協議決定するほか、統括 防火管理者あるいは各事業所の防火管理者が検討した事項等について 防火管理業務をより円滑に推進するために必要な事項を審議、決定す る。また、決定した事項についての実効性の検討及び確認を行う。

(例) 事業項目

- 自衛消防隊の活動基準及び訓練の実施方法の研究、検討並びに 実効性の確認
- 消防計画に必要な基本事項の研究、検討並びに実効性の確認
- その他消防法等関係法令及び火災事例の研究

4 収容人員の管理

収容人員は、火災等の避難時などのパニックを防止するため、その広さ、 避難施設の数等の実態に合うよう適正な管理をしなければならない。

- (1) 共通的取扱い(令第1条の2第4項、規則第1条の3)
 - ア 収容人員の算定は、令第24条(非常警報器具又は非常警報設備に関する基準)の適用については棟単位又は階単位、令第25条(避難器具に関する基準)の適用については階単位とする。
 - イ 二以上の用途に供される防火対象物で、令第1条の2第2項後段の 規定の適用により、複合用途防火対象物以外の防火対象物となるもの は、主たる用途が(1)項から(15)項までの各項に掲げる防火対象物は、当 該各項に掲げる防火対象物とする。
 - ウ 収容人員の算定をするにあたっての床面積は、廊下、階段及び便所 等は、原則として収容人員の床面積に含めない。

(2) 項ごとの取扱い

令別表第1の各項ごとの取扱いは、次の表による。

収容人員

収容人員の算定

				な合八貝が昇足
	_	収容人員	特定・	規 則 第 1 条 の 3
P-1 - 1 - Jo	1.44.1	Har E. C.	非特定	 算 定 方 法
1	イ	物区分 劇 場 等 公 会 堂 等	特定	イ 固定式いす席数 (長いす式は正面幅 0.4m (端数切捨で)) ロ 立見席は 床面積 0.2 ㎡ ハ その他の部分は 床面積 0.5 ㎡
2	ハ	キャバレー等 遊技場等 性風俗関連特殊営 業を営む店舗等 カラオケボックス等	特定	遊技 大震・大震・大震・大震・大震・大震・大震・大震・大震・大震・大震・大震・大震・大
3	イ ロ	料 理 店 等		その他 イ 固定式いす席数(長いす式は 止面幅 0.5m (端数切捨)) ロ その他の部分は
4		百 貨 店 、 マーケット、 店 舗 等	特定	従業者の数+主として従業者以外の者の使用部分 床面積 3 m 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本
5	1	ホテル等	特 定	様業者の数+宿泊室の人員
		共同住宅等	非特定	居住者の数
6	イロハ	病院等福祉施設等		医師、看護師等 その他従業者の数 +病室内の病床数 + 待合室の床面積の合計 3 ㎡ 従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者 その他の要保護者の数と合算した数 教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算した数
7		学 校 等		教職員数+児童・学生の数
8		図書館等	非特定	従業者の数+ <u>閲覧室、展示室、展覧室等の床面積の合計</u> 3 m
9	イ	サウナ浴場等	特定	従業者の数+ 浴場、脱衣場、マッサージ室、休憩室の床面積合計
10	口	公衆浴場等 停 車 場 等	非特定	3 m 従業者の数
11		神 社 等		神職 僧侶 牧師その他 + 礼拝、集会、休憩に使用する部分の床面積の合計 従業者の数 + 3 ㎡
12	イロ	工 場 等 映画スタジオ等		従業者の数
13	イ	駐車場等格納庫等	非特定	従業者の数
14		倉 庫		従業者の数
15		事業所等		従業者の数+ 主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積 3 m
16	イロ	特定複合建物 その他の複合建物	特 定非特定	各用途の部分ごとに算出した人員の合計数
16の2		地下街	特定	各用途の部分ごとに算出した人員の合計数
16の3		準地下街	特定	比亚维
17		文化財等	非特定	<u>床面積</u>
18		アーケード	_	
19		山 林 舟 車		
20		// 単		

工事中の建築物等

5 工事中の建築物等の防火管理

建物の増改築、修繕、模様替えなどのほか、設備の設置、変更など防火対象物において工事が行われる機会は数多くある。これらの工事に際しては、溶接や溶断作業などにおける火気の使用、塗装作業等における危険物品の使用、廃材の焼却、作業員の喫煙など火災発生危険が増大することから、火気管理の徹底等による出火防止に細心の注意を払う必要がある。

(1) 工事中の防火管理

現に使用中の建築物について増築、改築、模様替えなどの工事を行う場合には、「使用部分」と比較して「工事部分」についての防火管理が不徹底となりがちで、これまでも数多くの火災事例があることから、建築物の所有者又はテナント等の管理権原者は、使用部分だけでなく、工事部分を含めた、一体的かつ有機的な防火管理体制を確立し、防火管理者を中心に適切な防火管理を推進するよう配慮しなければならない。

ア 災害予防管理組織の編成等

工事中の建築物を使用する場合の災害予防管理組織は、建築物の用途、規模、業態等によって、それぞれ組織や責任者の数を強化する必要がある。特に、工事部分は出火危険が高く、工事部分の巡回者の指定、巡回回数の増加及び監視体制等の強化が必要である。

火災予防対策としては、出火要因を排除するための各種火気の管理、 出火した場合の延焼拡大要因となる各種可燃物や危険物等の管理、建 築物に出入りする人々に対する火災予防上守るべき事項の徹底、消火 設備や避難設備等の消防用設備等が災害時有効に機能するための維持 管理業務などである。

なお、工事中の防火管理体制を確立するうえでの留意事項は次のと おりである。

- (ア) 工事部分と使用部分の双方の防火管理業務が、防火管理者を中心 として一体的に進められるようあらかじめ施工側と工事事業者間で 協議をしておく。
- (イ) 工事部分の防火担当責任者については、各作業グループ別及び作業種別ごとに各現場監督等を指定する。
- (ウ) 火元責任者については、防火担当責任者のもとに、各作業班別及 び火気取扱い場所別等の最小単位ごとに指定し、指定区域における 火気の管理、喫煙管理、作業上の防火対策、危険物の管理、消防用 設備等の機能確保等、それぞれの場所に応じて、より具体的な防火 管理業務を実施させる。

イ 工事中の建築物を使用する場合の防火管理上の留意事項

(ア) 工事中の建築物を使用する場合は、使用部分と工事部分とが物的 及び人的に隔離されることが多いため、防火管理に間隙が生じるお それがある。したがって、使用部分と工事部分との各責任者が協議 して「○○ビル工事安全協議会」などを設置し、建築物全体の防火 管理対策を確立し、この協議に基づき使用部分と工事部分とが一体 的かつ有機的な防火管理体制をとって業務を推進できるようにして おくことが必要である。

- (4) 使用部分及び工事部分の相互連絡体制を確保するためには、工事 安全協議会等を定期的に開催し、工事の進行状況、防火管理対策及 び教育訓練の実施等について適宜協議しておき、平常時の連絡を密 にしておくことが必要である。
- (ウ) 工事部分の防火管理体制としては、工事部分の責任者(工事部分の防火担当責任者等)が、当該工事部分の作業者に周知徹底する必要がある。また、防火管理組織の中における各個人の役割と任務内容を明確に定めて、責任体制を確立することが必要である。
- (エ) 工事中といえども消防用設備等は常に有効に維持されなければならないが、施工上やむを得ない場合は、工事内容に応じて次の措置を講じる必要がある。
 - a 機能を停止する消防用設備等は、種類に応じて停止する時間及び停止部分を最小限にする。
 - b 自動火災報知設備、非常警報設備又は誘導灯等の機能を停止する場合は、仮設工事により機能を確保する。
 - c 消火器、非常警報設備、避難器具又は誘導標識の機能等に支障 を生じる場合は、当該設備等の機能が確保できる場所に移設する。
 - d スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備の機能を停止する場合は、消火器又は屋内消火栓設備のホースを増備するか若しくは、他の消防用設備等を増強するなどにより代替措置を講じる。
 - e 機能停止させる工事は、営業時間以外の時間に行うものとし、 営業時間が24時間にわたるものにあっては、昼間に行うものとす る。
- (オ) 工事部分は、工事資材の搬入等により雑然となりがちであるので、 整理整頓を徹底し、避難路を確保しておく。
- (カ) 災害発生時の通報連絡場所と電話番号、火気を扱う場合の消火準備、喫煙の管理等、作業者及び使用者等の一般遵守事項等を工事部分及び使用部分の見やすい箇所に掲示しておく。
- (キ) 増改築等の工事を営業中に行う場合は、工事部分と使用部分とを 防火的に区画する。
- (ク) 営業中に工事を行うもので廊下、通路、階段等に支障が生ずる場合は、仮設の迂回路を設けるなど必要な安全策を講じる。

防火管理関係の検査着 眼点

6 防火管理関係の立入検査の着眼点

近年の建築物の増加や使用形態の多様化により、防火管理を取り巻く環境も複雑化しており、ますます立入検査の意味合いが増大している。

防火対象物の中には、防火管理者の選任や消防計画の作成が形骸化し、 消防用設備等が完備されていても、点検のすべてを有資格者に任せるなど、 防火管理が組織的、能動的に行われていないものもあり、設備等ハード面 の管理に併せ、避難管理、従業員教育、消防訓練等の実施など、ソフト面 の管理に対しても指導を行っていく必要がある。 そのため、立入検査時には、ハード面に着目した検査を行うほか、ソフト面の管理状況についても万全であるか否かを確認しなければならない。

(1) 自主防火管理を促進するための指導

防火対象物の関係者に対し、平素から組織的に防火管理が行われるよう、まず、その体制づくりを指導する必要がある。

自主防火管理の実践の基盤(行動規範)は、消防計画の作成にあるが、 消防計画の内容がその実態に即したものになっているかを確認し、実態 に即していない場合は、具体的に不適正な箇所を指摘し、計画の実効性 を上げるよう指導を行う。また、消防計画の内容を実践しやすくするた め、概ね次に示す内容が含まれた防火管理台帳を作成しておくよう指導 する。

- ア 建築物等の概要 (新築から増改築等の経緯)
- イ 危険物施設等の概要(設置許可からの経緯)
- ウ 各種届出事項の内容一覧
- エ 防火管理業務記録(自主点検、法定点検、消防訓練等の実施状況一 覧)
- オ 防火対象物の点検及び報告の記録
- カ 消防用設備等の点検、修理、整備等の経過(自主点検、法定点検)
- キ その他として、自主点検に必要な各種消防用設備等や防火施設等の 点検記録表、各種届出書類の写しなどを台帳の中に揃えておく。

(2) 立入検査時の確認事項

ア 管理台帳、関係書類等の確認

防火管理台帳を始め、法定の消防用設備等点検結果報告書等の書類により、平素の防火管理の履行状況を確認する。確認事項は概ね、次の内容である。

- (ア) 防火管理者の異動に伴う選解任の状況
- (イ) 消防計画の内容
- (ウ) 防火管理業務の委託の内容
- (エ) 共同防火管理協議事項の内容
- (オ) 消火、避難等の消防訓練の実施状況
- (カ) 防火対象物、消防用設備等、危険物施設、火気使用設備器具等の 法定点検及び自主点検の実施状況
- (キ) 夜間の防火管理体制の状況 (ホテル、病院、社会福祉施設等の夜 間就寝施設の場合)

イ 質問による防火管理状況の把握

管理台帳、関係書類等によるだけでなく、防火管理の形式的な部分は確認できても、実効性についてまでは確認が困難なため、防火管理者やその他の立会者などに具体的な質問を行うことによって、業務の状況を確認する。

なお、場合によっては、従業員等に対し直接、災害時の任務分担、 消防用設備等の操作、顧客等への避難誘導方法等についても質問する ことによって実効性を確認する。 ウ 避難経路等の管理状況の確認

避難経路、避難施設、防火施設等の管理の状況について確認する (本節第2参照)。

第2 避難上必要な施設等の維持管理

避難施設等の管理

1 避難施設等の管理の規定

学校、病院、百貨店、旅館等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住するため、比較的火災発生の危険性が高いと判断される一定の防火対象物の管理権原者に、廊下、階段等の避難上必要な施設等について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理を義務付けている。従来より、防火対象物の管理権原者は、法第8条第1項により、防火管理の一つとして、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理を防火管理者に行わせることが義務付けられてきたほか、具体的には、廊下、階段、避難口、避難通路その他の避難上必要な施設や防火戸の管理の基準については、市町村の火災予防条例で定められていたが、これらの管理が適切になされていない場合には火災による被害が甚大なものとなることを踏まえ、平成14年の法改正により、「避難上必要な施設等の管理」が法律上明確にされた(法第8条の2の4)。

避難施設等の管理を要 する対象物等

2 避難施設等の管理を要する対象物等

避難施設及び防火戸の管理を行わなければならない防火対象物は、「学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるもの」で、政令で定めるものとは、令別表第1に掲げる防火対象物(同表(18)項から(20)項までに掲げるものを除く)とされている。

防火、避難施設は、防火対象物に器具又は設備を設置することとは異なり、防火対象物の一部として火災の延焼及び煙の拡散等を構造的に防止し、また、避難を有効に行わせることを目的とした施設である。これらの施設としては、防火設備、避難階段、バルコニー、非常口等があり、これらは避難施設及び防火施設に大別できる。

(1) 避難施設

避難施設とは、火災等が発生した場合に速やかに避難するために設けられた避難通路、避難口、階段等をいう。これらの施設は建築物の規模、 用途によってその設置方法は異なっているが、重要な役割の施設として 避難上有効に管理しなければならないことが法令等で規定されている。

ア 避難通路

避難通路とは、防火対象物のそれぞれの部分から有効に避難口へ避難できる通路をいい、廊下はもちろんのこと劇場客席内の通路、百貨店売場の室内通路等も含まれる。

なお、条例等により、劇場、百貨店、キャバレー等で災害が発生した場合に一度に出入口に殺到し、パニックによる事故が発生しないようにあらかじめ有効に避難できる動線を計画して設定し、避難通路として主要避難通路と補助避難通路を設け、色別することが規定されているところもある。

イ 避難口

出入口、非常口は災害発生時における人命安全確保のためにきわめ

て重要な施設であり、避難を円滑にするため、出入口の扉の開き方、歩行距離、屋外への出口の幅及び施錠装置について規制されている。特に、関係者は、平常時これら施設の設置場所の確認と開放の方法、出入口の有効幅員の確保及び出入口の扉の避難障害の排除に十分配意することが大切である。非常口の施錠によって防火戸が開放できず、多くの死者を出した火災事例がたくさんあることから、火災発生時には、これらの非常口の一斉開放が重要となる。

ウ階段

火災が発生した場合、建物内の各場所から屋外へ避難することが原 則であるため、階段は避難通路の一部として重要な役割を果たすもの である。しかし、階段が有効に防火区画されていない場合や維持管理 が不備な場合は、火災時の煙の上昇経路となることから、避難上極め て危険になることもある。このため、一定規模以上の建築物には、直 通階段や避難階段又は特別避難階段の設置を義務づけて安全を確保し ており、これらの施設の適正な維持管理は極めて重要である。

工 排煙設備

煙は火災により高温になると、2倍、3倍と膨張し、これが高い気 圧となって激しく噴出するため、避難や消火活動上の障害となるおそ れがある。排煙設備は、このように発生した火災室の煙を他の部屋へ 流出させないこと、建築物内部に充満した煙を屋外に排出することを 目的としており、建基法上のものと、消防法上のものとがある。前者 は、主に在館者の避難を目的としており、後者は、消防隊等が消火活動をするうえで必要な施設として設置が義務づけられている。

消防法上の排煙設備については、手動起動装置、排煙設備の風道及 び非常電源等について規定されている。また、排煙上有効な窓がある 場合に排煙設備を設置免除するなど、建基法と同様に緩和規定が設け られている。なお、火災時に適切な排煙を行うためには、煙をできる 限り他の部分に拡散させないことが重要であり、その意味でも、前述 の防火戸等による区画の役割を十分認識し、適正に維持管理していく ことが必要である。

オ その他の避難施設等

避難施設には、前述のほか建物の用途、規模に応じて、バルコニー、 屋上広場、非常用進入口、非常用エレベーター等が設置されている。

(2) 防火施設

火災の延焼拡大及び煙の拡散を構造的におさえる施設で、防火区画、 防火設備(防火戸、ドレンチャー、防火ダンパーなど)がある。

ア 防火区画

火災が発生した場合に、その火災を部分的にとどめ、他への延焼を 防止するとともに、煙の拡散防止をはかることは、人命の安全を確保 するうえにおいて極めて重要なことである。

そのためには、各区画を耐火性能の優れたものとすると同時に、防煙性能を持たせることが必要であり、この区画を防火区画という。防

火区画には、大規模建築物を一定の面積以内ごとに区画させる面積区 画、階段室、吹き抜け部分、ダクトスペース、エレベーター、エスカ レーターの昇降路等の竪穴を形成する部分の周囲を区画する竪穴区画、 一定の用途ごとに区画する異種用途区画等がある。

防火区画を設けるべき場所(位置)等は、構造、規模及び用途並びに壁、天井などの内装材料の種類、スプリンクラー設備の設置の有無により異なるので、あらかじめ各階平面図などにより把握しておくことが必要である。

また、増築・模様替え、用途の変更などにより新たに防火区画が必要な場合や、防火区画を撤去又は位置を変更し、基準に適合しない場合があるので注意を要する。

イ 防火設備

防火区画された各室には、使用形態に応じ出入口や窓などの開口部が設けられているが、防火設備はこれらの開口部に設けられる扉、シャッター等で、他の区画への延焼、煙の流入防止の役目を果たしている。このため、防火設備は、火災に対して一定の防火性能を有するとともに、煙の伝播を防止する構造となっており、防火戸は防火性能によって「特定防火設備」と「防火設備」に区分されている。また、構造によって、常時閉鎖状態を保持する防火戸(常時閉鎖式防火戸)と使用上の必要性から平常時は開放しておき、火災を感知した場合自動的に閉鎖する防火戸(自動閉鎖装置付防火戸)とに区分される。

避難施設等の検査着眼 点

3 避難施設、防火施設等の立入検査の着眼点

(1) 廊下、诵路

- ア 避難のための廊下、通路に避難上障害となる物件等を存置していないか。
- イ 物品販売店舗等の売場等は避難口に通じる主要避難通路等が確保され、避難口に有効に通じているか。また、色別等(市町村条例の規定) により区別されているか。
- ウ 劇場等で通路に椅子等を並べて避難障害となってないか。
- エ 廊下や避難通路は、つまづきや滑り等、避難時の危険な状態にないか
- オ 物品販売施設等で売場のレイアウトを変更した場合等、避難口に至 る通路誘導灯は適正な位置にあるか。又、視認障害等はないか。

(2) 避難口

- ア 避難口の開放方向は適正か。施錠等はされていないか(火災時に開 錠する機能を有するものを除く)。
- イ 避難階の避難口の屋外部分に、避難扉の開放又は避難の障害となる 物はないか。
- ウ 避難口誘導灯の位置、方向は適正か。非常電源は正常か。
- エ 旅館、ホテル等の客室や、劇場等の見やすい場所に、避難口や避難 経路を記載した「避難経路図」が掲出してあるか(市町村条例の規定

による)。

(3) 階段

- ア 階段内に避難の障害となる物件等が放置若しくは存置されていないか。 又は他の用途(物置等)に使用していないか。
- イ 階段内の照明装置(非常照明を含む)は正常か。
- ウ 階段室の防火戸等は正常に機能するか。

(4) 排煙設備

- ア 手動・自動起動装置及び連動装置は正常か。
- イ 排煙口、吸気口の閉鎖障害や吸排気障害はないか。

(5) 非常用進入口

- ア 非常進入口の屋外及び屋内部分に、消防隊の活動障害となる物件や 装飾等が施されていないか。
- イ 赤色灯は、常時点灯(又は点滅)し、予備電源は正常か。

(6) 防火戸、防火シャッター等

- ア 防火シャッターや防火戸の防火区画の閉鎖位置に、区画形成障害と なる物件の存置や室内装飾等による障害はないか。
- イ 防火戸のドアーチェック等の自動閉鎖装置の機能不良はないか。
- ウ 防火戸は円滑に作動できるとともに、機能障害となる変形や隙間な どが生じていないか。

第3 防炎規制

防炎規制

1 防炎規制(法第8条の3、令第4条の3)

高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他政令で定める防火対象物内で使用するどん帳やカーテン、展示用合板等は、いったん着火すると急速に火災が拡大する危険性があることから、一定の防炎性能を有していなければならないとされている。

防炎防火対象物

2 防炎防火対象物(法第8条の3、令第4条の3第1項)

防炎防火対象物とは、カーテン、どん帳等を使用する場合に、その物品が防炎性能を有しているものでなければならない防火対象物をいい、次に掲げるものがこれに該当する。

防炎防火対象物

防炎	防火	対象物(令別表第1及びその他)	防火対象物品
(1)	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	
(1)	П	公会堂・集会場	
	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	・カーテン
(2)	П	遊技場・ダンスホール	・布製ブラインド
	21	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	・暗幕
	=	カラオケボックス等	・じゅうたん等
(3)	イ	待合・料理店等	・展示用の合板
(3)	口	飲食店	・どん帳
(4)		百貨店・マーケット・物品販売店舗・展示場	・その他舞台に使
(5)	イ	旅館・ホテル・宿泊所等	用する幕及び大
	イ	病院・診療所・助産所	道具用合板
(6)	口	老人短期入所施設・重症心身障害施設等	・工事用シート
(0)	21	老人デイサービスセンター・児童養護施設等	
	=	幼稚園等	
(9)	イ	蒸気浴場・熱気浴場	
(12)	口	映画スタジオ・テレビスタジオ	
		複合用途防火対象物の部分のうち、上記の(1)から	
(16)		(12) までに揚げる防火対象物の用途のいずれかに該	
		当する用途に供されるもの	
(160) 3)		準地下街	
		高層建築物(高さ>31m)	
		地下街	
		建築物その他の工作物で工事中のもの	
		(ア)建築物(都市計画区域外のもっぱら住居の用に	
その	他	供するもの及びこれに附属するものを除く)	
		(イ)プラットホームの上屋	
		(ウ) 貯蔵槽	
		(エ) 化学工業製品製造装置	
		(オ) 前 (ウ) 又は (エ) に揚げるものに類する工作物	

防炎対象物品

3 防炎対象物品(令第4条の3第3項)

防炎防火対象物は、カーテン、どん帳等を使用する場合、これらの物品は、政令で定める基準以上の防炎性能を有するものでなければならないとされており、このような防炎規制の対象となる物品を総称して防炎対象物品といい、次に掲げる物品がこれに該当する。

(1) カーテン

- (2) 布製のブラインド
- (3) 暗慕
- (4) じゅうたん等 (規則第4条の3第2項)
 - ① じゅうたん (織りカーペット (だん通を除く) をいう)
 - ② 毛せん (フェルトカーペットをいう)
 - ③ タフテッドカーペット、ニッテッドカーペット、フックドラッグ、 接着カーペット及びニードルパンチカーペット
 - ④ ござ
 - ⑤ 人工芝
 - ⑥ 合成樹脂製床シート
 - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、床敷物のうち毛皮製床敷物、毛製だん 通及びこれらに類するもの以外のもの
- (5) 展示用の合板

展示用のパネル、掲示板、バックボード、仕切用パネル等に使用される合板をいい、壁面の一部に枠組等をつけて展示の用に供している展示板のように、壁の一部となっているもの及び黒板に使用される合板はこれに該当しない。

- (6) どん帳その他舞台において使用する幕 どん帳のほか、水引き、袖幕、暗転幕、定式幕、かすみ幕、中幕、映 写幕、バック幕等がこれに該当する。
- (7) 舞台において使用する大道具用の合板 舞台において使用される舞台装置のうち、建物、書割、樹木、岩石等、 出場人物が手にとることのない飾り付けに使用される合板をいう。
- (8) 工事用シート 建築物その他の工作物の、工事の際に使用されているシート類をいう。

防炎性能、防炎表示

4 防炎性能、防炎表示(令第4条の3第4項)

(1) 防炎防火対象物において使用される防炎対象物品は、令第4条の3第 4項で定める基準以上の防炎性能を有するものでなければならないとさ れている。

防炎性能とは、初期火災の際にカーテン等に火が燃え移っても、それ 自体が延焼拡大の要因とならない程度の低燃焼性をいい、火災の拡大の 媒介物になることを防止し、フラッシュオーバー前にできるだけ火災の 成長を抑制し、消火及び避難の時間をできるだけ長く確保するために、 繊維等について必要とされる性能をいう。防炎性能の基準は、防炎対象 物品の種類又は性状に応じて、残炎時間、残じん時間、炭化面積、炭化 長及び接炎回数について規定している。

- ア 残炎時間とは、着炎後バーナーを取り去ってから炎を上げて燃える 状態がやむまでの経過時間をいい、20秒を超えない範囲内において総 務省令で定める時間以内であること。
- イ 残じんの時間とは、着炎後バーナーを取り去ってから炎を上げずに 燃せる状態がやむまでの経過時間をいい、30秒を超えない範囲内にお

いて総務省令で定める時間以内であること。

- ウ 炭化面積とは、着炎後燃える状態がやむまでの時間内において炭化 する面積をいい、50平方センチメートルを超えない範囲内において総 務省令で定める面積以下であること。
- エ 炭化長とは、着炎後燃える状態がやむまでの時間内において炭化する長さをいい、最大値が20センチメートルを超えない範囲内において 総務省令で定める長さ以下であること。
- オ 接炎回数とは、溶融し尽くすまでに必要な炎を接する回数をいい、 3回以上の回数で総務省令で定める回数以上であること。

以上についての、試験装置及び測定の方法並びに測定基準は、防炎 対象物品(布類、合板等)に応じて規定されている(規則第4条の 3)。

(2) 防炎表示等(規則第4条の4)

防炎防火対象物で使用しているカーテン等が、防炎性能を有するものであるかどうかについては、外観上で判断することができない。だからといって、カーテン等の一部を切りとって燃焼テストをするということもできない。したがって、防炎性能を有するカーテン等にはその旨の表示を付し、関係者がカーテン等を購入するときの目安とするとともに、消防機関の予防査察上の便利さを確保する必要がある。そこで、昭和47年に消防法の一部が改正され、カーテン等の防炎対象物品又はその材料で防炎性能を有するものには、防炎性能を有するものであることの表示を付することができることとし、この表示又は他の法律の規定による防炎性能に関する特定の表示が付されているものでなければ、防炎物品として販売し、又は販売のために陳列してはならないこととされた。防炎表示の方法は、防炎物品ごとに、見やすい個所に縫付、ちょう付、下げ札等の方法により行う。

合板、どん帳その他これに類す 布製のブラインド、展示用の 台において使用する大道具用のる舞台において使用する幕、舞 じゅうたん等及びその材料 物 工事用シート及びこれ 外のもの 性るが庁長消防 クリーニ に適合す るもの に適合す 洗濯にい 洗濯及び 種 もの合す て基準に 防災 助護 防囊 防炎 防災 防災

防炎表示の様式

- 傭考 ・ 防炎表示の様式の欄の数字の単位は、ミリメートルとする。
 - ・ 様式の色彩は、地を白色、文字のうち「防炎」にあっては赤色、「消防庁登録者番号」及び「登録確認機関名」にあっては黒色、その他のものにあっては緑色、横線を黒色とする。
 - ・ 登録確認機関の確認を受けていない場合又は登録確認機関の確認を受けたが 当該登録確認機関の名称を記載しない場合は、「登録確認機関名」に代えて 「防炎性能について自己確認した者の名称」とする。

第 4 防火対象物定期点検報告制度

防火対象物定期点検報 告制度

1 防火対象物定期点検報告制度(法第8条の2の2)

防火対象物の管理権原者等が遵守すべき防火管理や消防用設備等の設置維持などは、火災の予防等のために最も重要なものであるが、火災等の非常時に備えるものであるため、遵守の意識が低い傾向にある。加えて、防火対象物の使用形態や消防用設備等が多様化、高度化する中で、防火対象物の防火管理を行うためには火災予防に関する高度な知識や経験を必要とするようになってきている。このような状況の中で、平成15年10月1日から一定規模、用途の対象物の管理権原者の義務として、火災予防に関する専門知識を有する者(防火対象物点検資格者)に、火災予防上必要な事項について定期的に点検させ、報告することが定められ、防火対象物における安全確保が一層図られた。

点検義務対象物

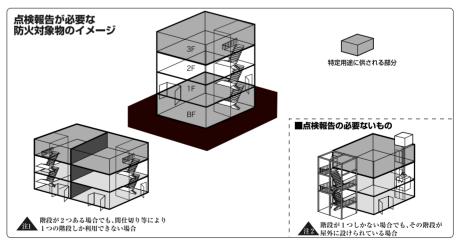
2 点検報告対象物(令第4条の2の2)

点検義務対象物となるのは、火災発生時に危険な状況に置かれる人数が 多い又は避難経路が限定されるとして、消防法第8条第1項該当の特定防 火対象物のうち、次のいずれかに該当する防火対象物である。

- (1) 収容人員が300人以上のもの
- (2) 特定用途が3階以上の階又は地階に存するもので、地上までの直通階段が1のもの(屋外階段であれば免除)

点検報告対象防火対象物(収容人員)

4	防火対象物 全体の収容人員	30人未満	30人以上300人未満	300人以上
	点検報告義務 点検報告 次の1及び2の条件に 1. 特定用途(致令別 げる防火対象物)が ばる防火対象物)が		次の1及び2の条件に該当する場合は点検報告が義務となります。 1. 特定用途(政令別表第1(川頃から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イに掲げる防火対象物)が3階以上の階又は地階に存するもの。 2. 階段が一つのもの(屋外に設けられた階段等であれば免除)	すべて点検報告の 義務がある。



点検報告の義務者

3 点検報告の義務者

点検報告の義務者は管理権原者であり、1つの防火対象物に複数の管理 権原者がいる場合は、それぞれの管理権原者に点検及び報告の義務がある。

点検実施者

4 点検の実施者

火災の予防に関する専門知識を有する「防火対象物点検資格者」が実施する。防火対象物点検資格者とは、消防設備士や防火管理者など一定の実務経験を有し、総務大臣の登録を受けた登録講習機関が行う講習を修了し、免状の交付を受けた者をいう。

点検基準

5 点検基準(規則第4条の2の6)

防火管理の状況、消防用設備等の設置等火災予防上必要な事項について 直検する。

- (1) 消防長又は消防署長に防火管理者選任 (解任) 及び消防計画の届出がなされていること。
- (2) 定められた消防計画に基づき、消防庁長官の定める事項(平成14年告示12号)が適切に行われていること。
- (3) 管理について権原が分かれている防火対象物については、共同防火管理の協議事項が定められ消防機関に届出されていること。
- (4) 避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。
- (5) 防炎対象物品の使用を要するものに、防炎性能を有する旨の表示が付されていること。
- (6) 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に 重大な支障を生ずるおそれのある物質を貯蔵し、又は取り扱う場合には、 その届出がされていること。
- (7) 消防用設備等が防火対象物の用途、構造及び規模等に応じて設置されていること (機能に係わる部分を除く)。
- (8) 消防用設備等を設置した場合に、必要な届出がされ、消防長又は消防 署長の検査を受けていること。
- (9) その他法又は法に基づく命令に規定する事項で市町村長が定める基準を満たしていること。

点検結果の報告

6 点検結果の報告

前2の防火対象物の管理権原者は、1年に1回点検を実施し、その結果 を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

特例認定と防火優良認 定

7 特例認定と防火優良認定証の表示(法第8条の2の3)

防火対象物の管理の状態が一定期間継続して火災予防に関する事項を適 正に遵守しているものにあっては、管理権原者が消防機関に申請し検査を 受けることにより、特例認定を受けることができる。特例認定を受けると、 3年間点検と報告が免除される。

なお、この場合、管理権原者は「防火優良認定証」を防火対象物に表示 することができる。

第3節 火気使用設備等と火気規制

第1 火気使用設備等

火気使用設備・器具

1 火気使用設備、器具の規制

火気使用設備等の性能、機能及び安全性は年々向上しているが、古い設備、器具も数多く残っている。過去における国内で発生した地震においては、これら火気使用設備等に起因する同時火災が発生しており、平常時における火災予防措置とともに、震災対策上の見地からも適切な管理指導が必要である。

法第9条の規定に基づく市町村の火災予防条例は、火災予防条例 (例) に準拠して制定されており、火を使用する設備等の位置、構造及び管理の 基準、火を使用する器具等の取扱いの基準等について細かく規定されてい る。

火気使用設備の検査着 眼点

2 火気使用設備の立入検査の着眼点

火気使用設備、器具の設置状況は、配置図等により把握するとともに、 自主点検結果も確認し、①増設、変更のあった部分、②自主点検の結果で 不備のある部分及び自主点検未実施の部分を優先して検査、指導を行うこ とが必要である。

(1) 炉

- ア 建築物、工作物及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離が保たれているか。また、可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けられているか。
- イ 可燃性のガスや蒸気が発生したり、滞留するおそれのない位置に設けられているか(注:地階、ピット等機密性の高い場所、あるいは通気性の悪い場所で揮発性の高い危険物や可燃性ガスを使用している場合がある)。
- ウ 階段、避難口の付近で、避難の支障となる位置に設けられていない か。
- エ 多量の火気を使用する設備の設置場所は、不燃区画室の構造になっているか。設備の熱入力の増加により不燃区画室が必要となる場合があるので確認する。
- オ 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ有効な換気を行う ことのできる位置に設けられているか。
- カ本体に破損、亀裂、燃料漏れ等がないか。
- キ 点火安全装置、立消え安全装置、未燃ガス排出装置、停電安全装置、 対震安全装置など適切な安全装置が設置されているか。また、破損、 作動不良がないか関係者への質問等により確認する。

〈対震安全装置の概要及び構成〉

大規模な地震が発生した場合は、二次的に多発するであろう火災に対処するため、対震安全装置が欠かせないことは前述したところである。

対震安全装置は一定の地震動を検出し、それを電気的、機械的な信号に変換する感震装置と感震装置からの信号により、燃焼部を遮へいするか、消火剤等を噴射して消火し、かつ燃料の供給を停止させる消火装置部、又は燃料の供給を停止させ、結果として燃料を止める燃料供給停止装置部から構成されている。感震装置のみを燃焼設備本体から分離して設置するものを分離式といい、対震安全装置の各部を燃焼設備等、又は付属配管部分に組み込んで設けるものを組込式といっている。

対震安全装置の構成



- ク 本体は、地震等により容易に転倒したり破損したりしない構造となっているか。
- ケ 配管の破損、亀裂、腐食、漏洩はないか目視により確認する。配管 とバーナー、配管相互の接続部は漏れやすいので注意を要する。
- コ ゴムホース等で接続されている部分が老朽化していないか。
- サ 液体燃料タンク
 - ・ 液体燃料タンクは、設備から2メートル以上の距離を有している か、又は防火上有効な遮へいを設けているか。
 - ・ 油量計、通気管、ドレーンコックが設けられているか。 タンク直近に、開閉コックが設けられているか。
 - ・ 燃料を予熱する方式にあっては、燃料タンク又は配管を直火で予 熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講じて いるか。
 - ・ タンクに、破損、亀裂、変形、腐食、漏えいがないか。
 - ・ タンクは、地震等により容易に転倒したり破損したりしないよう 床、架台等に固定されているか。
- シ LPGボンベ
 - ・ 直射日光による影響がない場所に設置されているか。
 - ・ 地震等により容易に転倒したり破損したりしないようチェーン、 ロープ等による転倒防止措置がされているか。
 - ・ 炉及びその付属設備は、必要な点検、整備を行っているか関係者 への質問等により確認する。なお、液体燃料を使用する炉及び電気 を熱源とする炉にあっては、この点検、整備を必要な知識及び技能 を有する者に行わせているか。

(2) ふろがま

前(1)を準用するほか、次による。

気体燃料又は液体燃料を使用するふろがまにあっては、空だき防止装置が設置されているか。

(3) 温風暖房機

前(1)を準用するほか、次による。

温風暖房機に付属する風道は、不燃材料以外による仕上げをした建築物の部分及び可燃性の物品との間に基準以上の距離が保たれているか。ただし、厚さ2センチメートル以上(入力70キロワット以上のものに附属する風道にあっては10センチメートル以上)の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

(4) 厨房設備

前(1)を準用するほか、暖房設備に付属する排気ダクト及び天蓋は次による。

- ア 排気ダクト等は耐食性を有する鋼板等の不燃材料で造られているか、 また当該ダクトに、排気以外のダクトが接続されていないか。
- イ 排気ダクト等と建築物の可燃性の部分等との間に10センチメートル 以上の距離がとられているか。ただし、金属以外の不燃材料で被覆し た場合は、この限りでない。
- ウ 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に、グリスフィルター等が設置されているか。また、清掃が行き届いているか確認する。
- エ 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備に、火炎伝送防止装置(防火ダンパー又は自動消火装置)が設置されているか確認する。なお、自動消火装置の性能及び設置基準については、「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」(平成5年消防予第331号)によるものである。

(5) ボイラー

労働基準法及び圧力容器安全衛生規則によって規制を受けるものについては、火災予防条例による規定は適用されない点に注意を要する。

ボイラーの区分



前(1)を準用するほか、次による。

- ア 蒸気管が、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けいそう土、石綿その他の遮熱材料で有効に被覆しているか。
- イ 蒸気の圧力が異常に上昇した場合に、自動的に作動する安全弁その 他の安全装置を設けているか。

ボイラーの規制範囲

	項目	圧力	伝熱面積	胴内径	胴長さ	大気開放管	水頭圧	U型立管
範囲		(kg/cm²) (m²)		(mm)	(mm)	(内径mm)	(m)	(内径mm)
		P ≤ 1	0.5 < A ≤ 1					
ıl.	蒸気	P ≤ 1		200< φ ≤300	400< ℓ ≤600			
小型ボ	ボイラー		2 < A ≤3.5			$\phi \ge 25$		
イラ			2 < A ≤3.5				H ≤ 5	$\phi \ge 25$
1	温 水ボイラー		4 < A ≤ 8				H≤10	
	貫 流 ボイラー	P ≤ 10	5 < A ≤10					
		P ≤ 1	A ≤0.5					
Asta	蒸気	P ≤ 1		$\phi \leq 200$	$\ell \leq 400$			
簡易	ボイラー		$A \leq 2$			$\phi \ge 25$		
ボ			A ≤ 2				$H \leq 5$	$\phi \ge 25$
イラ	温 水ボイラー		A ≤ 4				H≤10	
1	貫 流 ボイラー	P ≤ 10	A ≤ 5					

(6) ストーブ (移動式のものを除く)

前(1)を準用するほか、次による。

固定燃料を使用するストーブには、不燃材料で造ったかき殻受けが付 設されているか。

(7) 壁付暖炉

前(1)を準用するほか、次による。

- ア 背面及び壁面との間に1センチメートル以上の間隔を保っているか。 ただし、壁等が耐火構造の場合にはこの限りでない。
- イ 厚さ2センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、れんが造、石造 又はコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を点検できる構 造となっているか。

(8) 乾燥設備

前(1)を準用するほか、次による。

- ア 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とされているか。
- イ 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあっては、非 常警報装置又は熱源の自動停止装置が設けられているか。
- ウ 火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあっては、乾燥室内に火粉が飛散しない構造となっているか。

(9) サウナ設備

前(1)を準用するほか、次による。

サウナ室に設ける放熱設備には、温度が異常に上昇した場合直ちにそ の熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けているか。

(10) 簡易湯沸設備、給湯湯沸設備

前(1)を準用する。

(11) ヒートポンプ冷暖房機

前(1)を準用するほか、次による。

- ア 内燃機関部分に防振のため措置が講じられているか、また容易に点 検できる位置に設置されているか。
- イ 排気筒を設けている場合は、防火上有効な構造となっているか。
- (12) 火花を生ずる設備 (グラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機その他その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備)
 - ア 壁、天井及び床の火花を生ずる設備に画する部分の仕上げを不燃材料 料又は準不燃材料とした室内に設けられているか。
 - イ 静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除 去する措置を講じているか。
 - ウ 可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けているか。
 - エ 火花を生ずる設備のある室内においては、常に、整理及び清掃に努めているか。また、みだりに火気を使用していないか。

(13) 火を使用する設備に付属する煙突及び煙道

- ア 煙突、排気筒に破損、亀裂はないか。
- イ 煙突、排気筒の支持は適正か。屋外で支持枠、支持線等が腐食して いる場合があるので注意する。
- ウ 金属製又は石綿製の煙突は、可燃材料から15センチメートル以上離 して設けているか。ただし、厚さ10センチメートル以上の金属以外の 不燃材料で被覆した場合は、この限りでない。
- エ 壁体等の貫通部に組み込まれているメガネ石等に亀裂、破損はないか。

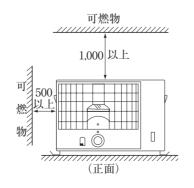
火気使用器具の検査着 眼点

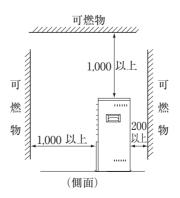
3 火気使用器具の立入検査の着眼点

(1) 液体燃料を使用する器具

ア 器具の構造等に応じ可燃物から火災予防上安全な距離が保たれているか。

移動式ストーブ(開放式放射型)の設置例





なお、この場合、移動式ストーブ及び移動式こんろにあっては、JIS 又はこれと同等以上の基準に適合している証として、次のいずれかの 証票が付されているか確認する。

JIS規格認証品 「S-XXXX

JIS規格に準じた規格認証品 「N一××××」

製造業者が自ら印刷表示 する証票 (番号なし)







※JIS規格認証品・JIS規格に準じた規格認証品の区別はありません。

- イ 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所、避難の障害と ならない場所で使用されているか。
- ウ 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で、地震等 により容易に転倒又は落下するおそれのない状態で使用されているか。
- エ 不燃性の床上又は台上で使用されているか。ただし防火上安全な構造の器具についてはこの限りでない。
- オ 器具は本来の使用目的以外の使用をしていないか。また、器具に応じた適正な燃料を使用しているか。
- カ 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の 可燃物をみだりに放置していないか。
- キ 地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止 する装置がついているか。
- ク 点検、整備は、必要な知識及び技能を有する者が行っているか。

(2) 固体燃料を使用する器具

前(1)を準用するほか、次による。

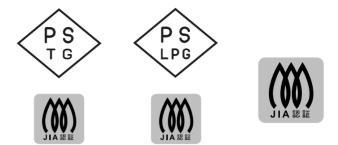
- ア 火鉢にあっては、底部に遮熱のための空間を設けているか。又は砂 等を入れて使用しているか。
- イ 置きごたつにあっては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台 上に置いて使用しているか。

(3) 気体燃料を使用する器具

前(1)を準用するほか、次による。

- ア 器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適切な長さと し、管の接続部はホースバンド等で離脱しないようにしているか。
- イ 調理用器具及び移動式ストーブにあっては、JIS又はこれと同等以上 の基準に適合している証として次に示すいずれかの証票が付されているか。

調理用器具及び移動式ストーブに付された証票



(4) 電気を熱源とする器具

前(1)を準用するほか、次による。

- ア 通電した状態でみだりに放置していないか。
- イ 安全装置は適切に作動するか。

第2 火気規制

火気規制

1 喫煙等の火気規制

防火対象物の火気の規制については、火気使用設備、火気使用器具とともに、火気を使用すること自体について市町村等の火災予防条例により規制されている。

条例(例)第23条の規定は、火災が発生した場合人命危険の生じるおそれのある不特定多数の者が出入りする場所や、国民にとってかけがえのない財産である重要文化財等の建築物で、消防長(消防署長)が指定する場所においては、「喫煙」「裸火使用」「危険物品持込み」の行為(以下「喫煙等」という)を禁止するものである。また、この場所では、「禁煙」、「裸火厳禁」、「危険物品持込み厳禁」の標識の設置及び当該指定場所における禁止行為に対する関係者の制止の義務が課せられている。

この火気規制は、人命危険を排除するという基本的な考え方に基づいているが、画一的に火気を規制することは、文化、社会生活上そごをきたす場合があり、ただし書により、消防長(消防署長)が火災予防上支障ないと認めたときは、例外として禁止行為を解除することができることとされている。

喫煙等の禁止場所

2 喫煙等の禁止場所

喫煙等の禁止場所は、条例(例)で、次の様な場所とされている。

- (1) 劇場、映画館、演芸揚、観覧場、公会堂若しくは集会場の舞台又は客 席。
- (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場の売場 又は展示部分。
- (3) 文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって、重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲。
- (4) 前(1)(2)のほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所(この場所の具体例としては、喫煙、裸火禁止については映画、テレビスタジオのうち撮影の用途に供する部分、屋内駐車場等、また、危険物品持ち込み禁止については、車両の停車場、船舶、航空機の発着場等が想定されている)。

立入検査の着眼点

3 立入検査の着眼点

禁止場所における規制が守られているか、この場所での「禁煙」、「裸火厳禁」、「危険物品持込み厳禁」の標識の設置及び禁止行為等はないか確認する。また、解除承認の条件を遵守しているか確認する。

第4章 消防用設備等の設置基準等

第4章 消防用設備等の設置基準等

第1 消防用設備等の規制

消防用設備等の規制概 要

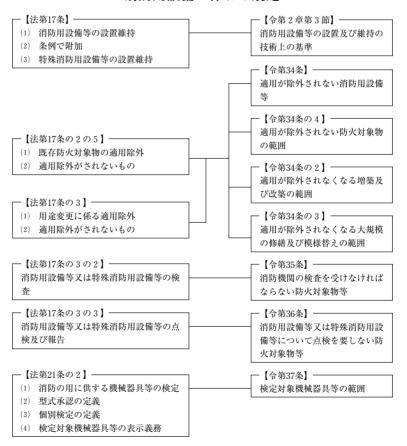
1 消防用設備等の規制の概要

火災の時に速やかに火災の発生を知らせ、早期に消火し、また安全に避難が行え、さらに火災が拡大した場合に消防隊が有効に消火できれば、火災による被害を軽減できる。

しかし、これらの行動をすべて人が行うことには限界がある。このため、 法第17条では、防火対象物の所有者、管理者又は占有者に対し、その防火 対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防 用設備等を設置することを義務付けている。これらの消防用設備等は、火 災から生命、身体、財産を守る重要な設備器具であるから、火災発生時に おいて安全かつ確実に機能しなければならない。

このことから、国家検定制度等によりその品質が保証されるとともに、 工事や整備を行う段階で機能が損なわれないよう、消防用設備等の設置に 係る工事や整備については、一定の知識及び技術を持った消防設備士が行 わなければならないこととされている。

消防用設備に係わる規定



消防用設備等の設置及び維持

2 消防用設備等の設置及び維持(法第17条)

消防用設備等の設置維持については、法第17条で次のように消防用設備等の設置及び維持について規定されている。

第1項は、消防用設備等の設置及び維持についての基本原則を規定した ものである。

第2項は、当該市町村の気候風土等の特殊性により、第1項の規定と異なる規定を条例により設けることができることとしたものである。これは、一般に「附加条例」といわれる。附加条例の内容は、法第17条の2の5から法第17条の4の規定が適用されることとなる。

第3項は、政令で定める技術上の基準に基づき設置する消防用設備等と 同等以上の性能を有する特殊の消防用設備等の設置維持について規定した ものである。

消防用設備等を設置すべき防火対象物

3 消防用設備等を設置すべき防火対象物

防火対象物に消防用設備等を設置し維持しなければならない者は、法第17条第1項により「学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者」である。この場合の関係者とは、当該防火対象物の所有者、管理者又は占有者である。なお、この場合の占有者には不法に占拠している者であっても、ここに規定する占有者に含まれる。

消防用設備等を設置すべき防火対象物は、法第17条第1項により、政令に定めるものとされており、用途、構造、規模及び収容人員等によって、それぞれの消防用設備等の設置対象物となるか否かが決定される。

消防用設備等の種類

4 消防用設備等の種類(令第7条)

防火対象物には、その用途、面積、構造、収容人員等により、各種の消 防用設備等を設置すべきことを規定している。

消防用設備等とは、次表に示すとおり令第7条で、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいう。

また、「消防の用に供する設備」は、その目的に応じて「消火設備」、「警報設備」、「避難設備」に区分される。

消防用設備等の種類

		消火器及び簡易消火用具 (水バケツ、水槽、乾燥砂、膨脹ひる 石又は膨脹真珠岩)				
	消火設備	屋内消火栓設備、スプリンク ラー設備、水噴霧消火設備、泡 消火設備				
		不活性ガス消火設備、ハロゲン 化物消火設備、粉末消火設備				
冰叶 0		屋外消火栓設備、動力消防ポン ブ設備				
消防の 用に供 する設		自動火災報知設備、ガス漏れ火 災警報設備				
備	警報設備	漏電火災警報器、消防機関へ通 報する火災報知設備				
		警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン及び放送設備)				
	避難設備	すべり台、避難はしご、救助袋、 緩降機、避難橋その他の避難器 具				
		誘導灯及び誘導標識				
消防	用 水	防火水槽又はこれに代わる貯水 池その他の用水				
消火活動施設	助上必要な					
消火活動上必要な 施設 排煙設備、連結散水設備、連結 送水管、非常コンセント設備及 び無線通信補助設備 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供す る設備等(令第29条の4)						

令第29条の4に該当する設備等としては、

- (1) パッケージ型消火設備
- (2) パッケージ型自動消火設備
- (3) 住宅用消火器及び消火器具
- (4) 共同住宅用スプリンクラー設備
- (5) 共同住宅用自動火災報知設備
- (6) 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備
- (7) 共同住宅用連結送水管
- (8) 共同住宅用非常コンセント設備 がある。

消防用設備等設置基準 (早見表)

5 消防用設備等の設置基準(早見表)

消防用設備等の設置の基準については当該防火対象物の用途、面積、階層、収容人員、内装仕上、建物構造等の各要素により、各種の消防用設備等を設置しなければならないが、具体的な設置基準は、消防法施行令第2章第3節に定められている。

令別表第1

(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
(1)	П	公会堂又は集会場
	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブそ の他これらに類するもの
	П	遊技場又はダンスホール
(2)	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
	11	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	П	飲食店
(4))	百貨店、マーケットその他の物品販売業 を営む店舗又は展示場
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類 するもの
	п	寄宿舎、下宿又は共同住宅
	イ	病院、診療所又は助産所
	п	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、育多の見施設、組門院、知的障害児施設、盲方の鬼施設(通所施設を除く。)、版体不自由児施設(適所施設を除く。)、成本症心身障害児施設、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは第6項に規定する老人短期入所事業者しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。)
(6)	n	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る。)、肢体不自由児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるも

		のを除く。)、地域活動支援センター、
		福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項
		若しくは第5項に規定する老人デイサー
		ビス事業若しくは小規模多機能型居宅介
		護事業を行う施設又は障害者自立支援法
		第 5 条第 6 項から第 8 項まで、第10項若 しくは第13項から第16項までに規定する
		生活介護、児童デイサービス、短期入所
		、共同生活介護、自立訓練、就労移行支
		援、就労継続支援若しくは共同生活援助
		を行う施設 (短期入所等施設を除く。)
	=	幼稚園又は特別支援学校
		小学校、中学校、高等学校、中等教育学
(7)		校、高等専門学校、大学、専修学校、各
		種学校その他これらに類するもの
(8)		図書館、博物館、美術館その他これらに
		類するもの
	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場そ
(9)		の他これらに類するもの
	П	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
4-1		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の
(10))	発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供
(11))	神社、寺院、教会その他これらに類する もの
	,	
(12)	1	工場又は作業場
	П	映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	ィ	自動車車庫又は駐車場
	П	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14))	倉庫
(15))	前各項に該当しない事業場
		複合用途防火対象物のうち、その一部が
	 ィ	(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)
(16)	ィ	項イに掲げる防火対象物の用途に供され
(16)	イ	項イに掲げる防火対象物の用途に供され ているもの
(16)	イ ロ	項イに掲げる防火対象物の用途に供され ているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複
	П	項イに掲げる防火対象物の用途に供され ているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複 合用途防火対象物
(16)	П	項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 地下街
	П	項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 地下街 建築物の地階((16の2)項に掲げるも
	П	項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 地下街 建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に
	2)	項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 地下街 建築物の地階((16の2)項に掲げるも
(160)	2)	項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 地下街 建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物
(160)	2)	項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 地下街 建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限
(160)	2)	項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 地下街 建築物の地階 ((16の2) 項に掲げるものの各階を除く。) で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの ((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
(160)	2)	項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 地下街 建築物の地階 ((16の2) 項に掲げるものの各階を除く。) で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの ((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) 文化財保護法 (昭和25年法律第214号)
(160)	2)	項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 地下街 建築物の地階 ((16の2) 項に掲げるものの各階を除く。) で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの ((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
(160)	2)	項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 地下街 建築物の地階 ((16の2) 項に掲げるものの各階を除く。) で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの ((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) 文化財保護法 (昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民
(160)	2)	項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 地下街 建築物の地階 ((16の2)項に掲げるものの各階を除く。) で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの ((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) 文化財保護法 (昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律 (昭和8年法律第43号)
(160)	2)	項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 地下街 建築物の地階 ((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものを過速地下道に面して設けられたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) 文化財保護法 (昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品と認定された
(160)	2)	項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 地下街 建築物の地階 ((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品と認定された建築物
(160)	п 2)	項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 地下街 建築物の地階 ((16の2) 項に掲げるものの各階を除く。) で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの ((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) 文化財保護法 (昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律 (昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品と認定された建築物
(160)	п 2) 3)	項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物 地下街 建築物の地階 ((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品と認定された建築物

注 は、特定防火対象物を示す。

消火器具・大型消火器

消火器

	種別		火器以外の消火器具	大型消火器
対象別		令第	10条、規則第 6 条	規則第7条
(1)	イ	全部	1234	危政
(*)	口	150㎡以上	地階、無の変圧器、の変圧器、の変圧器、の変圧器、の変圧器、の変圧器、の変圧器、の変圧器、	令別
	イ		地階、無窓の圧器、配地階、無窓の上器、配力量危険物の場合であります。	表
(2)	口	全部	窓物物配ボ	四四
(2)	ハ	工帅	地階、無窓階又は、地階、無窓階又は、地階、無窓階又は、	定定
	1]		階又は三階 で、同表 (危政令第	る る ***
(0)	イ		三階以上	量
(3)	П		以上の階を燥室そ	五
(4)			所 (倍
()	イ			上上
(5)	П	150㎡以上	量の火に 気設備に 気設備に る数量に	り指
	イ		窓階又は三階以上の階の床面積が五十㎡以上(政令)物(危政令第一条の十一に規定する指定数量の五分の物品で、同表の数量欄に定める数量以上のもの。)を時配電盤又はこれらに類する電気設備のある場所(規則)ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所	危政令別表第四で定める数量の五百倍以上の指定可燃物を貯蔵し又は取扱うもの
(-)	口	全部	m 定 上 あ を 使 用 上 場 用	燃 物
(6)	ハ	4=0 2011	上重も場用する	貯
	-	150㎡以上		し し
(7)			の一般の	以は
(8)		300㎡以上	(参) (金) (金) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表	扱
	イ		指版	3
(9)	П	150㎡以上	定 なり扱	0
(10)			量り	
(11)		300㎡以上		
	イ		(政令)	
(12)	П			
	イ	150㎡以上	はは	
(13)	П		指 定	
(14)	1		又は指定可燃物	
(15)		300㎡以上	_	
	イ		(危政 令別 表第 四	
(16)	П			
(160	02)		表第	
(160) 3)	全部	<u> </u>	
(17)				
(18)				
(19)				
(20)		全部		
			l .	I .

屋内消火栓設備 屋外消火栓設備 動力消防ポンプ設備

消火設備(その1)

種 別		屋内消火栓設備		屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備
		令第11条			
対象別	延面積	床面積(地階、無窓階、 4階以上の 階)	1 2 令別表第一	令第19条	令第20条
(1) \(\frac{1}{\pi} \)	500㎡以上	100㎡以上	一に掲げる。	(1)項~(15)項、(17)項、(18)項の建築 物で1、2階の床面積の合計	1 2 地 屋
(2)	700㎡以上	150㎡以上	に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物(可燃性液体類に係るものを除く。):火・準耐火(内装制限されているもの。)の場合、延面積千㎡以上(倍読適用なし)	1 2 準耐火建築物 3 その他の建築物 0 建築物とみなす から、水平距離が一 の建築物とみなす 1 一敷地内にあるこ	地下街を除く屋内消火栓設備の設置を要する防火対象物又はその部分屋外消火栓設備の設置を要する建築物
(11)	1,000㎡以上	200㎡以上	除く。なし	(二 耐 m	
(12) 1	700㎡以上	150㎡以上		火建築 二	
(13) イロ (14) (15) イロ (16の 2) (16の 3) (17) (18) (19) (20) 休備 考	700㎡以上 1,000㎡以上 150㎡以上 耐火·内装 耐火 準耐火·内装	150㎡以上 200㎡以上 3 倍 } 2 倍	を危政令別表第四で定める数量の七百五十倍以上貯蔵し又は取り扱うもの	以上の建築物(耐火建築物、準耐火建築物を除く。)で相互の一階の中心線階にあっては三m以下、二階にあっては五m以下であるものについては、一	

スプリンクラー設備

消火設備(その2)

₹ ē	重 別	ス	プリ	1 ;	ンク	ラ・	- 設	備				
対象別	II \			令	第 12	2 条						
(1)	イ ロ	△6,000㎡以上 (注1) ○1,000㎡以上 ◎1,500㎡以上	(1	2 水道	3	4 蔵し、	5 (16) る	6 (16) ±	7 防	8 以 [16]外	9
(2)	イ ロ ハ ニ	△6,000㎡以上 (注1) ○◎1,000㎡以上	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	項の舞台部の末面	火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造としてな水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。	項~49項、59項イ、	表第一に掲げる建築物その、取扱うもの	。 ⑹項イで、(2に掲げるものを除く。)する階	『項イで①項~④項-階以下の階にあっ	火対象物の十一階	の2項のうち(6)面積が	の3項で延面積が千㎡以上、
(3)	イ ロ	(1)項に同じ	· 和	面漬が也皆	延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外で延べ面積が千リンクラー設備を設置することができる。	(6) 項	築物その	けるもの	項、(5)項イ、	階以上の階	項ロの用途	千㎡以上
(4)		△3,000㎡以上 ○◎1,000㎡以上		`	機能能	(9) 項	他の	を 除	(6) m	PE	歴の仕根	ナ、か
(5)	イ	(1)項に同じ	ļ Ķ	無窓皆、	能を備さ	了、 (16)	工 作		項以上		の用途に供されて	(1)
	П	(1)項に同じ ※ 1	[]	四路	んると	項	物で指定可燃物	(1) 項 ~	項(2)		れる部分(火災・特定施設も	項~
	イロ	○ © 275 m 以上 注 2	, _	以 上	造と	- で 地	定可	(4) 項	イが 存(4)		ん (火施設	(4) 項
(6)	ハ	(1)項に同じ	ļ Ģ	階以上の階で三百㎡以上、	して総	イで地階を除く階数が十	燃 物	(5) 項	項の存		(火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの心設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる。	(5) 項
(-)	=	(江)現に同じ	=	三百	務省		(可燃性液	イ、	で当る		上時の	イ、
(7)			I J	ri 以 ト	令で完	数 が 十	性液体	(6) 項	で当該部分の床面積する階にあっては千		延ププリ	(6) 項 又
(-)	イ	(1)項に同じ	1		んめる	以	体類に係るものを除く。)	(9) 項	かって		抑力	頭又は9頭イの存する部分の
(9)	П		1	その也の	構造	上あるも	係る。	イの	面付が		すう	項イの
(10)			Į į	の皆で五	を 有 す	るもの	ものを	床面積	が出い上		候能を	存す
(11)	1		Ī	百	る も		除く	の合	, _		備設 え置	る部
(12)	П		I J	ri 以 ト	の以外			積の合計が三千	無窓階にあ		る構造	分の床
(13)	1		3	上のもの	で延べ		を危政令別表第四で定める数量	子 ㎡	あって		として	床面積の合計が五百㎡以上
(14)	П	ラック式で天井高さ10mを超え、	,	/)	不面積		別表	· ・ が 以 上 の も	は床面		総務務	合計
(14)		かつ、延面積700㎡以上 ※ 2			が 千 ㎡		弗 四 で	0)	積の		省令で	が五五五
	イ	注5·6			㎡未満の場合は、		定め	の 階 の	合計が		定め	加以
(16)	П				の場		る数量	のうち、	が 千 ㎡		る構	上
(160) 2)		延面積が1,000m以上 注 8			台は、		重 の 千		以		造を右	
(160	(3)	注9			特定		- 倍 以	部分	上、四		する	
(17)					特定施設		上貯	当該部分が存	階 以		もの	
(18)												
(20)												
備	考	○印は地階又は無窓階 ○印は 4 階以上10階以下の階 △印は平屋建以外	1									

※1 △3,000㎡以上 (病院に限る) ※2 倍読適用あり

水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備

消火設備(その3)

水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末消火設備										
	令第13条~第18条	-	1							
防火対象物又はその部分	消火設備	水噴霧	泡	不活性ガス	ハロゲン化物	粉末				
	(13)項口									
屋上部分で回転翼航空機、垂直網		0			0					
道路の用に供される部分	屋上部分 600㎡以上 上記以外 400㎡以上		0	0	0		0			
自動車の修理又は整備の用に供	地階又は2階以上の階 200㎡	以上		0	0	0	0			
される部分	1階 500㎡以上									
駐車の用に供される部分	地階又は2階以上の階 200㎡以上 1階 500㎡以上 屋上部分 300㎡以上	0	0	0	0	0				
	立体駐車場で収容台数 10台	以上								
発電機、変圧器等の電気設備室	200	m以上			0	0	0			
鍛造場、ボイラー室、乾燥室等	多量の火気を使用する部分 200	m以上			0	0	0			
通信機器室	500	㎡以上			0	0	0			
令別表第 1 に掲げる建築物そ	・綿花類、木毛、かんなくず、(しみ込んでいる布、紙等は除・ ・糸類、わら類 ・再生資源燃料 ・合成樹脂類(不燃性又は難燃 製品、原料ゴム、ゴムくずに	0	0	(
の他の工作物で、指定可燃物 を危政令別表第4で定める数 量の1,000倍以上貯蔵し、又は 取り扱う部分	・ほろ、紙くず(動植物油がし。 る) ・石炭・木炭類	0	0							
	・可燃性固体類、可燃性液体類 ・合成樹脂類(不燃性又は難燃け 製品、原料ゴム、ゴムくずを限	0	0	0	0	0				
	・木材加工品、木くず									

電……全域放出方式に限る。

自動火災報知設備

警報設備(その1)

					1 + IX F	汉ル	1 (((ועי	,				
租	1 別				自	動	火	災	報	知	設	備		
対象別							令	第	21	条				
(1)	イ		注	1	2	3	4	ग्रंग	Ę	5	6	7	8 上	9 ~ * ^
(1)	П			令叫	地階、	防火	地階、	囲積が	j	<u>1</u>	$\begin{bmatrix} 16 \\ \mathcal{O} \\ 3 \end{bmatrix}$	(2) 用 項 に 世	令	(1) 階 た
	イ	300㎡以上		表		対	PA .	光	杉	三 終 支 上	3	供供は	表	(一階及び二階であっては、
(2)	П			7.2 3.2	窓	物の	階	面積が二百㎡以上	fi (VII)	r Tari	ぞ延	項る店	// 1.7	では、一番では、
	ハ			掲げ	又は	+	上の	上	Ę,	Ė	面積	び面はま	掲げ	(5) をる。一
	=	全部		る母	二世	防火対象物の十一階以上	階で		利	其	が五	②項、③項及び6項イの:の用に供する床面積の合計)	る時	さくもか 以上
(0)	イ			築物	以上	上の	駐車		近信彬署室で房面科ガヨ百	ī.	項で延面積が五百㎡以上で、	7の計	火	(6) の と 遊 設 は
(3)	П	300㎡以上		かその	の既	の階	単の田		n	1 1 1	以上	地階 ア 万	象物	受し、難階というない
(4)				他の	門で由		用に		Ĺ			スは無窓	が の 済	(9) 総 又 は へて い
(5)	イ	300㎡以上		工作	小面		供する				かつ、	③項及び6項イの地階又は無窓階(する床面積の合計)が百㎡以上	路の	タイル 地上
(5)	П	500㎡以上		令別表第一に掲げる建築物その他の工作物で、	が二		部分				(1)		用	場合、⑥項又は⑨項イに掲げくものとし、総務省令で定めから、総務省令で定めいる。
	イ	300㎡以上			無窓階又は三階以上の階で床面積が三百㎡以上		二階以上の階で駐車の用に供する部分の存する階				項~	(喧項イにあっては、	令別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、	
(6)	П	全部		指定可燃物を危政令別表第四で定める数量の五百倍以上を貯蔵し、又は取り扱うもの	以上		けする				項~(4)項、	にあ	れる	の防火対象物の用に供される部分が1る避難上有効な開口部を有しないする階段が二(当該階段が屋外にます。 では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般
	ハ	900 *N L		燃物	т.							めって	部分	が と を と を と を と を と を と を と の と の と の と の
	=	300㎡以上		物を合			駐車				(5) 項 イ、	は、	がで、	初の田ない。
(7)		500㎡以上		政会			手の会					(2) 項	床	Rに供 開 関 対 大対
(8)		500m以上.		別表			車両				項又		積の	に で に で に で に で に で に に に に に に に に に に に に に
(9)	イ	200㎡以上		第四			が同				(g)	項が	合計	有しか屋が
(9)	П	500㎡以上		で完			時に				項イ	存す	が景	からから
(10)		500㎡以上		足める			屋外				の床	るよ	上部	発産で設ける
(11)		1,000㎡以上		数量			がに出				面積	の に	分け	だ区面られ、
(12)	イ	500㎡以上		の五			3				の合	③項が存するものに限る。)で床面積	<u> </u>	外のとなっては
(12)	П	500m以上.		音 倍			とが				計が	°°,	mi Ul	階にいる
(10)	イ	500㎡以上		以上			でき				三百	で床	Ę	存する部分省会
(13)	П	全部		一を 貯			る横				⑥項又は⑨項イの床面積の合計が三百㎡以上	血 積	そ れ	が 分が が 完分が
(14)		500㎡以上		蔵し			(駐車の全車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。)で当該部分の床				上	(16)	床面積の合計が屋上部分は六百㎡以上、それ以外の部分にあっては四百	火存する
(15)		1,000㎡以上		て 又			階を					(6)項イにあっては、	の部	象る難
(16)	イ	300㎡以上		は取			除く					に あ	分に	で、たった
(10)	П			り扱			°					ってい	あっ	当該の対象を
(160)	2)	300㎡以上 ※		うち			で当						ては	近代は、
(160)	3)	注 6		ŏ			該部					(2) 項	四 百	階とを
(17)		全部					分の・					、 (3) 項	m 以	以外の階である場
(18)							床					項	~	階画場
(19)		/												
(20)		/												

※ (16の2)項の部分で、(2)項ニ又は(6)項ロに掲げるもの。

ガス漏れ火災警報設備 漏電火災警報器

警報設備(その2)

種 別	7.	ブス漏れ火災警	報設備		漏	電	火;	災 警 報	器
対象別	令	第 21 条	Ø 2			令	第	22 条	
(1) イ		注 1	2	3 ① ②			注	1 2	
1		16の3項で延面積千㎡以上、	(16) 項 イ	温泉の採取のため燃料用ガス(液円燃性ガスが自				(16) (1) 項 項 イ 〜	間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁よりの床又は天井野縁まりの床子は天井野縁まりの大井を有するものとする。
(2)		坦 で 延	で地際	採用性ガス	300㎡以上			項イで延面積 (15)	材料で
ハ	○1,000㎡以上	面積	原の床	ためんが自然	30011125.1.			積 (15) 五 項、	造った
		m 以	囲積 の	の 化 系 元 発 備 油 生				日 ㎡ (16) 以 項	を準不に鉄網
(3)			合計手	を ガス 版 器				上で、契約	燃材の影響
(4)		かつ、	項イで地階の床面積の合計千㎡以上、	た ままい こうこう こうこう こうこう こうこう こうこう こうこう こうこう		注2		かつ、	以床又は
(5) イ		(1) 項 (4)	上、かつ、	泉の採取のための設備を設置する防火対象物のうち、6燃料用ガス(液化石油ガス販売事業により販売される「燃性ガスが自然発生するおそれがあるとして消防長2可燃性ガスが自然発生するおそれがあるとして消防長2	150㎡以上	注2		『畄以上で、かつ、⑴項~⑷項、⑸項イ、⑹項又は⑹項で契約電流容量が五十アンペアを超えるもの	の材料は天井
1		(4) 項、	(1)	家物の売 として) (4) 中 項、	で造っ
(6)	○1,000㎡以上	(5) 項 イ、	項 (4)	うち、 される 長	300㎡以上	34-0		、ン (5) ペ 質 ア	たくけ
=			(4) 項、	次に担て、		注2		インを超い	入りの
(7)		文は	(5) 項 イ、	掲 行 付 法 第 署	500㎡以上			(6) 項 項 又 も	の壁、水
(8)		項		も 2 長 の 条 が	500㎡以上			はの (9)	根 燃太 材
(9) \(\frac{1}{\pi} \)	〇1,000㎡以上	1 の 存	項 又 は	泉の採取のための設備を設置する防火対象物のうち、次に掲げるもの以外のものは燃料用ガス(液化石油ガス販売事業により販売される(液石法第2条3項)液化石可燃性ガスが自然発生するおそれがあるとして消防長又は消防署長が指定するもの可燃性ガスが自然発生するおそれがあるとして消防長又は消防署長が指定するもの	150㎡以上			項 イ の	若 以 外
(10)		す る 部	(9) 項 イ	も 液 化 石 の	500㎡以上			床 面 積	はの 下材 地料
(11)		分の	の存	設油置ガ	500㎡以上			の合	を進
(12)		⑥項又は⑨項イの存する部分の床面積の合計が五百㎡以上	⑥項又は⑨項イの存する部分の床面積の合計が五	次に掲げるもの以外のものは設置を要しない。(液石法第2条3項)液化石油ガスを除く)、(次石法第2条3項)液化石油ガスを除く)、(次は消防署長が指定するもの	300㎡以上			⑥項又は⑨項イの床面積の合計が三百㎡以上えるもの	間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りのするするようとする
(13)		合計	分の床	ない - が				百 ㎡ 以	料網
П		が 五 古	面積の	が使用されるもの				Ĕ	
(14)		m 以	合計	h a	1,000㎡以上				
1	<u>/</u> 注 2	上	:が 五 五	₹ 0	注1.00011351	- (±.2			
(16)			百㎡ 以上		注 2				
(160) 2)	1,000㎡以上		Ē		300㎡以上				
(160 3)	注1								
(17)					全部	$\overline{}$			
(19)						_			
(20)									
備考	○印は地階の床面積の合計								

消防機関へ通報する火 災報知設備 非常警報設備・器具

警報設備(その3)

種 別	消防機	関へ通報で	する火	災報知	設備	非 常 警 報 設 備 · 器 具
対象別		令 第	23	条		令 第 24 条
(1) イロ		設置緩和	1	2	3	1 2 (1) (2) 3 (1) (2) (3) (4) # # # # # # # # # # # # # # # # # # #
(2) A D	500㎡以上	設置緩和の条件	消防機関から著しく離れた場所にある防火対象物	消防機関から歩行距離五百	消防機関へ常時通報することができる電話を設置してある防火対象物	16の2 項及び16の3項 16項イで収容人員が五百人以上 地階を除く階数が十一以上のもの又は地階の階数が三以上 地階を除く階数が十一以上のもの又は地階の階数が三以上 地階を除く階数が十一以上のもの又は地階の階数が三以上 ・ 10項イ、(の項イで収容人員が五十人以上又は地階及び無窓階前(1)以外の(1項~(1)項で収容人員が五十人以上又は地階及び無窓階前(1)以外の(1項~(1)項で収容人員が二十人以上 「(5項イ、(6項イ、(9項イで収容人員が二十人以上 ま常警報設備を設けるもの ・ 12 ・ 13 ・ 14 ・ 15 ・ 15 ・ 16 ・ 16 ・ 16 ・ 16 ・ 16 ・ 16
(3) イロ	1,000㎡以上		、離れた場	離五百m	がすること	1
(4) (5)	500㎡以上		物所にある	m以下の場所にある防火対象物	こができる	(9)項イで収容人員が五十人以上又の重もの(4)項、(6)項で、(9)項イで収容人員が五十人以上又とび放送の項で、(4)項、(6)項で、(4)項、(6)項で、(4)項で、(6)項で、(4)項で、(6)項で、(4)項で、(6)項で、(4)項で、(6)項で、(4)項で、(6)項で、(4)項で、(6)項で、(4)項で、(6)項で、(4)項で、(6)項で、(4)項で、(6)項で、(4)項で、(6)項で、(4)項で、(6)項で、(4)項で、(6)項で、(4)項で、(6)項で、(4)項で、(6)項で、(4)項で、(6)項で、(4)項で、(6)可で、(6)
(5)	1,000㎡以上		防火	派に	電話	「項
1	500㎡以上		対象	ある	を 設	ハ 人以
(6)	全部		物	防火	置し	及び二、人人で収容を表が三日と、
<u>ハ</u>	500㎡以上				てある吐	地
(7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (160) (160) 2) (160) 3) (17) (18) (19) (20)	1,000㎡以上 500㎡以上 全部 500㎡以上			物(規則)	る防火対象物(5項イ、6項イ、口を除く。)	項で収容人員が五十人以上 項で収容人員が五十人以上又は地階及び無窓階で収容人員が二十人以上 項で収容人員が五十人以上又は地階及び無窓階で収容人員が二十人以上 項で収容人員が二十人以上 のの (4項、(6項ロ、ハ、及びニ、(9項ロ、位)項で収容人員が二十人以上五十人未満 もの (4項、(6項ロ、ハ、及びニ、(9項ロ、位)項で収容人員が二十人以上五十人未満

避難器具 誘導灯

避難設備

種別	NI. 467 119 13		誘	ì		灯
	避 難 器 具 (避難階及び11階以上の階を除く。)			通路	客 席	誘導標識
対象別	令 第 25 条			令 第	26 条	
(1) イ		注三効ら			全 部	
1		階 (2) 項 の (2) 項				
(2)	2階以上の階(主要構造部を耐火構造と した建築物の2階を除く。) 又は地階で 収容人員50人以上	(3項、(3項及び)(3項及び)(3項及び)(3項及び)(3項及び)(3項及び)(3項及び)(3項及び)(3項及び)(3項及び)(3項及び)(3項及び)(3項及び)(3項及び)(3項及び)(3項及び)	全 部	全 部		全部
	収价八貝30八以上.	項で員				
(3) U		三画人				
(5)	2 階以上の階又は地階で収容人員30人 以上(下階に(1)~(4)、(9)、(12)イ、(13)イ、(14)、	(2) V	全部	全部		全部
1	(15)が存する場合10人以上)	(3) 分	*	*		全部
(6) H	2 階以上の階又は地階で収容人員20人 以上(下階に(1)~(4)、(9)、(12)イ、(13)イ、 (14)、(15)が存する場合10人以上)	項、③項が存する場合にある部分が存する場合にあ	全 部	全 部		全 部
(7)		の〕にあっては、	*	*		全部
(9) \(\frac{1}{4} \)	(1)項に同じ	はその	全 部	全 部		全 部
(10)		階 画 され				
(12)	3 階以上の無窓階又は地階で、100人以上、 上、その他 3 階以上の階で150人以上	上 の 階 の 階 の				
(13) 1		階のうち当該階(当該階に総務省令で階のうち当該階(当該階に総務省令で	*	*		全部
(14)		77				
(15)	(12)項に同じ	該地 階上			(,)=et pa	
(16)	注	に総務省	全 部	全 部	金部分	
(1600.2)		令で定	*	*	(1)項用	
(16\Phi 2) (16\Phi 3)		(当該階に総務省令で定める避難上有く当該階に総務省令で定める避難上有け	全 部	全 部	途部分	
(17)		# 上 設 有 	備 考 ※ 地図	皆、無窓階、	11階以上の)部分
(19)						
(20)	/					

排煙設備 連結散水設備 連結送水管 非常コンセント設備 無線通信補助設備 消防用水

消火活動上必要な施設

消防用設備等					非常コンセ	2ント設備		消防	用水
	の種類	排煙設備	連結散水設備	連結送水管	一般	11階以上	無線通信補助設備	敷地 20,000㎡ 以上	高さ 31m以上
防火対象物	物の別	令28条	令28条の 2	令29条	令29条の 2		令29条の3	令2	7条
(1)	イ ロ	舞台部床面積 500㎡以上		123					
	イ			階を経					
(2)	П	地階、無窓階		除 除 用 く 略 唯					
	ハニ	1,000㎡以上		数が五数が五					
(3)	イ			地階を除く階数が七以上地階を除く階数が五以上で延面積六千㎡以上道路の用に供される部分を有するもの					
(3)	П			で延って				耐火	
(4)		地階、無窓階 1,000㎡以上		温積 六ヶ				15,000 ㎡以上	
(5)	イ			ー 中の ㎡ 以				準耐火	
	ロイ			上				10,000	
	л П		地階の床面			全		m以上	
(6)	ハ		積の合計700 ㎡以上					その他 5,000	
(7)	1.1		mex.i.					㎡以上	25,000 ㎡以上
(8)								注	III W.L.
(9)	イ					部		1階、 2階の	
	П	Life Disks American Disks				пр		床面積 の合計	
(10)		地階、無窓階 1,000㎡以上						v) П П	
(11)	,								
(12)	イロ								
(13)	1	地階、無窓階							
(14)	П	1,000㎡以上							
(15)									
()	1								
(16)	口								
(160	02)	延1,000㎡以上	延700㎡以上	延1,000㎡以上	延1,000㎡以上		延1,000㎡以上		
(160	93)		抽跳の中下	/1\TH _ /10\TH		(1)76 - (10)754			
(17)			地階の床面 積の合計700 ㎡以上	(1)項~(16)項 に同じ		(1)項~(16)項 に同じ		(1)~(15) に同じ	(1)~(16) に同じ
(18)				全 部					

必要とされる防火安全 性能を有する消防の用 に供する設備等

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

① パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物又は部分

横造	I 型	Ⅱ 型
耐火建築物	地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ 面積が3,000㎡以下のもの(地階、無窓階又 は火災のとき煙が著しく充満するおそれのあ る場所を除く。)	面積が1,500㎡以下のもの(地階、無窓階又
耐火建築物以外	地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ 面積が2,000㎡以下のもの(地階、無窓階又 は火災のとき煙が著しく充満するおそれのあ る場所を除く。)	

② パッケージ型消火設備の設置基準

消防用設備等の種類		耐火建築			耐火建築物.	
設置できる範囲	I型		Ⅱ型	I型		Ⅱ型
	6 階以下かつ、3,000㎡以下		4階以下かつ 1.500㎡以下	3 階以下かつ、 2,000㎡以下		2階以下かつ 1.000㎡以下
		4 階以上	1,000111911	進耐火等		1,000111911
防火対象物の別	延面積㎡	床面積㎡	延面積㎡	延面積㎡	延面積㎡	延面積㎡
(1) イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場 公会堂、集会場	1,500~3,000	300~	/	1,000~2,000	500~2,000	500~1,000
(2) イ キャバレー、ナイトクラブ等 ロ 遊技場、ダンスホール ロ 遊技場、ダンスホール	2,100~3,000 1,000~3,000 2,100~3,000	450∼	1,000~1,500	1,400~2,000 1,000~2,000 1,400~2,000	700~2,000	700~1,000
(10) 停車場、船舶航空機発着場 (11) 神社、寺院、教会等	3.000	600∼	/	2.000	1.000~2.000	1.000
(12) イ 工場、作業場 ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ	2,100~3,000	450~	/	1,400~2,000	700~2,000	700~1,000
(13) イ 自動車車庫、駐車場 ロ 飛行機、回転翼航空機の格納庫			/			
(14) 倉庫] /			
(15) 前各号に該当しない事業場	3,000	600~	/	2,000	1,000~2,000	1,000
(16) イ 特定複合用途防火対象物 ロ 上記以外の複合用途防火対象物	*	*		*	*	
16の2) 地下街 16の3) 準地下街			1/			

- 備考:
 1 可燃性液体類に係るものを除く指定可燃物を指定数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。また、地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。
 2 ※については、(1)項から(2)項、(5)項の用途に供される部分。
 3 (6)項口の特定施設は、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設とする。

第2 防火対象物の用途の取扱い

防火対象物の取扱い

1 令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて

防火対象物に消防用設備等を設置するにあたり、その用途を決定しなければならないが、防火対象物の用途が多様化している現在、ある防火対象物(建築物)が、政令別表第1のどの項に該当するのかの判断が大変複雑になっている。そこでその判断の基準について「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」(昭和50年4月15日消防予第41号、消防安第41号通知)で次のように示されている。

異なる用途の取扱い (令第1条の2第2項) (1) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途の決定に際し、複数の異なる 用途が存する場合の取扱いについては令第1条の2第2項に規定され ている。即ち、「当該異なる2以上の用途のうち、一の用途で、当該 一の用途に供される防火対象物の部分がその管理についての権原、利 用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従 属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途 は、当該他の用途に含まれるものとする。」とされている。

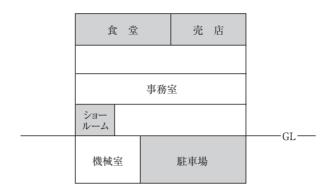
「管理についての権原、利用形態その他の状況により、他の用途に 供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる部 分 | とは、次のア又はイのとおりである。

- ア 令別表第 1 (1)項から(15)項までに掲げる防火対象物の区分に応じ、主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められる部分をいい、次の(ア)から(ウ)までに該当するもの (一般に「機能的従属」という。) をいう。
 - (ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主たる用途 部分の管理権原を有する者と同一であること。
 - ※ 主たる用途部分とは、劇場、事務室、宿泊室、病室、作業室等 当該防火対象物の各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分 で、一般的には従属的な部分の面積より大きい部分をいう。
 - ※ 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、 建築構造、建築設備等の設置、維持、改修等に当たって全般的に 権限を行使できる者が同一であることをいう。
 - (イ) 当該従属的な部分の利用者が主たる用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。
 - ※ 利用者が同一であるとは、従属的な部分が、主たる用途部分の 勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの、又は主たる用途部 分の利用者の利便を目的としたものであり、おおむね、食堂、喫 茶室、売店、駐車場等をいうものであること。
 - ※ 利用者が主たる用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、 従属的な部分が主たる用途部分と、用途上不可欠な関係を有する ものでホテルの宿泊客専用のレストラン、会議室等をいうもので ある。
 - (ウ) 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途部分の利用時間とほぼ 同一であること。

機能的従属

※ 利用時間がほぼ同一であるとは、主たる用途部分の勤務者又は 利用者が利用する時間とほぼ同一であることをいう。この場合の 利用する時間には残務整理等のための延長時間も含まれる。

機能的従属の例



この例の場合食堂、売店は職員の厚生施設である。

ショールームは当該社の製品の展示場、また駐車場は当該社専用で当該社来客用のもので、いずれも機能従属と認められ、当該防火対象物は低類となる。

なお、駐車場部分は、令第13条の規定により駐車の用に 供する部分として消防用設備等の設置が必要となる。

機能的に従属すると認められる用途の部分

区分	<u> </u>	主 用 途 部 分	機能的に従属する用途に供される部分			
	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演		P. 100 P. 1 P. 1 P. 1 P. 1 P. 1 P. 1 P.			
(1)項	イ		専用駐車場、売店、食堂、喫茶室			
		者控室、大道具、小道具室、衣裳部屋、練習室				
	口	木五王、五城王、小· 八、 女五物	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室			
	イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場			
		遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場			
(2)項	口	景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、				
(2)-54		客席				
	ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、	託児室、専用駐車場、売店			
	<i>,</i> ,	待合室、舞台部、休憩室、事務室				
(3)項	イ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場			
(3)項[口	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場			
/ 4 \n574		売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技場、結婚式場、専用駐車場、			
(4)項			美・理容室、診療室、集会室			
		宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビア			
	イ	談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	ガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・			
(5)項			理容室			
	п	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、	売店、専用駐車場			
	П	共同炊事場、洗濯室、リネン室				
		診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、	食堂、売店、専用駐車場			
	イ	事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、				
	1	厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等				
(6)項		当直室				
	口	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房	売店			
		教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、	食堂			
	ハ	体育館				
(7)項		教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、	食堂、売店			
(7)項		厨房、研究室、クラブ室、保健室				
		閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、	食堂、売店			
(8)項		工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、				
		休憩室				

(9)項	イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッ サージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
	П	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場
(10)項		乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手 荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室	売店、食堂、旅行案内所
(11)項		本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場
(10)755	イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物 品庫	売店、食堂、専用駐車場、託児室
(12)項	П	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休 憩室	売店、食堂、専用駐車場
(13)項	イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂
(13)7貝	口	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(14)項		物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(15)項		事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室

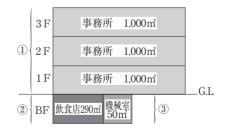
みなし従属

イ 同一棟の中に、独立した用途に供される部分が存する場合で、その独立した用途の部分が次の(ア)及び(イ)に該当する場合は、主たる用途の従属的部分とみなされ単一の防火対象物として取扱われる。(一般に「みなし従属」という。)

ただし、独立した用途部分が(2)項二又は(6)項口に掲げる用途に供 される部分であるときは、この限りではない。

- (ア) 独立した用途の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ床面積の 10%未満であること。
- (イ) 独立した用途の床面積が、300平方メートル未満であること。
 - ※ 共用部分の床面積の按分は、次による。
 - a 各階の通路、廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は各階の用途の床面積に応じて按分すること。
 - b 対象物の全般に共用される、機械室、電気室等は共用される 用途の床面積に応じて按分すること。
 - c 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に 応じて按分すること。

主たる用途に供される部分が90%以上ある場合の例



耐火造3階 延べ面積 3,340m² ①主たる用途 (事務所)

- 床面積の合計 3,000m²
- ②主たる用途以外の独立した用途 (飲食店) 床面積の合計 290m²
- ③機械室(共用部分50m²)

機械室(50平方メートル)をその割合に応じて按分すると

※ 共用室 (機械室) をそれぞれの用途の占有部分の面積に応じて按分すると 事務所部分は、①+②=3,290平方メートルの91% 飲食店部分は、①+②=3,290平方メートルの9% 事務所部分 50平方メートル×0.91=46平方メートル ・・・3,046平方メートル (延面積の91%) 飲食店部分 50平方メートル×0.09=4平方メートル

・・・294平方メートル

よって主たる用途である事務所部分が全体の90%以上であり、かつ、それ以外の独立した用途である飲食店部分の面積の合計が300平方メートル未満であるため、この防火対象物は、全体を事務所低河として取り扱う。

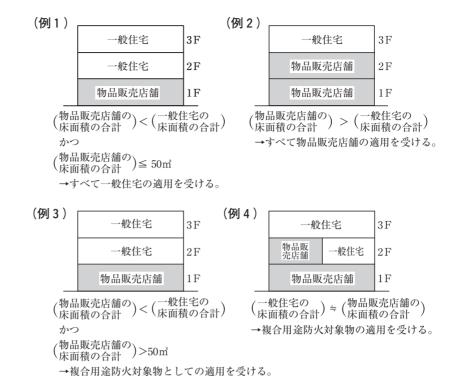
- 注1) 同一敷地内に2以上の防火対象物が存する場合は原則として当該個々の防火対象物(棟)ごとに、その実態に応じて令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定する。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用されるものにあっては、主たる用途として扱うことができる。
- 注2) 令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ又はハの号ごとに決定する。したがって、同一項内に、イ、ロ又はハの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として扱う。
- 注3) 令別表第1に掲げる(2)項二及び(6)項口にあっては、「令別表第一に 掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日消防予 第41号、消防安第41号) 通知の1(2)に規定する部分に該当しないこ ととされている。

一般住宅の取扱い

(2) 一般住宅を含む場合の取扱い

- 一戸建専用住宅及び長屋については、消防用設備等の規制を受ける防火対象物に含まれていない。しかし、一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のもの)の用途に供される部分が存する令別表第1に掲げる防火対象物については、次のように取り扱う。
- ア 令別表第1に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計より小さく、かつ当該令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートル以下の場合は、一般住宅に該当するものとして取り扱う。(例1)
- イ 令別表第1の防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、 一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、 全体を当該令別表第1の防火対象物とみなして、この場合、一般住宅 は当該令別表第1の防火対象物の部分とみなされる。(例2)
- ウ 一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計が、令別表第1の防火 対象物の用途に供される部分の床面積の合計より大きく、かつ、当該 令別表第1の防火対象物の用途に供される部分に係る床面積の合計が 50平方メートルを超える場合は、複合用途防火対象物に該当する。(例 3)
- エ 一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計と、令別表第1の防 火対象物の用途に供される部分の床面積の合計がほぼ同一の場合は、 当該防火対象物は複合用途防火対象物となる。(例4)

住宅を含む取扱い例



(3) その他

- ア 昼又は夜により使用実態が異なる場合は、主として使用される実態 によって決定すること。
- イ 法第10条第1項に定める製造所等の危険物施設は、その利用形態により、令別表第1の項のいずれかの防火対象物又は部分に該当するものであること。例えば製造所、取扱所は(12)項に、給油取扱所は(4)項に該当することとなる。
- ウ 令別表第1に掲げる用途を決定するにあたっては、令第8条に定める区画の有無は考慮しないものであること。

第3 消防用設備等の設置単位

棟単位の原則

1 消防用設備等の設置の単位(棟単位の原則)

法第17条の規定に基づき、防火対象物の用途、規模、収容人員等に応じ、令第2章第3節で、各防火対象物に消防用設備等の設置が義務づけられている。この消防用設備に特段の規定(令第8条、令第9条、令第9条の2、令第19条第2項、令第27条第2項)がない限り、消防用設備の設置単位は、棟単位であり敷地単位ではない。

渡り廊下等での接続

2 渡り廊下等で接続されている場合の取扱い

建築物と建築物が、渡り廊下、地下連絡路又は洞道(換気、暖房又は冷房の設備の風道給排水管、配電管等の配管類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう)により接続されている場合は、原則として一棟である。ただし、一定の条件に適合する場合は、別棟として扱うことができるとしている。(「消防用設備等の設置単位について」昭和50年3月5日消防安第26号通知)

一定条件のうち、地上の渡り廊下で接続される場合の基準は、次表のとおりである。

渡り廊下で接続する建築物を別の防火対象物とすることができる要件

種 別				要	件	
廊下の用途	通行又は運搬の用途のみに使用されるもので可燃物の存置等がないこと					
廊下の幅員	接続する	る建築物の	の主要構造語	8の構造が木道	造の場合は3m未満、木造以外の場合は6m未満	
	建築物村	相互間の記	距離が、1 阝	皆の場合は 6 n	n、2階以上の場合は10mを超えるもの	
		壁及び の1、	れる建築物の 屋根の構造 2 又は 3 のい 又は開口部の	(右 構 す	 間火構造又は防火構造であること 耐火構造又は防火構造のへいが設けてあること 閉鎖式ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けてあること 面積の合計が4㎡以下であること。防火戸であること 	
			吹抜け等の	幹の開放式であること		
接続する建 築物相互間 の距離	上記の 数値未 満の場 合	廊下の 構造等	開放式以	構 (右の1 ずれか)	力上主要な部分 、2 又は 3 のい 2 実筋コンクリート造 3 鉄骨鉄筋コンクリート造 の部分 - 準不燃材	
		(特担す	外の場合		開口部の大きさ―4㎡以内	
			接続部の開 口部	開口部の構造 閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と 連動して閉鎖するもの		
				排煙設備 (右の1、 2又は3の いずれか)	1 自然排煙開口部 2 機械排煙設備 3 スプリンクラー設備又はドレンチャー設備	

表中の、建築物相互間の距離が1階においては6メートル、2階においては10メートルを超える場合は延焼等の危険が少なくなることにより、建築物及び渡り廊下の屋根や外壁の構造等については制限はなく別棟の扱いとなる。

図 1 において、A、Bが別棟扱いとなった場合、Cの面積はAとBに按分される。

図1 別棟扱いの例

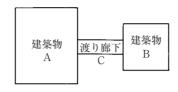
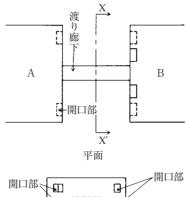


図2 防火対象物が接続する場合の例



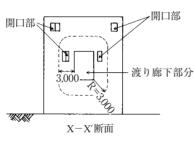
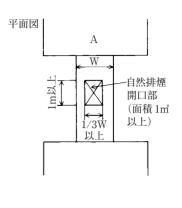
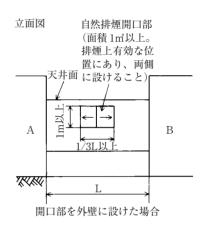


図3 渡り廊下の自然排煙用開口部の例





接続部の開口部については4平方メートル以下とされるが、これは、図2のような開口部の面積の合計である。なお、この開口部は渡り廊下の接続部から3メートル以内(点線内)の部分である。

また、自然排煙用の開口部については、屋根に設けるものと外壁に設けるものとに分けて規定されている(図 3)。屋根に設けるものは、その開口部の面積が1平方メートル以上であり、かつ開口部の大きさが廊下の幅員の3分の1以上であること。外壁に設けるものは、排煙上有効な位置であって、両側に設けるとともに、面積が1平方メートル以上であり、かつ、開口部の大きさが廊下の長さの3分の1以上で高さ1メートル以上の部分であることとされている。

第4 消防用設備等の設置上の基準の例外等

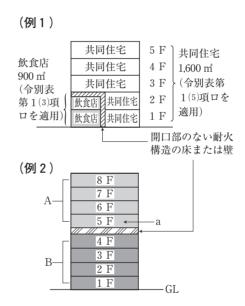
令第8条の例外

1 令第8条による例外

これは、防火対象物が開口部のない耐火構造(建基法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)の床、壁で区画されている場合は、消防用設備等の設置規定については、それぞれ別の防火対象物とみなすという規定である(一般に「令8区画」という)。

ここでいうのは、消防法施行令第2章第3節の規定の適用である。したがって「消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の適用については…」ということであり、防火管理や防炎規制等に関しては政令第8条の規定は適用されない。

耐火構造の壁、床で区画されている場合の例



A:階数8で5~8階までの床面積の合計で該当する消防用設備を設置する。 または8階建ての防火対象物としての消防用設備等を設置する。

a:5階として該当する消防用設備等を設置する(以下同じ)。

B:階数4で1~4階までの床面積の合計で該当する消防用設備等を設置する。

【開口部の条件等】

- (1) 開口部とは、建築物の床又は壁に採光、換気、通風、出入等のために 設けられた窓、出入口、階段等の部分をいう。出入口の開口部に、たと え特定防火設備である防火戸等が設けられていても開口部であることを 免れるものではない。
- (2) 上階と下階が開口部のない耐火構造の床で区画され、専用の屋外階段のみで接続されている場合は、令第8条に規定する区画がされているものとされる。
- (3) 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている階に階単位の規制 を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなし て該当する消防用設備等を設置する。
- (4) 令8区画に求められる構造上の要件

令8区画については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」 とされていることから、次に示す構造を有することが必要である。

- ア 令8区画の構造は鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ 容易に変更できない耐火構造であること。
- イ 建基令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に2時間以上耐 える耐火性能を有すること。
- ウ 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は当該防火対象物の 外壁面又は屋根から50センチメートル以上突き出ていること。

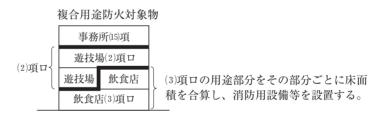
令第9条の例外

2 令第9条による例外

複合用途防火対象物(16)項)において、各用途(同一用途)部分ごとに別々の防火対象物とみなして、消防用設備等の設置について規定するもので、当該部分が独立棟の防火対象物である場合と同様に取り扱うものである。

しかし、複合用途であっても、火災時における避難の安全を図るため、 初期消火、火災が発生した旨の警報、避難等の用に供する消防用設備等 (スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火 災警報器、非常警報設備、避難器具及び誘導灯)については、防火対象物 全体として配慮する必要があるため、本条の規定から除外されている。

政令第9条適用例

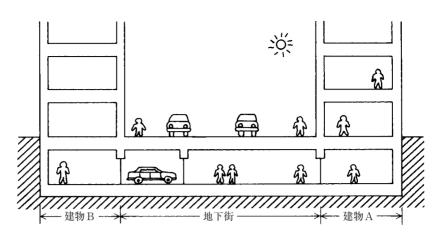


令第9条の2の例外

3 令第9条の2による例外(みなし地下街)

(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ又は(16)項イに掲げる防火対象物の地階で、地下街と一体と成すものとして当該接続部分の構造、形態等一定の基準に該当するもので消防長又は消防署長が指定したものは、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備及び非常警報設備の規定については、地下街の部分であるとみなしての基準が適用される。

地下街と一体となる例



特定防火対象物の地階が地下街と接続している場合、その地階が「地下街と一体を成すもの」となるかどうかは、判定基準による。

上図の場合、建物Aの地階は判定基準によるが、建物Bの地階のように駐車場と接続している場合は、基準が緩和される場合もある。

令第32条等による特例

4 令第32条及び附加条例の規定による特例

- (1) 令第32条の規定は、各々の消防用設備等の技術上の基準を、一定の条件を満たしていれば、この基準によらなくてもよいとするもので、その一定の条件とは、位置、構造又は設備の状況から判断して、基準によらなくても火災の発生又は延焼のおそれが少なく、かつ被害を最小限に止めると認める場合に、消防長又は消防署長が判断して適用することとなっている。
- (2) 消防用設備等の基準は、法第17条第1項を根拠としたものと、そのほかに、法第17条第2項に定める市町村ごとの地域における、気候、風土等の特殊性を考慮して、法第17条第1項に基づく基準とは別に、条例を定め、この条例に基づく技術上の基準が定められていることがある。

この市町村の条例の基準についても、通例基準の特例が定められているが、その主旨については令第32条の場合と同様の扱いである。

第5 無窓階

無窓階

10階以下の階

1 無窓階の定義(令第10条第1項第5号、規則第5条の2)

消防法上の無窓階の概念は、令第10条第1項第5号で「建築物の地上階のうち、避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階」とされており、有効な開口部の寸法・形状・構造等は、規則第5条の2に示されている。「無窓階」とは、要約すると次のとおりである。

(1) 10階以下の階では、直径1メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75センチメートル以上及び1.2メートル以上の開口部を2ヵ所以上有し、かつ、その開口部と直径50センチメートル以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が、その階の床面積の30分の1を超える階(「普通階」という)以外の階をいう。

開口部は、次に適合するものでなければならない。

- ア 床面から開口部下端までの高さは、1.2メートル以内であること。
- イ 道又は道に通ずる幅員 1 メートル以上の通路その他の空地に面していること。
- ウ 内部から容易に避難することを妨げる構造を有せず、かつ、外部から容易に進入できること。
- エ 開口のため常時良好な状態に維持されていること。

無窓階の定義(10階以下)



777 は直径50cm以上の円が内接する開口部

■■ は直径 1 m以上の円が内接する開口部または幅75cm以上、 高さ1.2m以上の開口部 (2 以上とする)

図 + ■●の合計面積 ≤
$$\frac{1}{30}$$

更に開口部の位置、構造等が付加されている。

11階以上の階

(2) 11階以上の階では、直径50センチメートル以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が、その階の床面積の30分の1を超える階以外の階をいう。

開口部は、前(1)ア、ウ及びエに適合するものであること。

無窓階の定義(11階以上)



ZZZ は直径50cm以上の円が内接する開口部

$$_{A}$$
 の合計面積 $\leq \frac{1}{30}$

消防法でいう「避難上又は消火活動上有効な開口部」は、その性質上進入ということだけでなく、避難上も有効なものという見地から、10階以下の階においては、道又は道に通ずる幅員1メートル以上の通路の他の空地に面したものであれば、その開口部は有効なものとされる。1メートルほどの空間があれば避難具等で避難することは可能であろう。消防活動上有効な開口部は避難、進入はもちろんのこと、火災時の煙を外部へ排出する等、消防活動上に多角的に活用される性質のものである。

ここで問題となるのが開口部の構造である。前述したようにこの開口部は開放できることが前提条件となる。その建築物内の居住者等が容易に開放できて、避難が行え、消防隊も外部から容易に開放できなくてはならない。当然、窓ガラスを破壊した後、施錠を解くことは認められるが、その場合でも特殊な工具を用いず、通常消防隊が装備しているような工具(例えばトビ口、ハンマー等)によって破壊できるものでなければならない。

網入りガラスや強化ガラスはその厚みによって破壊する難易度が異なるので、ある一定以下の厚みのものを使用した開口部のみを有効な開口部と認めている。また、施錠されている場合はそれを解錠するのに何動作もかかる機構のものは、有効とは認められないこともある。

有効な開口部として認められているものは、次のようなものがある。

- ア はめ殺しのガラス窓で普通ガラスなら容易に破壊できる厚さの場合、 又は容易に窓をはずすことができる場合
- イ 屋内でロックされている網入ガラス窓。ただし、厚さ制限がある。 (クレセント付網入ガラス窓で、外部にバルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているものに限る)
- ウ 屋内外から電動により開放でき、非常電源が付いたシャッター
- エ 屋外から水圧によって(屋内では手動により) 開放できる装置を備 えたシャッター
- オ 防災センターなど常時人がいる場所からの遠隔操作で開放できるシャッター

開口部の運用基準

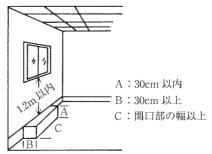
2 開口部の位置、構造に関する運用基準

(1) 開口部の位置に関する特例

ア 次のすべてに適合する踏台を設けた場合は、規則第5条の2第2項 第1号の「床面から開口部の下端までの高さは、1.2メートル以内」の ものとして取り扱うことができる。

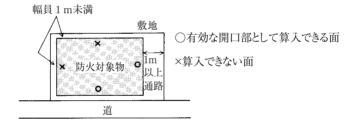
開口部の位置に関する特例

例 (踏台を設けた場合)

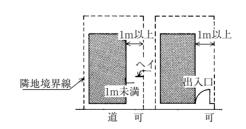


- (ア) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- (イ) 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。
- (ウ) 高さは、おおむね30センチメートル以内、奥行は30センチメートル以上、幅は開口部の幅以上であること。
- (エ) 踏台の上端から開口部の下端まで1.2メートル以内であること。
- (オ) 避難上支障のないように設けられていること。
- イ 幅員1メートル以上の通路等に関する運用基準 次に掲げる空地等は、規則第5条の2第2項第2号の「通路その他 の空地」として取り扱うことができる。
 - (ア) 国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの。
 - (イ) 道又は道に通じる幅員 1 メートル以上の通路に通じることができる広場 (建築物の屋上、階段状の部分等) で避難及び消火活動が有効にできるもの。
 - (ウ) 1メートル以内の空地又は通路にある樹木、塀及びその他の工作物で避難及び消火活動に支障がないもの。

幅員1m以上の通路等に面している場合の例



空き地の例

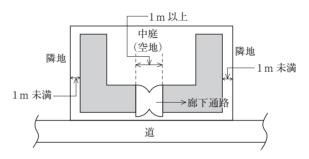


- (エ) 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの
- (オ) 周囲が建物で囲まれている中庭等で当該中庭等から通じる通路等 があり、次のすべてに該当するもの
- a 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路でその出入口の幅員は、 1メートル以上であること。
- b 中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20メートル以下であり、

かつ、直接見通しができるものであること。

- c 道に面する外壁に2以上の大型開口部があること。
- d 道に面する外壁の開口部で必要面積の2分の1以上を確保できる こと。

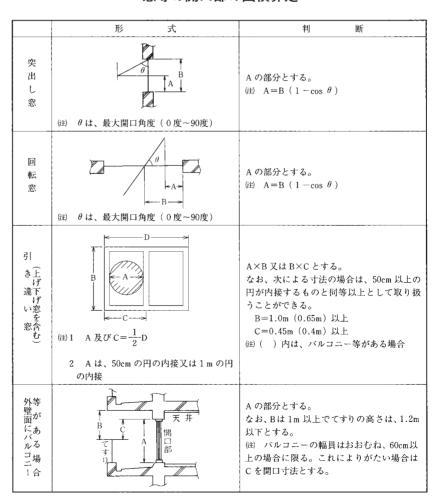
中庭等に通じる通路等の例



(2) 開口部の構造

開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を 有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊すること により進入できるものであること。

窓等の開口部の面積算定



第6 既存防火対象物に対する適用除外等

既存防火対象物に対す る適用除外

1 既存防火対象物に対する基準法令の適用除外(法第17条の2の5第1 項)

消防用設備等の技術上の基準は、科学技術の進歩、社会事情の変転等に 対応して改正されるのが通例であるが、その都度、改正された技術上の基 準を既存の防火対象物にも適用していくことは防火対象物の関係者に多大 な経済的負担を強いることとなることから、改正された基準の施行又は適 用の際、現に存する防火対象物又は現に新築、改築、工事中等の防火対象 物における消防用設備等ついては、原則として改正された新しい基準は適 用せず従前の基準を適用されることとされている。

適用が除外されない消 防用設備等

2 適用が除外されない消防用設備等(法第17条の2の5第1項、令第34 条)

次に掲げる消防用設備等は、防火対象物の構造等に変更を加えることの比較的少ない簡易な器具であるため、また、経済的負担以上に防火安全上効果の高い設備として、すべての防火対象物に対して、常に現行の基準が適用となる。

適用が除外されない消防用設備等

- ① 簡易消火用具、消火器具
- ② 自動火災報知設備 ((1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(17)項に限る。)
- ③ ガス漏れ火災警報設備
- ④ 漏電火災警報器
- (5) 非常警報器具及び非常警報設備
- ⑥ 避難器具
- (7) 誘導灯及び誘導標識
- ⑧ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する 設備等であって前記に掲げる消防用設備等に類するもの として消防庁長官が定めるもの

適用が除外されない防 火対象物

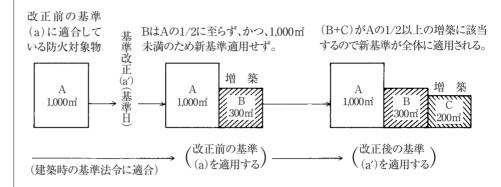
3 適用が除外されない防火対象物の消防用設備等(法第17条の2の5第 2項)

次に掲げる場合は、適用除外規定が適用されず、必要な消防用設備等の 新基準が適用される。

- (1) 防火対象物が改正後の基準法令に適合しておらず、かつ、従前の相当 規定に違反しているもの。この場合は、現に消防法令に違反しているの であるから、適用除外とならず、新基準が適用される。
- (2) 防火対象物が基準法令の規定の施行又は適用の後に、床面積の合計が 1.000平方メートル以上又は当該防火対象物の延面積の2分の1以上の増

築、改築、又は主要構造部である壁について行う過半の修繕、模様替え の工事が行われたものは、その時点で当該防火対象物の消防用設備等に 新しい基準が適用される(令第34条の2、令第34条の3)。

基準法令の適用例



- (3) 防火対象物に設置されている消防用設備等が改正後の基準に適合する に至った場合、この場合は従前自主設置であったものが基準改正により 当該設置基準に適合したのであるから以後は、維持の義務が生ずる。
- (4) 特定防火対象物の消防用設備等(令第34条の4)

特定防火対象物は、火災が発生した場合に安全かつ円滑に避難するのに支障を生じる場合が多く、人命危険が極めて高い用途であることから、関係者の経済的負担より人命安全を優先させて、遡及し、常に新基準が適用される。

適用が除外されない特定防火対象物の消防用設備等

防火対象物の種別	遡及適用される消防用設備等の種類
(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項 イ、(16)項イ、(16 の 2) 項、(16 の 3) 項	すべての消防用設備等

用途変更の適用除外

4 用途変更の場合における基準法令の適用除外(法第17条の3第1項)

防火対象物の用途に変更があった場合も前1と同様な規定である。すなわち、消防用設備等の設置について、原則として従前の用途に応じた技術 上の基準が適用される。

【適用が除外されない消防用設備等】(法第17条の3第2項)

次の場合は上記の原則が認められず変更後の新しい用途に適応する規定 (基準)が適用される。

- (1) 防火対象物が用途変更前から当該相当する技術上の基準に違反していた場合。
- (2) 防火対象物の用途変更後の工事の規模の合計が床面積1,000平方メートル以上、又は当該防火対象物の延面積の2分の1以上にわたる増築、改築、又は主要構造部である壁について行う過半の修繕若しくは模様替えをした場合。

- (3) 防火対象物が用途変更後の当該用途に係る技術上の基準に適合するに至った場合。
- (4) 防火対象物の変更後の用途が、特定防火対象物の用途となった場合。

第7 消防用設備等の設置届及び点検報告

消防用設備等の設置届

- 1 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置届及び検査
 - (1) 設置届出(法第17条の3の2、規則第31条の3)

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に 係る工事が完了した場合、工事が完了した日から4日以内に消防長又は 消防署長に届け出なければならない。

この場合、設置届出書に、消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書及び消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書を添えることとされている。

(2) 検査対象防火対象物(令第35条第1項)

検査を受けなければならない防火対象物は、次のものである。

- ア 特定防火対象物で延べ面積が300平方メートル以上のもの。
- イ 特定防火対象物以外の防火対象物で、山林、舟車を除き延べ面積が 300平方メートル以上のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上 必要があると認めて指定するもの。
- ウ 令別表第 1 (2)項ニ、(6)項ロ、(16)項イ、(16の2) 項及び (16の3) 項 に掲げる防火対象物 (同表(16)項イ、(16の2) 項、及び (16の3) 項に 掲げる防火対象物にあっては、同表(2)項ニ及び(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
- エ 令別表第 1 (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階(1 階及び 2 階を除く)に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が 2 (当該階段が屋外階段、特別避難階段又は消防庁告示階段である場合は、1)以上設けられていないもの(「特定 1 階段等防火対象物」という)。
- (3) 検査対象消防用設備等又は特殊消防用設備等(令第35条第2項) 検査の対象となる消防用設備等又は特殊消防用設備等は、政令第7条 に定める消防用設備等のうち、簡易消火用具及び非常警報器具を除くす

べてである。

(4) 消防検査

消防機関は前(1)による届出があったときは、遅滞なく、当該消防用設備等が技術上の基準に、特殊消防用設備等は当該設備等設置維持計画に適合しているかどうかを検査し、適合していると認めたとき検査済証を交付するものとしている。

消防用設備等の点検及 び報告

- 2 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告
 - (1) 点検及び報告の義務(法第17条の3の3)

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等を定期に 点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

(2) 点検を要しない防火対象物(令第36条)

令別表第120項(舟車)

(3) 消防設備士又は消防設備点検資格者による点検対象物(令第36条)

- ア 特定防火対象物で延べ面積1,000平方メートル以上のもの (1,000平方メートル未満のものは、関係者自ら実施できる)。
- イ 非特定防火対象物で、延べ面積1,000平方メートル以上のもののうち、 消防長又は消防署長が指定するもの(その他のものは、関係者自ら実 施できる)。
- ウ (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の 用途に供される部分が避難階以外の階(1階及び2階を除く)に存す る防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する 直通階段が2 (当該階段が屋外階段、特別避難階段又は消防庁告示階 段である場合は、1)以上設けられていないもの。
- (4) 点検結果の報告(規則第31条の6)

特定防火対象物・・・・1年に1回 非特定防火対象物・・・3年に1回

(5) 点検の方法、様式 (規則第31条の6) 点検基準、報告書の様式は告示、点検要領は消防庁長官が定める。

(6) 点検の内容、期間(規則第31条の6)

ア 機器点検

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、基準に従い確認 する。

- (ア) 自家発電設備又は動力消防ポンプの正常な作動を確認する。(6か月)
- (イ) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷の有無等外観から判別で きる事項 (6か月)
- (ウ) 消防用設備等の機器の機能について外観又は簡易な操作により判別できる事項(6か月)
- イ 総合点検

消防用設備等の全部又は一部を作動させ、又は使用することにより 当該消防用設備等の総合的な機能を確認する。(1年)

(7) 違反(法第44条)

報告せず、又は虚偽の報告をしたものは30万円以下の罰金又は拘留

(8) 消防用設備点検資格者

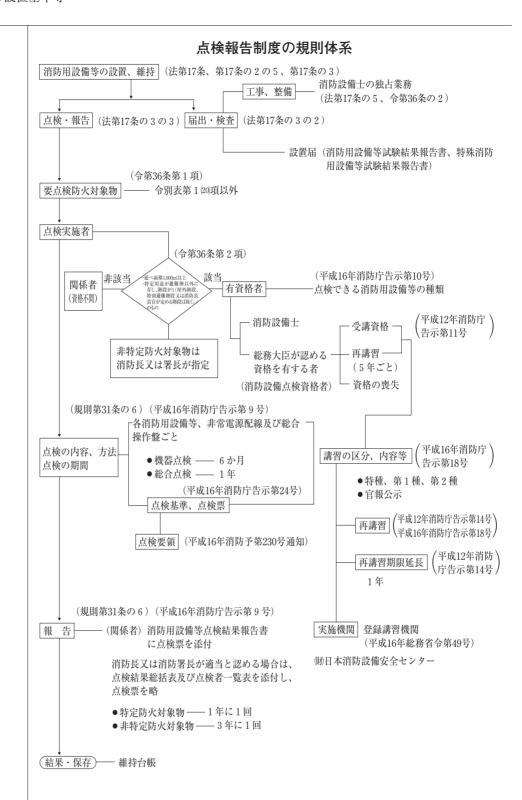
ア 点検資格者の種類

(ア) 特種:特殊消防用設備等

(イ) 第1種:消火設備、消防用水、連結散水設備、連結送水管

(ウ) 第2種:警報設備、避難設備、排煙設備、非常コンセント設備、 無線通信補助設備

イ 再講習:5年を経過するまで(その後も5年以内)



第5章 火災予防措置要領

第5章 火災予防措置要領

第1 法第5条の3

概要

1 法第5条の3の概要

平成14年の消防法の改正により、消防長、消防署長その他の消防吏員が、防火対象物における火災予防上危険な行為を規制し、又は防火対象物における消火、避難その他の消防の活動に支障になる状態を排除するための命令、当該命令の相手方が不明な場合の措置、当該命令が履行されないとき等の行政代執行の特則等について規定したものである。

命令の主体

2 命令の主体

消防長(消防本部を置かない市町村にあっては市町村長)又は消防署長 その他の消防吏員。

命令の客体

3 命令の客体

物件の所有者、管理者、占有者で権原を有する者(特に緊急の必要がある場合にあっては当該防火対象物の関係者)。

命令の要件

4 命令の要件

- (1) 防火対象物において、火災の予防に危険であると認める行為又は物件。
- (2) 防火対象物において、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件。

5 命令の内容

命令の内容

次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備もしくは器具(物件に限る) 又はその使用に際し火災の発生の恐れのある設備若しくは器具(物件に 限る)の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又は これらの行為を行う場合の消火準備。
- (2) 残火、取灰又は火粉の始末。
- (3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理。
- (4) 放置され、若しくはみだりに存置された物件(上記(3)の物件を除く)の整理又は除去。

消火、避難その他の消防活動に支障になると認める物件

〔例〕









[存置されている状態]

〔除去後の状態〕

※ 避難経路に物件が存置されていれば、当然避難障害等になるため、措置命令の対象となる。また、ビールケースは火がつきやすく、燃焼を始めると継続して燃焼し有毒な黒煙を大量に発生するため、その煙が消火・避難その他の消防の活動に支障となる。

6 命令の形式と標識等による公示

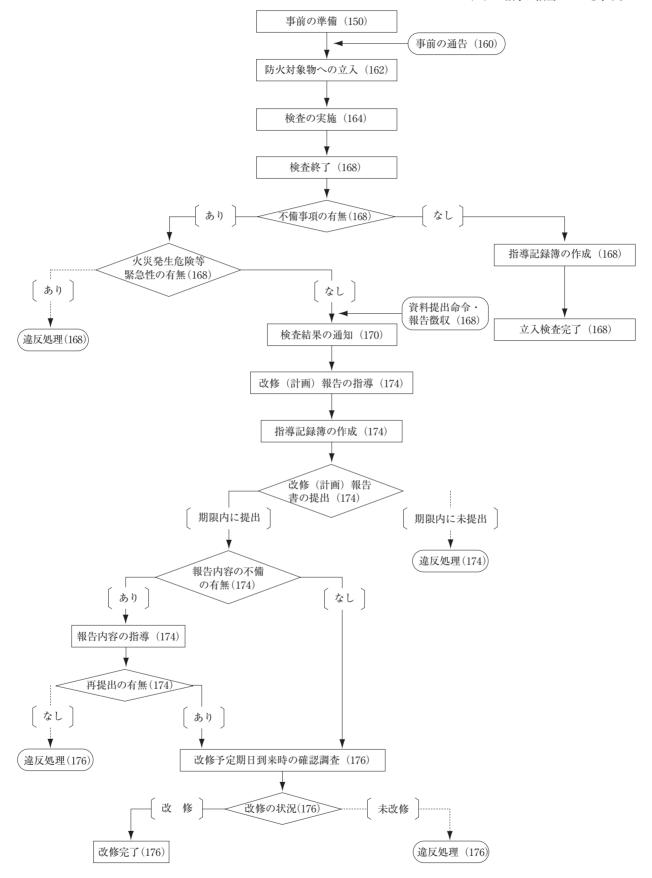
法令上の制限はなく、口頭、文書の別を問わないが、緊急の必要がある 場合を除き、受命者に命令内容を明確に示すこと及び証拠確保から文書に よる命令が原則である。

なお、措置命令を行った場合は、標識等により、その旨を公示しなけれ ばならない。

第6章 立入検査マニュアル

【立入検査手順一覧】

※ () の数字は該当ページを示す。



第1 立入検査要領

立入検査要領は、立入検査を的確かつ円滑に実施するために、検査手順、実施事項及びその解説等で構成されている。

- ・「検査手順」は、立入検査の流れをフローチャートとして示したものである。
- ・「実施事項」は、検査手順に従って行う具体的な実施事項を示したものである。
- ・「解説等」は、立入検査にあたっての留意点や法令の解説等について記述したものである。

検 査 手 順 宔 旃 項 事前の準備 1 事前の準備 ○防火対象物の状況の把握 限られた時間において重点的・効率的な立入検査を実施するため、 ○過去の指導状況等の把握 防火対象物の状況や過去の指導経過等を事前に把握し、検査に必要な ○検査項目及び要領等の検討 事項を検討しておくなどの事前の準備が必要である。 ○関係者に関する情報の確認 したがって、次のことについて事前に把握、検討する。 ○持参する資料等の準備 (1) 防火対象物の状況の把握 ・防火対象物台帳等(※1)から用途・規模等の確認 ・届出書等(※2)の提出状況等の確認 ・建築同意時における指導事項の確認 ・法令の適用等(令8・9条等)の確認 ・建築物の増改築等及び用途変更の経過の確認 ・法令の特例適用並びに経過措置適用の確認 ・型式失効と特例期間の確認 ・過去の火災発生状況の確認 ※1 防火対象物に関する情報をとりまとめたもの ※2 届出書等に該当するもの 防火管理者選任 (解任) 届出書 消防計画作成 (変更) 届出書 共同防火管理協議事項届出書 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の(廃止)届出書 消防用設備等着工届出書 消防用設備等設置届出書 消防用設備等点検結果報告書 防火対象物定期点検結果報告書(平成15年10月1日施行) 防火対象物使用開始届出書 炉等の設置届出書 発電(変電·蓄電池)設備設置届出書 ネオン管灯設備設置届出書 少量危険物(指定可燃物) 貯蔵(取扱い) 届出書 少量危険物(指定可燃物) 貯蔵(取扱い) 廃止届出書 消防計画に基づき実施する消防訓練の通報に関する書類・記録等 (特定防火対象物のみ) その他 (特例に関する書類・催物開催届等)

解 説 等

重点的、効率・効果的な立入検査

管内の防火対象物の実情に応じて、法令遵守の状況が優良でない防火対象物や万が一火災が発生した場合の 火災危険性が高いと考えられる防火対象物等、火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物を重点的に立入検 査することができるよう、実施体制、実施対象及び頻度、検査方法、検査項目等の立入検査の実施方針を規程 等により明確化し、実施計画を策定して、効率・効果的な立入検査を実施する。

また、関係行政機関からの提供情報、過去の指導状況等を踏まえ、必要に応じて、連携体制を整備した関係 行政機関との合同立入検査を実施する(「風俗営業の用途に供される営業所を含む防火対象物の防火安全対策 における風俗営業行政との連携について」(平成13年11月12日 消防予第393号)を参考とする。)。

立入検査実施計画の策定

立入検査は、火災予防のため、すべての防火対象物について、長期間立入検査が未実施とならないように、定期的に実施することが望ましい。

しかし、消防本部における組織、人員、予算等と、増大する消防行政需要を勘案すると、そのように立入検査を定期的に実施することが困難な場合がある。

また、特定用途とそれ以外の用途、法令の遵守が適正である対象物とそうでない対象物など、それぞれ危険性が異なる防火対象物について、画一的に立入検査を実施することは非効率的である。

このため、各消防本部・消防署においては、管内の防火対象物についてその危険実態に応じて立入検査の必要性を検討し、効率的に立入検査を実施していくことが必要である。

立入検査の必要性の検討にあたっては、その用途・規模・収容人員等による一般的火災危険性のほか、過去の立入検査指摘事項の改修状況や点検結果報告等の自主管理の実施状況、火災が発生した場合の人命危険や社会的影響の度合い、気候風土等による予防行政需要の地域特性その他の火災予防上の必要性等を考慮することが重要であり、これを立入検査の優先順位に従って区分するとともに、その検査方法や実施者等を定める等により、消防組織法第6条(市町村長の消防責任)を踏まえて、消防本部の管内特性に応じた立入検査実施計画を年度等の単位で策定することが必要である。

このためには、査察台帳等において管内の防火対象物について網羅的にその概要や自主管理の状況、違反の 有無等の過去の立入検査の実施状況及びその結果等を把握し、危険性の高い防火対象物が長期間立入検査未実 施となることを防止できる体制作りが必要である。

また、各消防本部においては、策定された立入検査実施計画について、月間、四半期等の期間でその進捗状況を常に把握等して着実に業務管理を行っていくことが必要である。

立入検査の実施体制

立入検査の実施体制については、職員の予防関係知識・技術・経験、勤務形態、事務量等を勘案し、防火対象物の区分等に応じて、消防長又は消防署長が事前に実施する職員を指定しておくことが望ましい。

この場合、予防関係の知識、技術、経験及び関係者指導能力等が豊富な予防業務専従職員、予防兼務職員のみを指定するのではなく、主として消防活動に従事する交替制職員を含めた全職員を指定することが重要であ

	検	査	手	順			実	施	事	項		
,												

解 説 等

る。これは、人的資源を可能な限り活用するという観点のみならず、立入検査を実施することにより、防火対象物の実態や消防活動上必要な施設・設備実態を把握し、万一の場合に消防隊が効果的・効率的に消火活動、救助活動等を行うために有効であると考えられること、また、予防面の知識・技術を高めることにより、火災原因調査や防火・防災指導等への活用も期待できること等によるものである。

また、個々の防火対象物の立入検査業務の困難度に応じて、相応しい知識・技術・経験等を有する職員が立 入検査を実施することが重要である。一方、知識・経験等の浅い職員については、予防技術検定の受験や消防 学校等における教育、計画的に知識・技術・経験等が豊富な職員等と同行して立入検査業務を実施させるなど、 立入検査の技術を教育・訓練していく体制をつくることが望ましい。また、全ての立入検査を実施する消防職 員が、現場における消防吏員の命令(法第3条第1項及び法第5条の3第1項)を実施できるような教育訓練 を行うことが求められる。

なお、消防本部全体で立入検査を実施するために十分な体制が確保されているかどうか定期的に検証を行う ことが必要であり、年度毎の立入検査実施計画の達成度、違反処理の進捗度合い等を検討して次年度以降の体 制に反映させる等、PDCAサイクルにより改善の取り組みを継続することが重要である。

立入検査を補完する情報収集

重点的、効率・効果的な立入検査を実施していく上では、把握している潜在危険性の高い防火対象物に重点を置いて立入検査を計画的に実施することに加えて、新築・用途変更等が行われたにも関わらず届出等を怠っている等の理由により未把握となっている防火対象物についても積極的に情報収集を実施し、状況を把握することが必要である。この立入検査を補完する情報収集についてもは、規程等により明確化し、立入検査実施計画の策定と併せて計画的に必要に応じて実施されるする体制を構築することが重要である。

その情報収集の実施方法については管内の実情等に応じて適当な方法を検討することとなるが、具体例としては以下のものが考えられる。

- ・ 住民指導や警防調査等の機会を捉えた外観調査
- ・ 住宅地図を活用したローラー作戦 (一定区域ごとのローテーション)
- · 関係行政機関との情報共有(建築、風俗営業、食品衛生etc.)
- ・ 消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ等からの地域情報の聴取
- ・ 電話帳・インターネット等の外部情報を活用した事業所情報の検索
- ・ 広聴制度や公益通報制度を通じた利用者・従業者からの通報受付
- ・ 用途変更、テナント入替え、増改築等が多い防火対象物・地域(雑居ビル、繁華街等)や、構造・設備、収容人員等から、防火安全対策の不備に伴い深刻な被害を招く危険性が大きい防火対象物(カラオケボックスや複合カフェ等の密閉性の高い娯楽施設、小規模福祉施設、屋内階段1系統のみの防火対象物等)をピックアップして、重点的に情報収集を行い、状況変化をチェックする
- ・ 管内対象物に関する他行政機関とのデータ共有、状況変化の有無に関する突合、異状に気づいた場合の 相互照会等についてデータベース及びチェックシステムを構築すること。

なお、用途変更等の状況変化が見られた場合、必要に応じ速やかに立入検査を実施する必要がある。また、 署所における小区域又は防火対象物ごとの担当割当て制度や、担当している情報の確実な引継ぎを実施することが重要となる。

法令の適用等(令8・9条等)

1 消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準(以下「技術基準」という。)は、原則として棟ごとに適用されるが、次のような例外があるので注意する。

検 査	手	順		5	実	施	事	項		

解 説 等

・ 令第8条 (開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合)

防火対象物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、技術 基準の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

・令第9条(複合用途防火対象物の場合)

複合用途防火対象物の部分で、令別表第 1 (1)項から(15)項までに掲げるいずれかの防火対象物の用途に供されるものは、技術基準の適用に関しては、(スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報設備、避難器具、誘導灯に関する一部の規定を除く。) その用途に供される一の防火対象物とみなす。

・令第9条の2 (防火対象物の地階と地下街が一体となっている場合)

特定防火対象物の地階で、地下街と一体であると消防長等が指定したものは、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備の一部の規定の基準については、当該地階を地下街の一部とみなして適用する。

- ・令第19条第2項(屋外消火栓設備に関する基準)、令第20条第2項(動力消防ポンプ設備に関する基準) 同一敷地内にある2以上の建築物(耐火建築物、準耐火建築物を除く。)で相互の外壁間の中心線から の水平距離が、1階では3m以下、2階では5m以下である部分を有するものは、屋外消火栓設備及び動 力消防ポンプ設備に関する基準については、一の建築物とみなす。
- ・令第27条第2項(消防用水に関する基準)

同一敷地内にある2以上の建築物(高さ31mを超え、かつ延面積25,000㎡以上の建築物を除く。)で、相互の外壁間の中心線からの水平距離が、1階では3m以下、2階では5m以下である部分を有し、かつ、これらの床面積を、耐火建築物は15,000㎡、準耐火建築物は10,000㎡、その他の建築物は5,000㎡でそれぞれ除した商の和が1以上となるものについては、消防用水に関する基準については、一の建築物とみなす。

・渡り廊下(その他これらに類するものを含む。)により接続されている場合

渡り廊下等で建築物が接続されている場合、原則として1棟であるが、「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日付け消防安第26号通知)第2ただし書に該当する場合は別棟として取り扱うことができる。

- 2 複合用途防火対象物の判定基準
 - ・令第1条の2第2項後段に該当する場合(「令別表第1に掲げる防火対象物の取扱いについて」(昭50年4月15日付け消防予第41号、消防安第41号通知))

令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の①若しくは②の各条件全てに該当するものとする。

- ①主・従の関係にある用途部分がある場合
 - (1)当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供される部分の管理権原を有する者と同一であること。
 - (2)当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。
 - (3) 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。
- ②独立した用途部分が混在する場合
 - (1)主たる用途以外の独立した用途部分の床面積合計<述べ面積×0.1
 - (2)主たる用途以外の独立した用途部分の床面積合計<300㎡

検	查	手	順			実	:	施	事	項		

解 説 等

※「主たる用途部分」「従属的用途部分」の具体例は、上記通知の別表を参照すること。

※一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物についても基準がある。

建築物の増改築等及び用途変更の経過

法第17条の2第2項第2号及び第17条の3第2項第2号に該当する令第34条の2の増改築及び令第34条の3の大規模な修繕、模様替えの範囲は、基準時(令第34条の2第2項参照)又は用途変更以降に行われたものを積算して判断するため、増改築等の経過を確認しておくことが必要である。

・技術基準に関する規定(以下「規定」という。)の改正により、改正後の規定に適合しなくなった消防用設備等で、次の場合は改正後の規定に適合させる必要がある。

(次の消防用設備等が設置されている場合)

消火器、避難器具、簡易消火用具、自動火災報知設備 (令別表第1(1)項~(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(17)項に限る。)、漏電火災警報器、非常警報器具及び非常警報設備、誘導灯及び誘導標識

(次の状況に該当する防火対象物の消防用設備等)

- ①改正後の規定に適合しておらず、かつ、従前のものにも適合していない場合
- ②規定の施行又は適用の後に、床面積1,000㎡又は基準時における延べ面積の2分の1以上におよぶ増築、 改築又は主要構造部である壁について行う過半にわたる大規模な修繕若しくは模様替えが行われた場合
- ③改正後の規定に適合した場合
- ④規定の施行及び適用の際、特定防火対象物である場合
- ・用途が変更されたことにより、規定に適合しなくなった消防用設備等で、次の場合は変更後の防火対象物の 用途に係る規定に適合させる必要がある。
- ①用途変更後の規定に適合しておらず、かつ、用途変更前のものにも適合していない場合
- ②用途変更後に、床面積1,000㎡又は基準時における延べ面積の2分の1以上におよぶ増築、改築又は主要構造部である壁について行う過半にわたる大規模な修繕若しくは模様替えが行われた場合
- ③用途変更後の規定に適合した場合
- ④特定防火対象物に用途変更した場合

特例適用

令第32条に定める次の場合には、消防長又は消防署長の判断により、技術基準についての特例が認められる。

- ・火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることが できると認められる場合
- ・予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることで、技術基準と同等以上の効力があると認められる場合

経過措置

改正後の法令の適用が一定の期間猶予されること、旧規定から新規定への移行のための経過的な措置がなされること等である。改正内容に応じて、経過措置に関する規定が、附則等に設けられる。

型式失効と特例期間

法第21条の2第2項に規定する技術上の規格(以下「規格」という。)が変更され、既に型式承認を受けた 検定対象機械器具等(令第37条参照)が変更後の規格に適合しないとき、型式承認の効力が失われ、又は、一 定の期間を経過した後に失われる。

検 査 手 順	実 施 事 項
	(2) 過去の指導状況等の把握・過去の立入検査における<u>指摘状況等の確認</u>・違反処理経過(処理区分と処理年月日)の確認
	(3) 検査項目及び要領等の検討・検査項目の検討・効率的な検査要領等の検討
•	

解 説 等

法第17条第1項の規定により設置される消防用設備等のうち、検定対象機械器具等は、現行の規格に適合する必要があり、型式承認が失効した場合、法第17条の2第1項の適用を受ける消防用設備等を除き、既存の防火対象物であっても適合させなければならない。ただし、「消防用機械器具等及び消防用設備等の技術上の基準に関する特例を定める省令 | 等の総務省令に基づく特例が定められている。

そこで、設置されている消防用設備等の型式承認が失効していないか確認する。失効しているときは、特例が定められているか、その期間はいつまでかを確認する。

火災発生状況の確認

火災の発生により、どのような指導がされたのか、指導により何が改善されたか確認する。

指摘状況等の確認

過去に実施した立入検査結果の通知書(写し)や提出された改修(計画)報告書、指導記録簿などから、指摘した不備事項やその改修結果について確認する。

処理区分

違反処理の処理区分は、警告、命令、認定の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行がある。

検査項目

消防法令又は建築基準法令等防火に関する法令の規定に基づいた項目やそれ以外の火災予防上必要な項目と し、防火対象物の状況に応じて検査するべき項目を検討する。

効率的な検査要領等

防火対象物の状況により、立入検査を必要最小限の時間で実施するための経路等を検討する。例えば、次のような方法が考えられる。

- ・大規模な防火対象物を立入検査する場合は、複数の検査員で検査に出向き、それぞれの検査項目に応じて 担当する検査員を指定して検査する。
- ・防災センターや消防用設備等の中枢部分から検査する。
- ・工場などでは、そこで行われている作業の工程に従って検査する。

また、関係者による自主管理の状況が優良と認められる防火対象物にあっては、全体の総合的な立入検査に替えて、当該防火対象物の重要な箇所及び項目、防火対象物定期点検報告、消防用設備等の点検報告、その他の自主検査記録において不備欠陥があった施設・設備・箇所及び内容の改修状況等に内容を絞った抽出検査を実施することも考えられる。この場合においては、不備欠陥を発見した際には総合的な立入検査に切り替えることや、引き続き優良と認められる場合には、抽出箇所・項目を減じていくことも考えられる。

なお、このような限定的な立入検査を実施した場合にあっては、検査実施範囲及び検査項目を記録するとともに、必要に応じ立入検査結果通知書にも明記しておくこと等が重要である。

- ・防災センターや消防用設備等の中枢部分から検査する。
- ・工場などでは、そこで行われている作業の行程に従って検査する。

検 査 手 順	実 施 事 項
	(4) 関係者に関する情報の確認 ・関係者(防火対象物の所有者、管理者又は占有者をいう(法第 2 条第 4 項)。以下同じ。)の <u>住所、氏名等の確認</u> ・立入検査の相手方の対応に関する情報の確認
	(5) 持参する資料等の準備 ・証票 ・防火対象物台帳や図面等 ・事情の変更に伴い必要となる <u>各種届出用紙等</u> ・消防関係法令集などの資料等 ・通知書及び命令書(法第3条、第5条の3) ・ <u>検査に必要な器具</u> ・その他必要な資料等
事前の通告	 2 事前の通告 ・立入検査の相手方に対する事前の通告の必要性を検討する。 ・検討した結果、必要と認められる場合は通告する。

(1 事前の準備 - 2 事前の通告)

解 説 等

住所、氏名等の確認

防火対象物の関係者の住所、氏名(法人の場合は名称及び代表者氏名)等について、届出書等により確認する。事前に通告することを予定している場合は、その連絡先についても確認する。

立入検査の相手方の対応

過去の立入検査の結果等から、立入検査の拒否など相手方のとった対応について、記録されているときは、 事前に通告し、相手方の承諾を得てから出向くようにするなど立入検査を円滑に実施できるような方策につい て検討する。

各種届出用紙等

防火管理者選任(解任)届出書など防火対象物の実態の変化に伴い必要になる届出用紙のほかに、防火管理 講習の日程表等を持参するなどして資格取得の手続についても考慮する。

検査に必要な器具

通路幅員やはりの長さ等を測るための巻尺、パイプスペースなどの暗中箇所を検査するための懐中電灯、違 反箇所の記録等をするためのカメラ(住民等からの通報により、違反事実の存在が推定される場合等)など、 防火対象物の状況に応じて持参し有効活用する。

事前の通告の必要性

法令上は事前の通告を必要としないが、相手方の個人の生活、経済活動の自由等への関与の程度と火災予防 上の必要性を比較し、事前に通告するかどうかを検討する。

(必要と考えられる場合)

立入検査を実施するにあたり、次の場合など、できる限り事前の通告を実施し、相手方と日程調整を行う。

- ・既に把握している違反事実の改修指導で立入検査の相手方と面接する必要があるとき。
- ・消防対象物の位置、構造等について正確な情報の入手、検査実施時の安全確保等の観点から立入検査の相 手方の立会を求める必要があるとき。

(不要と考えられる場合)

過去の違反状況等を勘案し、事前に通告しては効果的な立入検査が実施できないおそれがある次の例の場合は、事前の通告を実施しない。ただし、事前の通告を行わない抜き打ち検査を繰り返して関係者の営業活動等を阻害することのないよう配慮する。

- ・階段部分への物件存置や自動火災報知設備のベル停止など、事前に通告すると、一時的に是正され、防火 対象物の法令違反の実態が正確に把握できないおそれのあるとき。
- ・法令違反があることの通報を受けて立入検査を行うとき。
- ・事前の通告を行う相手方の特定が困難なとき。

検 査 手 順	実 施 事 項
防火対象物への立入 ○立入検査の実施 ○関係者の承諾 ○証票の提示 ○立入を拒否等された場合の対応	3 防火対象物への立入(1) 立入検査の実施・原則としては日中又は営業時間内等に行う。
	(2) 関係者の承諾
	・個人の住居に立ち入る場合は、関係者の承諾を得る。 (3) 証票の提示
	・ <u>関係のある者</u> から請求のあったときは <u>証票を提示</u> する。
	 (4) 立入を拒否等された場合の対応 ・立入を拒否等された場合は、拒否等する理由を確認する。 ・立入の必要性や目的について丁寧に説明するなど、相手方を説得する。 ・説得しても拒否等された場合は、期日を改めて出向する。 ・相手方からの暴行、脅迫などを受けた場合は、速やかに上司に連絡するなど適切に対応する。

(3 防火対象物への立入)

解 説 等

日中又は営業時間内等

相手方の個人の生活、経済活動の自由等への関与の程度と、立入検査実施の火災予防上の必要性を比較し、極力必要最小限度の関与となるよう、基本的に日中又は営業時間内等に立入検査を行うことが望ましい。しかし、法令上は立入検査の時間的制限がなくなることから、これまで立入検査を実施することができなかった時間帯においても、実施することが可能である。

(立入検査が実施可能となった例)

- ・物品販売店舗や飲食店の営業時間外である夜間に、偶然改装工事などを覚知し、立入検査を実施する場合
- ・午後8時に営業を開始する夜間営業のみの飲食ビルに対して営業時間中に立入検査を実施すると営業に支障 (客への配慮等)があり、日没後の営業時間前に実施する場合

個人の住居

個人の住居とは、私生活の営まれる場としての個人のすまいをいい、共同住宅の居室、個人専用住宅等が該当する。この他、旅館、病院、老人福祉施設等の立入検査の際、個人の専門部分となっている場所については配慮する必要がある。

関係のある者

関係者又はその代理人、使用人その他の従業者等がこれにあたる。

証票の提示

証票は立入検査権を有する消防職員であることを示すものであり、証票の提示請求があった場合において、これを提示しないときは、正当な権限行使とみなされない。証票の提示は、その目的から1回の立入につき提示請求権を有する最初の請求者にすればよい。

立入を拒否等された場合

- ・法第4条に規定する立入検査権は、罰則によってその実効性が担保されているが、相手方が拒否等した場合 に、その抵抗を排除してまで行使することはできない。
- ・拒否等する理由が次のような例に該当するときは、正当な理由と認められる場合があり、このような正当と 認められる理由以外で拒否等するときは、告発により対応する場合がある。
 - ①立入につき、関係者の承諾を得なければならない場合にこれを怠ったとき。
- ②立入につき、関係のある者から証票の提示を求められているにもかかわらず、検査員が提示しないとき。
- ③業務多忙を理由に、相手方が立入検査の時期について具体的な変更を要請したうえで拒否するとき。
- ・拒否する現任の把握、立入検査を拒否等した者の確認等、可能な限りの資料収集を行うなど客観的情報の把握に努める。あわせて、立入検査の要旨について行った検査員の説明内容を記録しておく。

相手方から暴行、脅迫などを受けた場合

速やかに上司に連絡をとるが、危害を加えられたときなど緊急の場合は、警察に通報するなど適切な措置を講じ、証拠の確保を図る。

検 査 手 順

実 施 事 項

検査の実施

- ○検査実施前に行う打ち合わせの 内容
- ○業務への配慮
- ○検査を拒否等された場合の対応
- ○写真撮影等による違反状況の記録
- ○質問に対する回答を拒否等され た場合の対応
- ○検査などにより知り得た防火対 象物の情報の取扱い
- ○消防法令以外の法令違反を発見 した場合の対応
- ○不適正な点検を発見した場合の 対応

4 検査の実施

(1) 検査実施前に行う打ち合わせの内容

- ・スケジュール等の説明
- ・立会の依頼
- ・事前準備において不明確であった事項等の確認
- ・営業許可証等から関係者に関する情報の確認
- ・防火対象物の実態の変化についての確認
- ・その他必要な事項の確認
- ・立入検査の効率化への配慮

※事前通告なしの立入検査を行う場合は、打ち合わせを省略できる。

(2) 業務への配慮

・検査等において、<u>みだりに</u>防火対象物の関係者等の業務を妨害 しない。

(3) 検査を拒否等された場合の対応

- ・防火対象物の一部分について<u>検査を拒否等された場合</u>は、拒否 等する理由を確認する。
- ・検査の必要性や目的について丁寧に説明するなど、相手方を説 得する。
- ・説得しても拒否等された場合は、期日を改めて出向する。

(4 検査の実施)

解 説 等

打ち合わせ

検査を実施する前に、検査員と防火対象物の関係者等が集合して打ち合わせを行い、効率的に検査が進められるよう配慮する。

スケジュール等

事前に検討した検査項目及び検査経路に基づき、班編成や班ごとの実施場所などを説明する。

立会

検査の実効性を高めるためや、危険箇所への立入の際、安全確保等の観点から必要に応じ検査場所の状況に 精通した者の立会を求める。

事前準備において不明確であった事項等

過去の指摘事項の改修状況や改修後の管理状況、最新の消防用設備等点検結果報告書において不備事項とされたものの改修状況など、事前に把握しきれなかった事項について確認する。

実態の変化

人事異動などによる関係者及び防火管理者、自衛消防組織等の防火管理面の変更、増改築の有無、用途の変 更、テナントの変更、工事の有無や内容など、防火対象物の実態に変化があったか確認し、必要に応じ検査項 目を再検討する。

効率化への配慮

消防用設備等の点検結果及び防火対象物定期点検の点検結果等が良好と認められる場合は、効率的に立入検 査を実施するため、当該点検部分の検査項目について、防火対象物の状況に応じて省略することができる。

みだりに

- ・「正当な理由なくして」という意味で、次のような場合が考えられる。
 - ①特に緊急に確認する必要がないにもかかわらず、立会者に確認せずに作業中の従業員等に対して質問を繰り返し行う場合
 - ②直接検査等に関係のない質問や行為を繰り返し行う場合

検査を拒否等された場合

Z

- ・立入のときと同様に、罰則によってその実効性が担保されているが、相手方の抵抗を排除してまで検査を行 うことはできない。
- ・拒否等する理由が次のような例に該当するときは、立入検査実査の必要性と比較して、正当な理由と認められる場合があり、このような正当と認められる理由以外で拒否するときは、告発により対応する場合がある。 ①検査を拒否等しているのが防火対象物の一部分で、企業秘密に関わる場所であると客観的に認められると
 - ②検査を実施することで、適正な業務執行に影響を与えるとき

検 査 手 順	実 施 事 項
	(4) <u>写真撮影等による違反状況の記録</u> ・カメラの場合、相手方の同意を得た後、違反箇所を撮影する。 ・カメラがない場合や相手方に撮影を拒否された場合は、図面を 作成するなどして、違反状況を記録しておく。
	(5) 質問に対する回答を拒否等された場合の対応 ・質問の必要性や目的について丁寧に説明するなど、回答してもらえるように関係者を説得する。
	(6) 検査等により知り得た防火対象物の情報の取扱い ・検査等により知り得た防火対象物の情報は、 <u>みだりに</u> 他に漏らさない。 (7) 消防法令以外の法令違反を発見した場合の対応 ・消防法令以外の法令の防火に関する規定に違反し、火災予防上重大な危険が認められる事案を発見した場合は、当該法令の所管行政庁へ通知し、是正促進を要請する。
	(8) 不適正な点検を発見した場合の対応 ・点検結果報告と検査結果から、消防設備士が行った不適正な工事、整備又は点検の事実が確認できたときは、 <u>適切な対応</u> を行う。

(4 検査の実施)

解 説 等

・検査を拒否する原因を把握し、立入検査の要旨について行った検査員の説明内容を記録しておく。

写真撮影等による違反状況の記録

- ・写真は違反状況が客観的に明らかになるように撮影し、一の違反場所について違反の状態が具体的に判別できる写真と全体の中で当該違反場所の位置が判別できる写真とを撮影し、周囲と全体との関係を明らかにする。
- ・違反の場所が1回の撮影で写らない場合は、2枚以上の写真を貼り合わせる等配慮する。
- ・撮影位置、方向、撮影時刻等を写真撮影位置図に記録する。
- ・物件等の寸法を表示する必要がある場合は、メジャー等を用いて写し込む。

回答を拒否等された場合

法第4条に規定する質問権は、正当な理由なくして陳述しない者があっても、罰則で実効性を担保していないことに注意する必要がある。ただし、火災予防上必要がある場合は、資料提出命令権又は報告徴収権を活用することも検討する。

みだりに

- ・「正当な理由なくして」という意味で、次の場合には「正当な理由がある」と考えられる。
 - ① 職務上必要な事項として、上司に検査結果を報告する場合
 - ② 通知書の内容について、他の公的機関から法令根拠に基づく照会※1を受け、それに回答する場合
 - ③ 検査機関に対し告発する場合
 - ④ 情報公開請求があり、情報公開条例に基づき、妥当性を有するものとして公開する場合

※1 照会

弁護士会、捜査機関などから立入検査結果の通知書について、法律の規定(弁護士法第23条の2、刑事訴訟法第197条第2項等)に基づく照会があった場合、消防機関は、照会内容に対し一般的には報告する必要があるが、通知書の内容がプライバシーの侵害や職務遂行上の支障が生ずる可能性のある場合はこの限りではない。

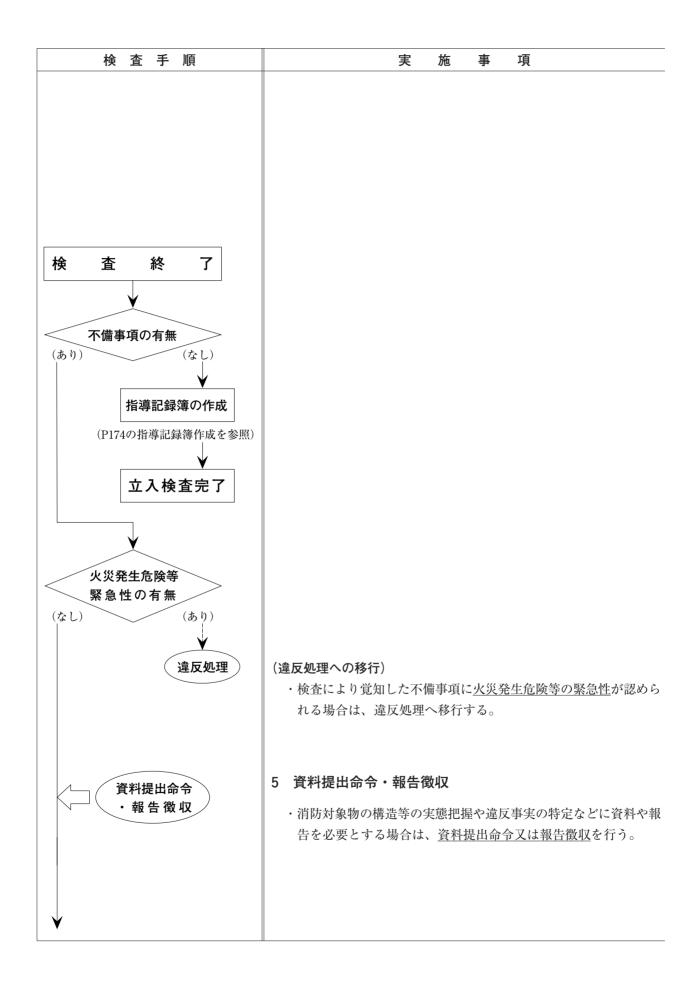
したがって、これらの照会を受けたときは、その内容をよく確認し、事実調査を行うなどして回答の可否について判断し、回答する場合は、客観的事実のみを報告する。

適切な対応

・「消防設備士免状の返納命令に関する運用について」(平成12年3月24日消防予第67号)などにより適切に処理する。

チェーン店等に違反がある場合の対応

・チェーン店等、複数の店舗を設けて事業を行っている法人の一の店舗において消防法令違反を発見した場合、 当該店舗における処理のほか、管内の他の店舗における立入検査の際には留意するとともに、必要に応じ、管 外の他の店舗を管轄する消防本部への照会・情報提供や連携した指導等の実施を図る。また、同様の違反を確



(4 検査の実施 - 5 資料提出命令・報告徴収)

解 説 等

認した場合には、法人組織全体の防火管理体制の構築を図るため、必要に応じ、本社に対する適切な指導等を 行う。

重大な消防法令違反等を発見した場合の情報共有

- ・防火対象物の位置、構造、設備又は管理について、スプリンクラー設備等の主要な消防用設備等が過半にわたって構造不適・機能不良となっているもの、その他消火、避難その他の消防の活動に支障になる状況が認められた場合は、違反処理への移行と並行して、速やかに警防担当も含め消防機関全体で必要な情報共有を行い、消防活動全般において留意すること。
- ・無届けの大幅な用途変更・増改築を発見した場合も同様の対応を行うこと。

火災発生危険等の緊急性

「可燃性ガスが滞留する場所で、ガスコンロを使用している。」など火災発生危険が逼迫している場合には、 改修(計画)報告書の提出を待つことなく、違反処理へ移行する。

なお、緊急性が高く、速やかに違反是正の指導を必要とする不備事項がある場合は、検査終了後でなく、その途中で違反処理へ移行する場合がある。

資料提出命令又は報告徴収

法第4条の規定に基づく資料提出命令権及び報告徴収権は、消防対象物の実態把握若しくは、違反事実の解明・立証等火災予防上必要と認める場合、関係者の負担に考慮しつつ、消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。)又は消防署長が主体となり、消防対象物の関係者に対し権限を行使する。

なお、検査等において口頭などにより任意の資料提出又は報告を求めて、相手方がこれに応じた場合は、本 権限の行使は必要ない。

検 査 手 順	実 施 事 項
検査結果の通知	6 検査結果の通知
○検査結果の通知 ○通知書の交付	(1) 検査結果の通知 ・検査の結果、判明した <u>消防法令違反及びその他の事項</u> について、通知する。 ・検査結果の通知は、原則として、文書(通知書)で行う。

(5 資料提出命令・報告徴収 ― 6 検査結果の通知)

解 説 等

(資料提出命令で求める資料の例)

火災予防上、消防対象物の実態を把握するために役立つ一切の文書図画のうち、資料としてすでに作成若しくは作成される予定のもの又は法令により資料の作成が義務づけられているもの。

- 消防法令上の各種届出書
- ・消防用設備等の維持管理に関する委託契約書
- ・建物の図面等
- ・その他消防対象物の実態を把握するのに必要な書類

(報告徴収で求める資料の例)

火災予防上、防火対象物の実態を把握するために必要な全ての事項で、資料として現に存在していないものを求めることができる。

- ・危険物の1日の使用量
- ・未確認増築部分の図面並びに面積算定結果
- ・管理権原者の職、氏名
- ・その他防火対象物の実態を把握するために必要な事項

(提出された資料の受領及び返還要領)

- ・資料提出命令により資料を提出させる際、関係者に所有権を放棄するか否かを記載した提出書に必要な資料等を添えて提出させ、放棄する場合は「受領した旨」、放棄しない場合は「保管する旨」を記載した用紙を関係者に交付する。
- ・資料を返還する場合は、提出の際交付した「保管する旨」を記載した用紙と引き換えとする。その際、関係者に返還を受けた旨の奥書若しくは受領書等、返還を証明するものを提出させる。

消防法令違反

消防法令に違反しているかいないかは、防火対象物の新築、増築、改築、用途変更及び模様替え等にかかわる着工の時期及びその経緯を把握し、さらに根拠法令等の施行時期(基準時)及び適用除外の有無について把握できなければ正確に認定できないことがあるため、検査の結果について通知するときは、十分に確認する。

※検査結果の通知(通知書)は法的には違反事項の是正を強制するものではなく、あくまでも行政指導に属するため、 不服申立て及び取消訴訟の対象にはならないが、法的に設置義務のない消防用設備等の設置を指導し、相手側が設置したり、名あて人を誤り、設置義務のない関係者に消防用設備等を設置させてしまったなど、関係者に損害を与えた場合は、国家賠償法第1条に基づき損害賠償の対象となることがある。

その他の事項

建築基準法等消防法令以外の法令の防火に関する規定により不備となる事項や法令等に規定されていないが 火災予防上望ましい状態を確保するために指摘する事項をいう。

通知

- ・違反改修の履行義務者に対し通知する。また、通知しようとする内容に関して履行義務者が複数のときは、 それぞれの義務者あて個別に通知する。
- ・平成14年の消防法の改正内容(罰金額の引き上げ、消防法令違反で命令を受けた場合は標識が設置される等) を説明し、法令違反の自主的改善を促す。
- ・速やかに改めることが可能な不備事項は、同行する立会者に説明し、その場において改善させるなど積極的 に火災予防の措置をとらせ、即時是正された場合でも必要に応じて通知する。
- ・指摘事項について十分確認できない場合は、必要な検討を尽くした後に通知する。

(2) 通知書の交付 ・通知書は、検査終了後にその場で交付する場合は、名あて人又は名あて人と相当の関係のある者に直接交付する。 ・期日を改めて交付する場合は、再度出向するか、名あて人又は名あて人と相当の関係のある者に出頭を求めて直接交付する。または、普通郵便により名あて人へ送付する。

解 説 等

文書 (通知書)

(作成上の注意事項)

- ・違反事実の発生箇所を明確にする。
- ・違反事実の根拠法令を明確にする。
- ・通知書の発信者名は、立入検査を実施した消防職員とする。
- ・重大な消防法令違反が確認された場合、名あて人の特定は慎重に行い、必要に応じ、住民票の写し(個人の場合)や不動産登記簿謄(抄)本(登記事項証明書)、商業登記簿謄(抄)本(登記事項証明書)等により確認する。

なお、名あて人については立入検査時の質問や資料の提出などにより自ら情報収集に努め、他に手段がない場合は、「違反処理マニュアルP11②関係機関との協力」に定める照会手続に基づいて把握する。

・検査を実施した箇所等を記載する。

※住民票、戸籍簿(抄)本の請求方法

- ①事前に区市町村役場の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。
- ②所定の申請用紙又は任意様式の申請書(依頼書)に、公用であること、謄本又は抄本の区別、対象者の氏名・住所(戸籍謄本の場合は本籍地とし、筆頭者が判明している場合は、その者の氏名を併記する。)、必要部数、郵送を希望する場合は送付先を明記し、申請する。

商業登記簿謄(抄)本(登記事項証明書)の請求

- ①事前に登記所の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。
- ②所定の申請用紙又は任意様式の申請書(依頼書)に、公用であること、法人名、本店の所在、必要部数、手数料については「登記手数料令第7条により免除」であることを記載し、申請する。

不動産登記簿謄(抄)本(登記事項証明書)の請求

- ①登記所に行き、備えつけの公図又は索引簿で該当する建物の地番を確認する。
- ②事務担当者に公用で謄本の請求をしたい旨及びその理由を説明し、その場で閲覧を許可された場合には、登記 簿で当該建物の家屋番号を確認する。
- ③所定の申請用紙又は任意の申請書(依頼書)に公用であること、謄本又は抄本の区別、建物の所在、家屋番号、 手数料については「登記手数料令第7条により免除」であることを記載し、申請する。

名あて人と相当の関係のある者

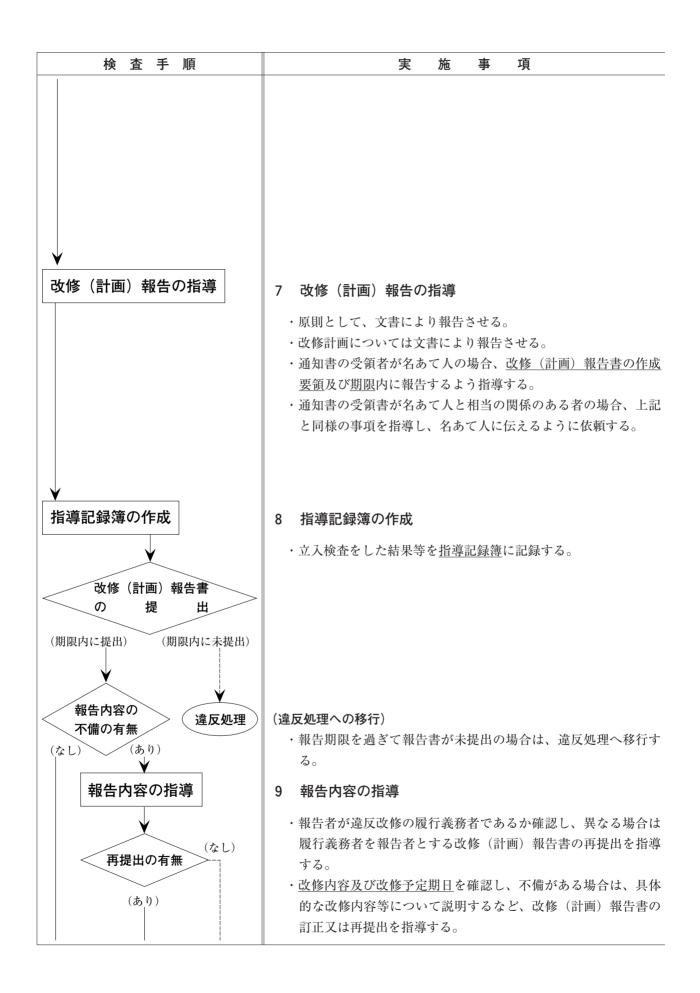
名あて人の従業者若しくは配偶者又は防火管理者等がこれにあたる。

交付

- ・ 違反内容やその改修の必要性等について関係者等の認識の程度に応じて、規制概要とその趣旨等について十分な説明を行う。
- ・改修意思等を確認するとともに、必要に応じて具体的な改修方法を示す。
- ・違反処理マニュアルの違反処理基準に該当するおそれのある違反事実について通知する場合は、その後の告発等を視野に入れ、行政側の指導状況を証明するために、直接交付の場合は署名を求めること。しかし、相手方が署名を拒否した場合は、その旨を通知書の消防機関側控え等に記録しておく。
- ・防火管理者等名あて人と相当の関係のある者に交付するときは、通知書の内容等の説明と不明な点について 交付した消防職員に問い合わせる旨、関係者に伝えるように依頼すること。

期日を改めて交付する場合

・期日を改めて交付する場合とは、次のような場合が考えられる。



(6 検査結果の通知 - 9 報告内容の指導)

解 説 等

- ①名あて人が遠隔地に居住しており、名あて人と相当の関係のある者が不在のとき。
- ②名あて人及び名あて人と相当の関係のある者に通知書の受領を拒否されたとき。
- ③指摘事項の確認のため検査直後に交付しなかったとき。
- ・郵送により通知書を交付する場合で、関係者の連絡先が判明しているときは電話により説明するように努める。
- ・違反処理マニュアルの違反処理基準に該当するおそれのある違反事実を通知する場合で、相手方が通知書の 受領を拒否している場合又は遠隔地に居住しており署名が求められない場合は、書留郵便(違反事実の内容 に応じ、配達証明等)により送付する。

改修(計画)報告書の作成要領

- ・原則として、違反改修の履行義務者に報告させる。
- ・改修が完了したことを報告する場合は、改修した内容について記載させる。
- ・今後、改修を行う予定であることを報告する場合は、実現可能な方法による改修計画を記載させるとともに、 改修計画に関する図書等を添付させる。

期限

・概ね1週間~1ヶ月の報告期限を設定する。ただし、個々の事案により期限を延長する必要が認められる理由がある場合は、必要最低限の範囲で延長することができる。

指導記録簿

指導記録簿とは、立入検査の実施結果を記録する帳票などのことであり、立入検査で法令違反があった場合には、検査年月日から改修が完了するまでの是正指導等の経過についても記録し、防火対象物台帳、改修(計画)報告書等と一体として管理する。

(記録事項の例)

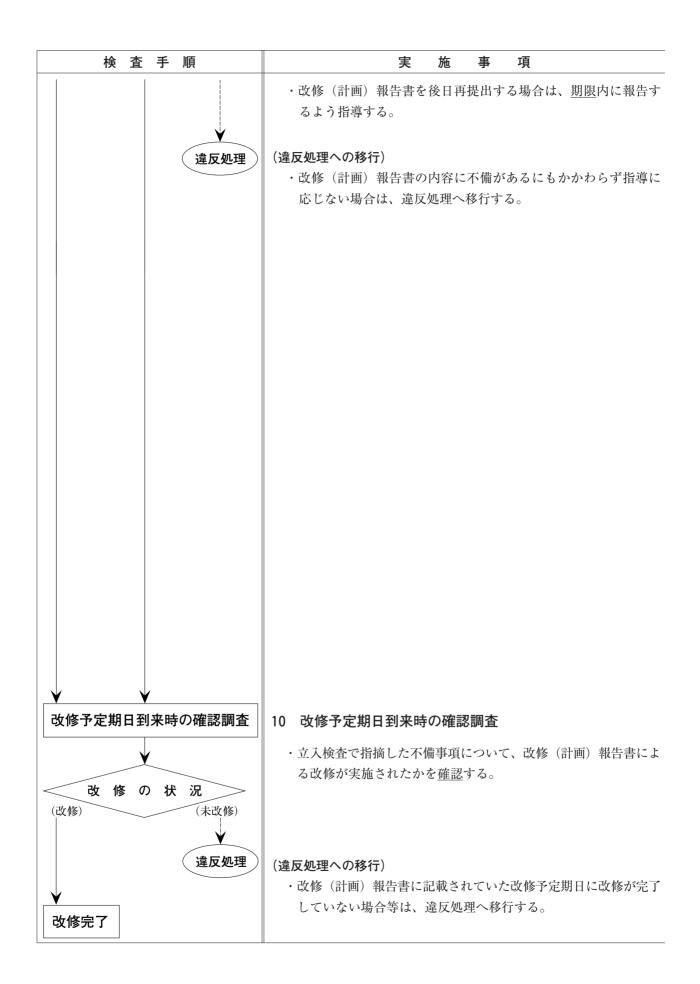
- ・立入検査年月日(違反を発見した日)
- ・違反の内容
- ・改修までに実施した指導及び関係者の対応
- ・改修予定スケジュール並びに経過確認等の日時及びその状況
- ・その他必要事項

改修内容及び改修予定期日

改修(計画)報告書に記載されている改修内容が法令基準に沿った適切なものか確認するとともに、改修予定期日が、社会通念上是正可能と認められる客観的な所要日数と火災予防上の必要性と比較して妥当であるか確認する。また、場合によっては、予定期日が何に基づいて算出されたものか、下記資料の提出を求めることも必要である。

(求める資料の例)

・改修の工程について具体的に判別できる資料



(9 報告内容の指導 - 10 改修予定期日到来時の確認調査〈改修完了〉)

解 説 等

- ・既に工事業者等に改修を依頼している場合は、見積書や発注書等のコピー
- ・改修が長期間要する場合は、理由書や工程計画等の資料
- ※参考までに屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備についての改修予定期日の目安となる実例を示すと次のとおりである。
 - ①自動火災報知設備の設置工事

全部未設置違反のうち設備を設置して改修されたもの約100件について、着工届出から設置届出までの日数を調査した結果は次のとおりであった。

- ・延べ面積500㎡未満の対象物では、94%が2ヶ月以内
- ・延べ面積500m以上1.000m未満の対象物では、87%が3ヶ月以内
- ・延べ面積1,000㎡以上の対象物では、95%が4ヶ月以内
- ②業者が試算した新規設置工事日数
- (例1) RC造、地上3階地下1階、延べ面積500㎡の既存雑居ビル(飲食店、カラオケ店)
- (例2) RC造、地上5階地下1階、延べ面積1,000㎡の既存雑居ビル(飲食店、カラオケ店)
- (例3) RC造、地上10階地下1階、延べ面積3,000㎡の既存雑居ビル(飲食店、カラオケ店)

		見積日数	着工届から設置届までの日数
屋内消火栓設備	(例1)	30日	2ヶ月
屋内消火栓設備	(例2)	30日	3ヶ月
屋内消火栓設備	(例3)	40日	4ヶ月
スプリンクラー設備	(例1)	30日	4ヶ月
スプリンクラー設備	(例2)	30日	5ヶ月
スプリンクラー設備	(例3)	40日	8ヶ月
自動火災報知設備	(例1)	30日	2ヶ月
自動火災報知設備	(例2)	30日	3ヶ月
自動火災報知設備	(例3)	40日	5ヶ月

(例4) 耐火造、地上3階地下1階、建築面積約650㎡、延べ面積1,800㎡の既存遊技場ビル (パチンコ、カラオケ) 全館に屋内消火栓設備を新規に設置する工事についての工事日は100日。

期限

相手方が改修(計画)報告書の訂正に要すると認められる期間とする。

確認

改修期限前から適宜経過確認等を実施するなどして改修の促進を図り、改修期限の到来後に改修状況の確認 のための立入検査を実施するが、改修完了の報告があった場合は、速やかに確認調査を実施する。

なお、届出行為によって改善されたことを確認できるものについては、確認調査を必要としない。

第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項

小規模雑居ビルの立入検査の実施については、基本的に「第1 立入検査要領」によるが、小規模雑居ビルの火災危険性等の特徴を踏まえ、特に次に掲げる事項にも留意するものとする。

1 小規模雑居ビルの定義

小規模雑居ビルとは、次のいずれにも該当する防火対象物のことをいう。

- (1) 3階以上の階が、消防法施行令別表第1に掲げる(2)項又は(3)項に掲げる用途に用いられていること。
- (2) 直通階段が一つのみ設けられていること。
- (3) 共同防火管理を要すること。

2 小規模雑居ビルにおける特徴

小規模雑居ビルで見られる特徴的な事項は次のとおりである。

- (1) 過去の立入検査の結果、全般的に違反が多かったが、特に防火管理関係、消防用設備等の点検報告関係の違反が多い傾向がある。
- (2) テナント間の意思疎通が全くない可能性がある。
- (3) テナントの入れ替わりが頻繁に行われる。
- (4) 床面積の小さなテナントが多い。
- (5) テナントごとに営業時間が異なり、なかには夜間のみのものがある。
- (6) エレベーターが設置されているものは、階段室に物件が存置及び放置される傾向がある。
- (7) 各テナントの従業員数は防火管理業務を実施するには不足している傾向にある。

3 優先的に立入検査を実施すべき状況

次の状況のうち、複数のものが該当する場合は、優先的な立入検査の実施を考慮すること。

- (1) 防火管理者選任届出書、消防計画作成届出書、消防用設備等点検結果報告書及び防火対象物定期点検結 果報告書等法令に基づく届出又は報告がない。
- (2) 消火訓練及び避難訓練を行う場合の事前の通報が実施されていない。
- (3) 階段室への物件の存置、放置及び防火戸の閉鎖障害等法第8条の2の4の規定に違反しているとの指摘を受けている。
- (4) 自動火災報知設備の設置及び維持の技術上の基準に違反しているとの指摘を受けている。

4 小規模雑居ビル立入検査時の着眼点

小規模雑居ビルでは、唯一の避難経路である階段で、火災発生時に避難の障害となる状況が頻繁に認められる一方、防火管理が適切に実施されていないものが多く見られる。したがって、立入検査を実施する際は、これらの障害の排除に努めるとともに、障害となる状況を発生させないために適切な防火管理の実施について関係者に指導する必要がある。

このような観点から、立入検査を実施する場合の着眼点は次のとおりである。

- ① 防火対象物の使用状況
- ② 防火管理体制の確立状況
- ③ 点検の実施状況
- ④ 自衛消防組織の確立状況
- ⑤ 防炎物品の使用状況
- ⑥ 避難施設等の維持管理状況
- ⑦ 消防用設備等の維持管理状況
- ⑧ 火気の取扱状況
- ⑨ 危険物の貯蔵、取扱い状況
- ⑩ 工事中の防火管理状況

また、一斉立入検査の結果(「小規模雑居ビルの一斉立入検査結果を踏まえた当面の対応について」(平成

13年11月30日消防予第437号)別添1)及び平成13年中の死傷者の発生した火災事例等を参考に、これらの着眼点について特に確認する必要があると認められる項目等を整理したものが、別表1である。

5 関係者への指導要領等

小規模雑居ビルの火災危険性、防火管理の実態等、2に掲げる特徴を踏まえ、立入検査の実施に際しては、 次の点に留意して関係者に対応する必要がある。

- (1) 立入検査の実施時に、防火管理者講習の日程表等を持参するなど、資格取得の手続について考慮する。
- (2) 避難施設等の管理状況や自動火災報知設備の受信機の電源遮断や音響停止など、事前に通告すると関係者により一時的に是正され、法令違反の実態を正確に把握することが難しい場合は、事前の通告を行わずに立入検査を実施する。
- (3) テナント関係者に直接指導できるように、立入検査の実施時間帯について考慮する。
- (4) 着眼点のそれぞれの項目について、立入検査の相手方に火災発生時の危険性等を説明する。
- (5) オーナーや管理者に対し、入居するテナントの用途を把握するよう指導するとともに、立入検査時に用途確認を的確に行い、それぞれの用途に応じた指導を実施する。
- (6) 消防法の改正内容(罰金額の引き上げ、消防法令違反で命令を受けた場合は標識が設定される等)を説明し、法令違反の自主的改善を関係者に対し促す。
- (7) 関係者に関する情報の把握について、立入検査時の質問や資料の提出などにより情報収集に努める。
- (8) 関係者に対し法令違反を指摘したにもかかわらず、改修(計画)報告書を提出しないなど法令違反を是正する意思が見られない場合、時機を失することなく違反処理へ移行する。

別表1 (小規模雑居ビル立入検査時の着眼点)

着眼点① 防火対象物の使用状況

・用途変更及び関係者の変更がないか確認する。

※テナントの入れ替わりが激しく、用途や関係者が頻繁に変更になるが、防火対象物使用開始届が提出されないなど、 消防機関がこれらの実態について、立入検査を実施するまで把握できないことがある。

着眼点② 防火管理体制の確立状況

・管理権原ごとに防火管理者が選任され、届出されているか確認する。選任されている場合は、管理的又は監督的地位にある者が選任されているか確認する。

※テナントの入れ替わりが激しく、用途や収容人員が頻繁に変更になり、防火管理者の選任義務が生じているが、選任されていないことが多い。

テナントの従業員が少なく、防火管理者講習を受講できないとすることがある。

テナントの営業時間が夜間であることが多く、消防機関がテナント関係者に直接指導する機会が少ない。

- ・防火管理者選任義務対象ごとに消防計画が作成され、届出されているか確認する。作成している場合は、 計画内容の実効性や変更すべき点がないか確認する。
- ・共同防火管理協議事項が定められ、届出されているか確認する。定められている場合は、協議事項の実 効性や変更すべき点がないか確認する。
 - ※ビル所有者とテナント関係者、テナント関係者相互の関係が希薄で意思疎通が図れていない、テナントごとに営業時間が異なり交流する場を設けられない場合が多い。

着眼点③ 点検の実施状況

- ・消防用設備等の点検及び結果報告を実施しているか確認する。点検を実施している場合は、不備事項が あったか、その不備事項について改修したかを確認する。
 - ※消防用設備等の維持管理責任が不明確、点検報告制度を知らない、経費節約などの理由により、消防用設備等の点検が実施されていないことが多い。
- ・防火対象物定期点検及び結果報告を実施しているか確認する。点検を実施している場合は、点検結果で 不備を指摘されているかどうか、不備事項について改善したかを確認する。

着眼点④ 自衛消防組織の確立状況

- ・自衛消防組織が消防計画に基づき編成されているか確認する。
- ・従業員が自衛消防組織における自らの任務について理解しているか確認する。
 - ※普段から、従業員に対する防火上必要な教育が実施されていないため、自動火災報知設備が発報し、ベル鳴動しているにもかかわらず、テナントの従業員がどう対応していいのか判らず、必要な初動措置を行わないことがある。
- ・消火、通報及び避難訓練が必要な回数実施されているか確認する。訓練が実施されている場合は、その 旨の通報がなされたか、実施した内容は防火対象物の実態に即したものか確認する。
- ※燃焼中の食用油に水をかけたり、消火器を使用したが使用距離が噴射方向など消火器の取扱いに不具合があったため、 油が飛散して負傷する事例が多く見られる。

避難階以外の階から避難する経路としては、階段を使用している事例がほとんどであるが、エレベーターを使用して 避難し、煙の拡大により負傷する事例も見られる。

テナントごとの営業時間が異なることや、テナント関係者相互の意思疎通が図れていないことから、防火対象物全体の訓練が実施されていない場合が多い。

着眼点⑤ 防炎物品の使用状況

・防炎対象物品に防炎物品を使用しているか、防炎表示により確認する。

※改装工事等で店内装飾を優先するなどの理由により、防炎対象物品に防炎物品が使用されていないことがある。

着眼点6 避難施設等の維持管理状況

・階段や廊下等の避難経路となる部分に可燃物や避難の障害となる物件の放置、存置及び避難の障害となる施設の設置がないか確認する。

※階段に存置された物件へ放火され、唯一の避難経路を絶たれたことで避難不能となり、大きな被害が生じた事例がある。存置されている物件は、商品、ロッカー、冷蔵庫、ビールケース、物置等があり、共用部分の管理責任が明確でないうえに、防火管理者等が必要な指示を怠っているため、いつまでも存置され続けることがある。

ベランダの避難用ハッチの上又は降下空間に空調設備の室外機を設置したり、物件を存置していることがある。

・屋外階段が適正に維持管理されているか確認する。

※風雨の吹き込み防止や防犯上の理由から、屋外階段に囲いを設けて、鎖等で閉鎖されていることがある。 腐食により使用に耐えなくなっているものもある。

階段下に可燃物を放置し、放火されたことにより避難上の支障となり負傷者が発生した事例がある。

・物件の存置による防火戸の閉鎖障害又は開放障害がないか確認する。

※階段部分に設置されていた防火戸が閉鎖しなかったことで火煙が階段部分に拡大して負傷者が発生した事例がある。 店内改装時にじゅうたんを敷いたり、商品やロッカー等の物件の存置などにより防火戸の閉鎖障害又は開放障害となっていることが多い。

物件の存置については、共用部分の管理責任が明確でないうえに、防火管理者等が必要な指示を怠っているため、いつまでも存置され続けることがある。

くさび等により防火戸を開放したままにしていることがある。

・防火戸の機能不良、破損、撤去がないか確認する。

※改装等を行う際に、店内の雰囲気を重視し、防火戸の改造、撤去(防火戸を木製扉に取り替えるなど)をしていることがある。

・非常用進入口や排煙窓である開口部が閉鎖されていないか確認する。

※内装の変更や広告用の看板を設置して、非常用進入口や排煙部である開口部を塞いでいることがある。例えば、外部から営業形態がわからないように目隠しをしたり、外光の遮断や音漏れ防止のために開口部を塞いだり、内側に化粧板や鏡をはめ込んだ扉を設置するなどし、消防隊が外部から容易に屋内へ進入できない状況が発生していることがある。

・増築等に伴う竪穴区画や避難階段に関する不備がないか確認する。

※床面積が小さいことから屋上にプレハブ造の従業員の更衣室や事務所等を増築したり、テナントの入れ替わりによる 用途変更があることで、竪穴区画や避難階段の構造不適、直通階段が不足するなどの不備欠陥が発生することがある。 屋上に増築した部分の区画の構造が不適切であったことや竪穴区画の内装材に可燃材を使用していたことで速燃的に 延焼した事例や直通階段がないために避難できなかった事例がある。

着眼点(7) 消防用設備等の維持管理状況

・消防用設備等が未設置又は一部未設置となっていないか確認する。

※無確認増築やテナントが入れ替わったことにより用途や収容人員が変更になることで、消防用設備等が未設置となっていることがある。

内装の変更や広告用の看板を設置して開口部を塞ぎ無窓階となり、消防用設備等が未設置となることがある。

【消火器】

・消火器の設置場所が適切か確認する。標識が見えるか確認する。

※初期消火には、消火器が最もよく使用され、火災の延焼拡大を防ぐことができた事例が多くあるが、消火器が設置されていない、消火器が設置されていても容易に使用できなかったために、消火方法として不適切な方法(燃焼中の食用油に水をかけるなど)で初期消火を行い、負傷者が発生するとともに、延焼拡大した事例がある。

店の雰囲気に合わない、店内の改装、営業スペースを最大限確保する等の理由により、消火器の周囲に物件が存置され標識が見えなくなっていたり、本来おかれているべき場所から移動され、標識があるのに消火器がないことがある。 消火器が水に濡れる場所に置かれているときは腐食していることがあるので注意を要する。

【自動火災報知設備・非常警報設備】

- ・自動火災報知設備の電源が遮断されていないか、ベル(再鳴動機能付きのものを除く。)が停止されていないか確認する。
 - ※酔客のいたずらや非火災報が多いなどの理由により、自動火災報知設備の電源遮断やベルを停止していることがある。 飲酒による判断力の低下など火災の覚知が遅れる要因があるにもかかわらず、自動火災報知設備の電源やベルが停止 されていたため、初期消火の時機を失い、また、避難開始が遅れることで負傷者が発生した事例や最悪は避難できな かった事例がある。
- ・自動火災報知設備の発信機や非常警報設備の周囲に操作の障害となる物件がないか、表示灯が見えるか 確認する。
 - ※物件の存置、球切れなどの理由により表示灯の視認障害が発生していることがある。
 - 非常警報設備があるにも関わらず、設置場所がわからず使用しなかったことから、火災の発生を早期に知らせることができず負傷者が発生した事例がある。
- ・自動火災報知設備の感知器の未警戒区域や感知障害がないか確認する。
 - ※賃貸契約時点で、消防用設備等に関する事項について十分に説明されず、改装工事等により感知器が取り外されることがある。

間仕切りや天井設置による感知器の未警戒区域が発生していることがある。

感知器に近い場所にエアコンが設置されて感知障害が発生していることがある。

【避難器具】

- ・避難器具の設置場所が適切か確認する。
 - ※店の雰囲気に合わない、店内の改装、営業スペースを最大限確保する等の理由により、本来設置するべき開口部から 別の場所(物置や机の下等)へ移動し、火災発生時に使用できなかった事例がある。
- ・避難器具の操作障害、接近障害となる物件の存置等がないか確認する。
 - ※営業スペースを最大限確保するため、避難器具の周囲に物件を存置し、操作障害や接近障害となり使用できなかった 事例がある。

降下空間に、看板、テント、空調設備の室外機などが置かれていることで使用できなくなっていることがある。

- ・避難器具を設置する開口部の閉鎖、破損がないか確認する。
 - ※開口部の内・外部に看板や店内装飾等を施して閉鎖したり、開口部の開閉部が破損していたことにより、避難器具が使用できなかった事例がある。

【誘導灯】

- ・誘導灯の設置場所は適切か確認する。誘導灯が見えるか確認する。
 - ※店の雰囲気に合わない、店内の改装等の理由により、撤去されていることがある。 間仕切りの増設、物件の存置、球切れなどの理由により誘導灯の視認障害が発生していることがある。

【その他の消防用設備等】

・設置されている消防用設備等の操作障害となる物件の存置等がないか確認する。

※店の雰囲気に合わない、店内の改装、営業スペースを最大限確保する等の理由により、屋内消火栓箱の周囲に物件を存置し、操作障害となっていることがある。

着眼点® 火気の取扱状況

- ・従業員に対する火気取扱いの監督や指導を行っているか確認する。
 - ※平成13年中の火災事例では、食用油を加熱し、放置したことにより出火する事例が非常に多く見られる。 従業員が、客のたばこの吸殻をよく確かめずにダストボックスに捨て、火災になった事例がある。
- ・調理器具周辺にカセットコンロのガスボンベやライター等の可燃物を置いていないか確認する。
- ※調理器具周辺にガスボンベやライターを置き、ボンベが加熱されて爆発した事例やライターの容器が溶触し漏洩した ガスに引火した事例がある。

調理器具の上方に置かれた可燃物が落下し、出火した事例がある。

- ・調理器具の周辺や排気ダクト内の清掃が実施されているか確認する。
 - ※レンジフードや調理器具の周辺に付着した油脂類が加熱されて発火することがあり、また、火災発生時に延焼要因となった事例がある。

下方排気式ロースターで、火のついた食材などがダクト内へ落ち、油脂に着火した事例では、火災発生の覚知が遅れ、 負傷者が発生することが多い。

グリスフィルターを取り外している場合は排気ダクト内の油脂付着が多くなり出火危険が高くなる。

着眼点 9 危険物の貯蔵、取扱い状況

・危険物の貯蔵、取扱いがあるか、貯蔵、取扱いがある場合は貯蔵場所や取扱い状況について確認する。

※階段や通路に貯蔵していた危険物が、火災発生時に引火し、急激に延焼したことで、初期消火や避難の支障となった 事例がある。

暖房器具に灯油ではなく、ガソリンを給油し、火災になった事例がある。

改装工事等を行う際、危険物を大量に持ち込み、防火対象物全体で指定数量を超えた危険物の貯蔵、取扱いとなる場合がある。

着眼点⑩ 工事中の防火管理状況

- ・工事を実施している場合は、工事中の防火管理状況について工事中の消防計画に基づき確認する。
 - ※工事中の防火管理が適切に行われていなかったため、階段部分での溶断作業中に、不適切な取扱いによりアセチレンガスに引火したり、周辺の可燃物に着火し、延焼拡大して避難経路が絶たれた事例がある。

テナントの改装工事でシンナーを使用している際に、喫煙しようとライターの火を付け、火災となった事例がある。

第3 量販店等立入検査時の留意事項

量販店等の立入検査の実施については、基本的に「第1 立入検査要領」によるが、量販店等の火災危険性等の特徴を踏まえ、特に次に掲げる事項にも留意するものとする。

1 量販店等とは

ここでいう量販店等とは、店内に商品が多量に山積みされている物品販売店舗をいうものとする。

2 量販店等における特徴

量販店等で見られる特徴的な事項は次のとおりである。

- (1) 商品が大量に陳列され、誘導灯・誘導標識の視認障害、階段・避難口等避難施設の避難障害、避難通路 の幅員不足等、避難関係の防火管理面での消防法令違反が多い傾向がある。
- (2) 商品が天井近くまで高く積み上げられていることがあり、物品に着火すると比較的短時間で炎が拡大し、消火・避難が困難になる可能性がある。
- (3) 物件存置等の避難障害の違反は、指摘によりいったん改善された場合でも、繰り返し違反行為が行われることがある。
- (4) 商品の配置により死角となりやすい箇所が多く、放火(放火の疑い及び不審火を含む。)による火災の事例が多い。

3 重点的に立入検査を実施すべき状況

「第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項」の3の状況のほか、繰り返し違反が発生するおそれのある 量販店等については重点的な立入検査の実査を検討すること。

4 量販店等立入検査時の留意点

「第2 小規模雑居ビル立入検査時の留意事項」の4の着眼点のほか、量販店等においては、物品存置等の消防法令違反が多く、事前に通告すると一時的に是正されるものの繰り返し違反となる場合があること等から、立入検査に当たっては、必要に応じ、無通告、平服等によるなど効果的な方法により実施すること。

5 関係者への指導要領等

量販店等の火災危険性、防火管理の実態等、2に掲げる特徴を踏まえ、立入検査の実施に際しては、次の 点に留意して関係者に対応する必要がある。

(1) 防火管理の徹底

ア 避難施設の管理の徹底

階段、避難口、防火戸、避難通路等の避難施設については、適切に管理されない場合、火災の発生時に利用客等の円滑な避難に重大な支障を生じるおそれが大きいことから、次の事項について徹底させること。

- (ア) 火災予防条例で定められた必要な避難通路幅を確実に確保すること。
- (イ) 避難の障害とならないよう物件等を存置等しないこと。
- (ウ) 防火戸が火災時に確実に閉鎖する状態にあることを確認すること。
- イ 誘導灯及び誘導標識の視認障害防止の徹底

誘導灯及び誘導標識については、視認できない場合、火災の発生時に利用客等の円滑な避難に重大な 支障を生じるおそれが大きいことから、視認の障害となる物件等を撤去させること。

ウ 教育・訓練の徹底

火災等の発生時に消火や避難誘導などを適切に対応できるかどうかは実質的な訓練の実施によるところが大きいことから、次の事項について徹底させること。

- (ア) 年に2回以上消火訓練及び避難訓練を実施すること。
- (イ) 従業者全員が消火設備、避難器具及び避難施設の位置を確認すること。
- (ウ) 従業者全員が消火器(自衛消防隊員にあっては消火器及び屋内消火栓設備)による消火ができるよ

うにするとともに、避難誘導を確実にできるようにすること。

なお、訓練を実施する旨の通報があった場合、必要に応じ、訓練に立ち会うよう努めること。

(2) 違反の是正

ア 防火管理意識の啓発

管理権原者、防火管理者等関係者に、量販店等の火災危険性や避難障害をはじめとした消防法令違反が重大な結果を引き起こすことを認識させ、自ら法令遵守の取組を徹底するよう指導すること。

イ 本社指導

全国的に事業を展開するなど、広範囲に複数の店舗を設けている法人に対しては、法人組織全体の防 火管理意識の高揚を測り、組織的・継続的な防火管理体制の構築を図ることが有効であることから、関 係する消防本部と連携し、本社に対し防火管理指導を実施すること。

ウ 繰り返し違反の是正

関係者に対し法令違反を指摘したにもかかわらず、改善(計画)報告書を提出しないなど法令違反を 是正する意思が見られない場合は違反処理へ移行し、なおも違反が是正されない場合や、違反を指摘す ると改善するが繰り返し違反が行われる場合など悪質なもの、及び火災危険性が特に高いものについて は、時機を失することなく措置命令へ移行すること。

(3) 放火火災防止対策の推進

商品の整理、巡回の強化、放火監視機器(監視カメラ等)の設置、放火火災防止対策強化中である旨の注意喚起表示の推進等を指導するとともに、放火監視機器の設置指導に当たっては監視カメラの他に炎センサーの設置も有効と考えられることから、施設の実態を踏まえて「放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドラインの策定について(通知)」(平成17年4月11日消防予第72号)を参考に適切に指導すること。

参考資料

消防用設備等の設置単位について

令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて

風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安 全対策における風俗営業行政との連携について

消防法の一部を改正する法律の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準 の特例の適用について

消防安第26号昭和50年3月5日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁安全救急課長

消防用設備等の設置単位について

標記のことについて、昭和38年9月21日付自消丙予発第57号をもつて通達した ところであるが、防火対象物相互の接続方法について種々の態様が出現してきた こと等にかんがみ、今後この取扱いを下記のとおりにしたので、この旨管下市町 村に通知の上、よろしくご指導願いたい。

記

- 第1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の 規定(例消防法施行令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第 2項)のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- 第2 建築物と建築物が渡り廊下(その他これらに類するものを含む。以下同じ。)、地下連絡(その他これに類するものを含む。以下同じ。)又は洞道(換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。)により接続されている場合は、原則として一棟であること。ただし、次の各号の一に該当する場合は別棟として取扱つてさしつかえないものであること。
 - 1 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次の(1)から(3)までに適合している場合
 - (1) 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。
 - (2) 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造 部が木造である場合は3メートル未満、その他の場合は6メートル未満で あること。
 - (3) 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6メートル、2階 以上の階にあつては10メートルを超えるものであること。ただし、次のア からウまでに適合する場合は、この限りでない。

ア 接続される建築物の外壁及び屋根 (渡り廊下の接続部分からそれぞれ

- 3メートル以内の距離にある部分に限る。次のイにおいて同じ。) については、次の(ア)又は(イ)によること。
 - (ア) 耐火構造又は防火構造で造られていること。
 - (イ) (ア)以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造のへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーへツドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。
- イ アの外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4平方メートル以内の開口部で甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられている場合にあつては、この限りでない。
- ウ 渡り廊下については次の(ア)又は(イ)によること。
 - (ア) 吹き抜け等の開放式であること。
 - (イ) (ア)以外のものについては次のAからCまでに適合するものである こと。
 - A 建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分 を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、 その他の部分を不燃材料又は準不燃材料で造つたものであること。
 - B 建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積はいずれ も4平方メートル以下であり、当該部分には甲種防火戸又は乙種防 火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器 の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものを設けられているこ
 - C 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、 火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙 感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただ し、閉鎖型スプリンクラーへツドを用いるスプリンクラー設備又は ドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでな い。
 - a 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1平方メートル以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1メートル以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1メートル以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。
 - b 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、 安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させ

るものにあつては非常電源が附置されていること。

- 2 建築物と建築物が地下連絡路 (天井部分が直接外気に常時開放されている もの (いわゆるドライエリア形式のもの)を除く。以下同じ。)で接続され ている場合で、次の(1)から(8)までに適合する場合
 - (1) 接続される建築物又はその部分(地下連絡路が接続されている階の部分をいう。)の主要構造部は、耐火構造であること。
 - (2) 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態にあるものであること。
 - (3) 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上 げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。
 - (4) 地下連絡路の長さ(地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた 防火戸相互の間隔をいう。)は6メートル以上であり、その幅員は6メートル未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンク ラーヘツドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止 上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。
 - (5) 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。
 - (6) (5)の出入口の開口部の面積は4平方メートル以下であること。
 - (7) (5)の出入口には、甲種防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。
 - (8) 地下連絡路には、1、(3)、ウ、(イ)、C、bにより排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘツドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。
- 3 建築物と建築物が洞道で接続された場合で、次の(1)から(5)までに適合する場合
 - (1) 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道 の点検又は換気のため開口部(接続される建築物内に設けられるもので2 平方メートル以下のものに限る。)を除き、開口部のない耐火構造の床又 は壁で区画されていること。
 - (2) 洞道は耐火構造又は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下 地材料は不燃材料であること。
 - (3) 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20メートルを超える場合にあつては、この限りでな

V.

- (4) (1)の点検のための開口部(建築物内に設けられているものに限る。) には、甲種防火戸又は乙種防火戸(開口部の面積が2平方メートル以上の ものにあつては、自動閉鎖装置付のものに限る。)が設けられているこ と。
- (5) (1)の換気のための開口部常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

第3 その他

- 1 この基準は昭和50年4月1日から運用されたいこと。 なお、既存の防火対象物でこの基準に適合しないものについては、昭和52 年3月31日を目途に、当該基準に適合するよう指導されたいこと。
- 2 昭和38年9月21日付自消丙予発第57号「消防用設備等の設置単位について」の通達は廃止するものであること。

消防予第41号 消防安第41号 昭和50年4月15日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長消防庁安全救急課長

令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて

改正 昭和59年3月消防予第54号、平成15年2月消防予第54号・消防安第7号

先般の消防法及び消防法施行令(以下「令」という。)の改正により複合用途防火対象物に関する規定の整備が行われたことについては、昭和49年6月25日付け消防予第91号消防安第66号及び昭和49年7月12日付け消防安第79号をもつて通知したところである。これらの改正によつて令別表第1に掲げる防火対象物に関する基本的な解釈及び運用については従来の方針を変更するものではないが、令第1条第2項後段の規定を加えたことにより、令別表第1(1)項から(15)項まで及び(16)項に掲げる防火対象物の範囲を明確にする必要が生じ、令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱い基準を下記のとおり定めたのでその運用に遺憾のないよう格段の配慮をされるとともに、貴管下市町村にもこの旨示達のうえ、よろしく御指導願いたい。

記

- 1 消防法施行令(以下「令」という。)第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次の(1)又は(2)に該当するものとする。
 - (1) 令別表第 1 (1) 項から (15) 項までに掲げる防火対象物 (以下「令別表対象物」という。) の区分に応じ、別表 (イ) 欄に掲げる当該防火対象物の主たる用途に供される部分 (これらに類するものを含む。) に機能的従属していると認められる同表 (ロ) 欄に掲げる用途に供される部分 (これらに類するものを含む。) で、次の (ア) から (ウ) までに該当するもの
 - (ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主たる用途に供さ

れる部分の管理権原を有する者と同一であること。

- (イ) 当該従属的な部分の利用者が主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。
- (ウ) 当該従属的な部分の利用時間が主たる用途に供される部分の利用時間 とほぼ同一であること。
- (2) 主たる用途に供される部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満である場合における当該独立した用途に供される部分
- 2 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外 のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物につい ては、前記1によるほか、次により取り扱うものであること。
 - (1) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に 供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途 に供される部分の床面積の合計が50平方メートル以下の場合は、当該防火対 象物は一般住宅に該当するものであること。
 - (2) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50平方メートルを超える場合は、当該防火対象物は令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。
 - (3) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

別表

区分	(1)	(ロ)	
(一)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、 切符売場、出演者控室、大道具、 小道具室、衣裳部屋、練習室	専用駐車場、売店、食 堂、喫茶室	

(一)項口	集会室、会議室、ホール、宴会場	食堂、喫茶室、専用駐車
一月月日		場、図書室、展示室
(二)項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調 理室、更衣室	託児室、専用駐車場
(二)項口	遊技室、遊技機械室、作業室、更 衣室、待合室、景品場、ゲームコ ーナー、ダンスフロア、舞台部、 客席	
(二)項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物 品庫、更衣室、待合室、舞台部、 休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売 店
(三)項イ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(三)項口	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(四)項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食 堂、事務室	催物場、写真室、遊技 場、結婚式場、専用駐車 場、美・理容室、診療 室、集会室
(五)項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨 房、食堂、浴室、談話室、洗濯 室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式 場、バー、会議室、ビア ガーデン、両替所、旅行 代理店、専用駐車場、 美・理容室
(五)項口	居室、寝室、厨房、食堂、教養 室、休憩室、浴室、共同炊事場、 洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場
(六)項イ	診療室、病室、産室、手術室、検 査室、薬局、事務室、機能訓練 室、面会室、談話室、研究室、厨 房、付添人控室、洗濯室、リネン 室、医師等当直室	食堂、売店、専用駐車場
(六)項口	居室、集会室、機能訓練室、面会 室、食堂、厨房	売店
(六)項ハ	教室、職員室、遊技室、休養室、 講堂、厨房、体育館	食堂
	l	

(七)項	教室、職員室、体育館、講堂、図 書室、会議室、厨房、研究室、ク ラブ室、保健室	食堂、売店
(八)項	閲覧室、展示室、書庫、ロツカー 室、ロビー、工作室、保管格納 庫、資料室、研究室、会議室、休 憩室	食堂、売店
(九)項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、 待合室、マツサージ室、ロツカー 室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
(九)項口	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニ ング室	専用駐車場
(十)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預 り所、ロツカー室、仮眠室	売店、食堂、旅行案内所
(十一)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務 所、集会室	宴会場、厨房、結婚式 場、専用駐車場
(十二)項イ	111 /14//1 12 4 /1 /1 /1 /1 /1 /1 /1 /1 /1 /1 /1 /1 /1	売店、食堂、専用駐車 場、託児室
(十二)項口	撮影室、舞台部、録音室、道具 室、衣裳室、休憩室	売店、食堂、専用駐車場
(十三)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運 転手控室	売店、食堂
(十三)項口	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(十四)項	物品庫、荷さばき室、事務室、休 憩室	売店、食堂、専用駐車場
(十五)項	事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車 場、診療室

消防予第393号 平成13年11月12日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

風俗営業の用途に供する営業所を含む防火対象物の防火安全対策に おける風俗営業行政との連携について

去る平成13年9月1日、東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災において、死者44名を出す惨事が発生した重大性に鑑み、同種のビルに関して全国的に一斉立入検査を行い、違反是正措置を行うなど、防火安全の徹底を図っているところであるが、去る10月29日、再び新宿区歌舞伎町の風俗営業施設等を含む雑居ビルで死者2名、負傷者5名を出す火災が発生したことは誠に遺憾である。

小規模雑居ビルに関する再発防止のための防火安全対策の基準や基準適合確保のあり方については、現在、消防庁の「小規模雑居ビル火災緊急対策検討委員会」において検討が進められているところであり、また、9月26日には消防審議会に対して諮問が行われたところである。こうした中で、小規模雑居ビルの防火安全対策に関し、関係行政機関間の連携をより一層図ることが必要であるとの指摘がなされているところである。

この度、風俗営業の許可等の申請に対する審査における警察部局、消防部局、 建築行政部局との連携を図るための仕組みの整備等について、別添写しのとお り、警察庁生活安全局生活環境課長から各道府県警察本部長等あて及び国土交通 省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主務部長あて通知がなされ、本職にお いても各都道府県警察及び建築行政機関との連携方策について、下記のとおり留 意事項を取りまとめたので、これらを参考にして、地域の実情に応じた適切な対 策を推進されるようお願いする。

なお、貴都道府県内の市町村にもこの旨周知方よろしくお願いする。

記

1 基本的考え方

風俗営業の許可等に際して、警察機関(各都道府県警察及び各警察署をい う。以下同じ。)と消防機関及び建築行政機関が相互に連携を図ることは、雑 居ビル等の防火安全対策に資するところが大であるので、有効な連携を図るた めの仕組みの整備等について、早急に各都道府県警察(必要に応じて、所管の 警察署を経由。以下同じ。)と調整を図り、防火安全確保の徹底を図ること を基本とする。

なお、当該警察機関との連携に併せて、風俗営業施設を含む建築物の防火安全に関する建築行政機関との連携について、より一層の推進を図るものとする。

2 風俗営業の許可又は変更の承認に係る連携措置

警察機関から、風俗営業の許可(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。)第3条第1項) 又は変更の承認(風適法第9条第1項)(以下、「風俗営業の許可等」という。)の申請に係る風俗営業施設を含む防火対象物が、消防法令及び火災予防条例(以下「消防法令等」という。)に違反する疑いがあるとして、その確認が消防機関にあった場合等の対応については、以下のとおりとする。

- (1) 確認があった防火対象物については、早急に立入検査等を実施するなど して、実態の把握を行うこと。
- (2) 確認に対する回答事項としては、防火対象物使用開始届出等の必要な手続きの有無、消防法令等の違反事項、その是正のため今後採ろうとする措置などが考えられるが、具体的には、各都道府県警察との調整を図った上で決定すること。
- (3) 是正措置が必要となる防火対象物については、速やかに許可申請者等 (許可申請者以外の管理権原者等への是正指導が必要な場合は当該管理権原 者等を含む。以下同じ。)に接触し、是正指導を行うこと。
- (4) 是正措置が必要でない防火対象物にあっても、今後、消防法令等の手続き(例えば、防火管理者選任届、防火対象物使用開始届等)が必要となる可能性のある防火対象物にあっては、許可申請者等にその旨を伝えること。 なお、この場合、その後の所要の措置の徹底に努めること。
- (5) 許可申請者等が消防機関の是正指導等に応じない場合に備え、刑事告発 を行うことを含め、消防機関において適切な措置を講じることをあらかじめ 警察機関との間で申し合わせること。
- (6) 風俗営業の許可等の際に、許可申請者等があくまで是正指導に従わない場合は、消防機関において「是正指導に従わなければ違法防火対象物について措置命令をし、これに従わなければ消防法令違反で告発を行うこともあり得る」旨の通告を許可申請者等に行うこと。

その後、措置命令、告発をする場合にはその旨を警察機関に連絡するとと もに、十分な調整を行って、迅速的確な事件処理を図ること。

3 風俗営業の許可等の申請に対する審査における連携を図るための仕組みの整備

風俗営業の許可等の申請について平素より警察機関、建築行政機関と情報交換等を図るための仕組みを整備しておくことにより、適切な連携を図ることが望ましい。

(1) 警察機関と具体的にどのような連携を行うかについては、各都道府県消防部局において各都道府県警察と十分な調整を図ること。

この他、特に、具体的な連携を図る仕組みの検討に当たっては、消防本部 レベルにおいて、地域の実情に応じて、警察機関と所要の調整を図ることが 考えられること。

- (2) 連携を図る対象については、管理権原が分かれた複合用途防火対象物の ほか、防火対象物の火災による人命危険性の程度等から対象を限定して措置 の徹底を図ることが考えられるが、この場合、対象の範囲をどこまでとする かについては、火災予防行政上の必要性、申請者の利便と負担、消防機関に おける事務処理の負担等を勘案し、各都道府県警察と十分に協議し、調整し て仕組みを整備すること。
- (3) 連携を図るための仕組みを検討する場合、整備しようとする仕組みによる事務処理に要する期間が申請に対する処分の標準処理期間を著しく超過しないように留意すること。
- (4) 警察機関と具体的にどのような連携を図る仕組みを整備するかにかかわらず、風俗営業の許可等の申請に係る施設を含む防火対象物が消防法令に違反する場合は、上記の2の対応の例によること。
- 4 無許可で風俗営業の用途に供されている疑いのある防火対象物を発見した場合等の措置

消防機関の行う立入検査等を通じて、無許可で風俗営業の用途に供されている疑いのある防火対象物を発見した場合や重大な消防法令違反を指摘した場合は、警察機関にその旨を連絡すること。

5 その他の連携

2から4に定めるもののほか、必要に応じ関係行政機関の職員との合同立入 り等を実施するなど、各都道府県の実情に応じ、関係行政機関相互の行政目的 に資するよう、警察機関をはじめとする関係行政機関との連携を図るように努 めること。

別添

原議保存期間 10年 (平成23年12月31日まで)

警察庁丁生環発第233号 平成13年11月12日 各管区警察局広域調整部長 警視庁生活安全部長 各道府県警察(方面)本部長

警察庁生活安全局生活環境課長

風俗営業行政における建築及び消防関係の行政庁との連携について

平成13年9月1日に東京都新宿区歌舞伎町において風俗営業の営業所等が入居した雑居ビル火災(死者44人、負傷者3人)が発生し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)等の法令違反容疑が発覚したが、これを契機に、風俗営業行政を行うに当たって建築行政庁(建築基準法の特定行政庁をいう。)又は消防行政庁(消防長(消防本部を置かない市町村においては市町村長)又は消防署長をいう。)(以下「関係行政庁」という。)との連携が求められているところである。

また、同年10月29日にも同歌舞伎町において風俗営業の営業所等が入居した雑居ビル火災が発生し、死者2人、負傷者5人を出している。

そこで、風俗営業行政において関係行政庁との連携を推進するため、下記事項 に留意の上、地域における行政の総合的な実施を図り、住民の福祉の増進に寄与 することとされたい。

なお、本件については、国土交通省住宅局建築指導課及び総務省消防庁予防課とも打合せ済みであり、それぞれ別添1及び別添2の通知が発出されているので 念のため申し添える。

記

1 基本的考え方

風俗営業の用途に供する営業所たる建築物が建築基準法又は消防法(これらの法律に基づく命令及び条例を含む。以下「関係法令」という。)に違反しているにもかかわらず、風適法と関係法令とは法の趣旨・目的を異にしているから風俗営業の許可(風適法第3条第1項)又は構造及び設備の変更の承認(風適法第9条第1項)(以下「風俗営業の許可等」という。)に際して関係法令に抵触するかどうかは別個の問題であるとして単に風俗営業の許可等をするというようなことがないよう、当該許可等に係る建築物につき、関係行政庁と連携を図り、関係法令に適合させることを基本とする。

2 **風俗**営業の許可等の申請に係る建築物が関係法令に違反する疑いのあること を認知した場合の措置 風俗営業の許可等の申請があった場合において、当該風俗営業の許可等の申請に係る風俗営業の用途に供する建築物について関係法令に違反する疑いのあることを関係行政庁からの連絡、地域住民からの情報等により認知した場合は、次の要領により適切に措置すること。

- (1) 当該建築物について関係法令に違反するものであるか否か、また、違反 する場合においてはその是正のため今後採ろうとする措置について、関係行 政庁に確認すること。
- (2) 当該建築物について関係法令に違反する旨の関係行政庁の確認がなされた場合には、申請者にその旨を告知し、関係法令に違反する状態を解消するよう行政指導を行うこと。

なお、この場合において、行政指導については各都道府県のいわゆる行政 手続条例における行政指導に関する規定に従って行う(行政手続法(平成5 年法律第88号)第3条第2項、第38条参照)とともに、申請に対する処分の 標準処理期間(行政手続法第6条)を著しく超過することのないようにする こと。

- (3) 相手方が関係行政庁の是正指導等に応じない場合は、刑事告発を行うことを含め、関係行政庁において適切な措置を講じることを関係行政庁との間で申し合わせるとともに、関係法令の違反の取締りを所掌する警察部門との連携を図り、刑事告発を想定した事件化の準備を行うこと。
- (4) 相手方があくまで行政指導に従わない場合には、風俗営業の許可等の要件を満たしているときは風俗営業の許可等をせざるを得ないが、風俗営業の許可等の際には、関係行政庁から相手方に対して、「是正指導に従わなければ違法建築物について措置命令をし、これに従わなければ関係法令違反で刑事告発を行うこともあり得る」旨の通告がなされるように配意すること。
- (5) 関係行政庁から関係法令違反について告発を受けた場合には、迅速的確 な事件処理が行われるよう配意すること。
- (6) 風俗営業の許可等をした後において、関係法令違反で検挙されたときは、風適法第25条又は第26条の規定による指示又は営業停止等の処分について検討すること。

なお、風適法第8条第3号に該当するに至ったときは、同条の規定による 許可の取消しについて検討すること。

3 風俗営業の許可等の申請に対する審査における関係行政庁との連携を図るための仕組みの整備

風俗営業の許可等の申請に対する審査の過程において平素から関係行政庁と の連携を図るための仕組みを整備しておき、関係事務の処理が行われることが 望ましいところであり、関係行政庁と具体的にどのような連携を行うかについ ては、次の事項に留意の上、各都道府県の実情に照らして各都道府県警察の 判断により行うこと。

- (1) 関係行政庁と連携を図るための仕組みとしては、次のような方法が考えられること。
 - ① 風俗営業の許可等の申請に際し、申請者に対し、当該建築物が関係法令 に適合しているかどうか等について関係行政庁が発行する書面の提出又は 提示を求めるなどして確認すること。
 - ② 風俗営業の許可等の申請に対する審査に当たり、関係行政庁との間で、 当該建築物が関係法令に適合しているかどうか等について往復文書又は口 頭により確認すること。
 - ③ 風俗営業の許可等の申請があった場合において、その旨を関係行政庁に 書面又は口頭で連絡し、関係行政庁による適切な措置を促進すること。
- (2) (1)の①から③までのいずれの方法によることとしても、風俗営業と旅館業との施設兼用の場合(別紙を参照のこと。)及び複合用途建築物(いわゆる雑居ビル)を使用する場合のほかは、過去における多数の死傷者を伴う火災の経験、事故・災害の危険の程度等から対象となる建築物を限定することを考慮すること。
- (3) (1)の①から③までのいずれの仕組みとするか、また、(2)により対象とする建築物の範囲をどこまでとするかについては、申請者の利便と負担、警察行政目的に資する程度、警察の事務処理の負担等を勘案し、警察と関係行政庁の双方の行政目的の達成に資するよう十分に協議し、調整して仕組みを整備すること。この場合において、整備しようとする仕組みによる事務処理に要する期間が申請に対する処分の標準処理期間を著しく超過するものとならないようにすること。
- (4) (1)の①に掲げる方法を採る場合にあっては、次の点に留意すること。
 - ア 風俗営業の許可等の申請に際し、申請者から提出又は提示を求める関係 行政庁が発行する書面は法令で添付すべきこととされている申請書の添付 書類ではないため、行政指導となるので、各都道府県のいわゆる行政手続 条例における行政指導に関する規定に従って行うこと(行政手続法第3条 第2項、第38条参照)。
 - イ 当該書面の要求に当たっては、その趣旨及び当該要求は行政指導であることを申請者に告知するとともに、申請書の提出を受けることを拒否することのないようにすること(行政手続法第7条参照)。
- (5) (1)の①から③までのいずれかの方法によるとしても、風俗営業の許可等の申請に係る営業所の建築物について関係法令に違反する旨の関係行政庁からの連絡があった場合の措置については、2の(1)から(6)までの要領の例に

よること。

4 その他風俗営業行政における関係行政庁との連携

2及び3に定めるもののほか、風俗営業の営業所に対する立入り等を通じて 関係法令違反を発見した場合においては、必要に応じて関係行政庁に連絡する ほか、関係行政庁の職員による合同立入り等を実施するなど、各都道府県の実 情に応じ、警察と関係行政庁の双方の行政目的に資するよう、関係行政庁との 連携を図るように努めること。

店舗型性風俗特殊営業の営業所及び深夜において設備を設けて客に飲食をさせる営業の営業所についても、同様とする。

国住指第1554号 平成13年11月12日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築指導行政における風俗営業行政との連携について(技術的助言)

小規模雑居ビルの防火安全対策については、去る平成13年9月1日、東京都新宿区歌舞伎町「明星ビル」において発生した火災を教訓として、全国で重点的な査察の実施等を通じて建築基準法の遵守の徹底に向けた真剣な努力が続けられているところであるが、去る平成13年10月29日、再び東京都新宿区歌舞伎町において雑居ビル火災が発生し、死者2名、負傷者5名を出す惨事となったことは誠に遺憾である。

小規模雑居ビルの防火安全対策検討委員会」において、防火基準及び法令遵守を担保するための方策について検討を進めており、年内を目途に具体的な対策をとりまとめることとしているが、風俗営業の許可等の申請に対する審査における警察部局、建築行政部局、消防部局との連携を図るための仕組みの整備等について、今般、別添1のとおり、警察庁生活安全局生活環境課長から警視庁生活安全部長及び各道府県警察(方面)本部長等あて、別添2のとおり、総務省消防庁予防課長から各都道府県消防主管部長あて、それぞれ通知がなされ、本職においても各都道府県警察及び消防機関との連携方策について下記のとおり留意事項を取りまとめたので、これを参考にして、地域の実態に応じた適切な対策を実施されるよう

お願いする。

なお、貴管内の特定行政庁に対してこの旨周知いただくようお願いする。

記

1 基本的考え方

風俗営業の許可等に際して警察機関(各都道府県警察及び各警察署をいう。 以下同じ。)と建築行政部局及び消防部局が相互に連携を図ることは、雑居ビル等の防火安全対策に資するところが大であるので、有効な連携を図るための 仕組みの整備等について、早急に各都道府県警察と調整を図り、建築物の防火 安全対策の徹底を図ることを基本とする。

なお、当該警察機関との連携に併せて、風俗営業の用途に供する建築物を含む建築物の防火安全対策に関する消防機関との連携について、より一層の推進を図るものとする。

2 風俗営業の許可又は変更の承認に係る連携措置

風俗営業の許可又は変更の承認(以下「風俗営業許可等」という。)の申請に係る風俗営業の用途に供する建築物が、建築基準法令に違反する疑いがあるとして警察機関から当該建築物の適法性を確認するよう求められた場合は、以下のとおり対応すること。

- ① 確認を求められた建築物については、現地調査を行う等により実態を把握すること。
- ② 確認に対する回答事項としては、例えば、建築確認申請手続等の有無、 違反事項(特に、風俗営業に供されることとなる場合に建築基準法令違反 となる事項)、その是正のため今後とろうとする措置などが考えられる が、具体的には各都道府県警察と調整を図った上で決定すること。
- ③ 是正措置が必要となる建築物については、速やかに当該建築物の所有 者、管理者又は占有者に対して、是正するよう指導すること。
- ④ 是正措置が必要でない建築物にあっても、今後、建築基準法上の手続き (例えば、建築物の用途を変更しようとする場合の申請及び確認)が必要 となる可能性のある建築物にあっては、当該建築物の所有者、管理者又は 占有者にその旨伝えること。

なお、この場合、その後の所要の措置の徹底に努めること。

- ⑤ ③の是正指導に応じない場合は、刑事告発を行うことを含め、建築行政 部局において適切な措置を講じることをあらかじめ警察機関との間で申し 合わせること。
- ⑥ 風俗営業の許可等の際に、当該建築物の所有者、管理者又は占有者があ くまで是正指導に従わない場合は、建築行政部局からこれらの者に対して 「是正指導に従わなければ違法建築物について是正措置命令をし、これに

従わなければ建築基準法令違反で刑事告発を行うこともあり得る」旨通告すること。

その後、是正措置命令、告発をする場合には、その旨を警察機関に連絡するとともに、十分な調整を行い、迅速的確な事件処理を図ること。

3 風俗営業の許可等の申請に対する審査における連携を図るための仕組みの整備

風俗営業の許可等に際して、平素より警察機関、消防機関と情報交換等を図るための仕組みを整備しておくことにより、適切な連携を図ることが望ましい。

警察機関との連携を図るための仕組みの整備に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 警察機関と具体的にどのような連携を行うかについては、各都道府県の 建築行政部局において各都道府県警察との間で十分な調整を図ること。
- ② この場合において、整備しようとする仕組みによる事務処理に要する期間が申請に対する処分の標準処理期間を著しく超過するものとならないよう十分配慮すること。
- ③ 警察機関と具体的にどのような連携を行うかに関わらず、風俗営業の許可等の申請に係る建築物が建築基準法令に違反する場合は、上記2の対応の例によること。
- 4 無許可で風俗営業の用途に供されている疑いのある建築物を発見した場合の 措置

建築行政部局の行う立入り等を通じて、無許可で風俗営業の用途に供されている疑いのある建築物を発見した場合は、警察機関にその旨を連絡すること。

5 その他の連携

風俗営業の許可申請時における連携のほか、関係行政機関の職員との合同立 入り等を実施するなど、各都道府県の実情に応じ、関係行政機関双方の行政目 的に資するよう、警察機関をはじめとする関係行政機関との連携を図るように 努めること。

消防予第246号 平成19年6月22日

各都道府県知事 } 殿各指定都市市長

消防庁長官

消防法の一部を改正する法律の公布について

第166回国会で成立した「消防法の一部を改正する法律」は、平成19年6月22日法律第93号をもって公布されました。

今般の消防法の一部改正は、大規模な建築物その他の工作物における地震等の 災害の防止を図るため、当該工作物における自衛消防組織の設置及び地震等の災 害による被害の軽減のための管理体制の整備を義務付けるため、所要の規定の整 備を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとと もに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理 する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いします。

記

第1 自衛消防組織の設置に関する事項

- 1 防火対象物のうち多数の者が出入するものであり、かつ、大規模なものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定めるところにより、当該防火対象物に自衛消防組織を置かなければならないものとしたこと。(第8条の2の5第1項関係)
- 2 防火対象物の管理について権原を有する者は、自衛消防組織を置いたとき は、遅滞なく自衛消防組織の要員の現況その他総務省令で定める事項を所轄 消防長又は消防署長に届け出なければならないものとしたこと。(第8条の 2の5第2項関係)
- 3 消防長又は消防署長は、自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、

防火対象物の管理について権原を有する者に対し、自衛消防組織を置くべきことを命ずることができるものとしたこと。(第8条の2の5第3項関係)

- 4 消防長又は消防署長が防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる場合として、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について、3の命令にかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合等を追加するものとしたこと。(第5条の2第1項第1号、第2号関係)
- 5 消防長又は消防署長が特例を設けるべき防火対象物として認定することができない要件として、過去3年以内において3の命令がされたことがあり、又はされるべき事由が現にあることを追加するものとしたこと。(第8条の2の3第1項第2号イ関係)
- 6 消防長又は消防署長が5の認定を取り消さなければならない場合として、 3の命令がされたときを追加するものとしたこと。(第8条の2の3第6項 第2号関係)

第2 建築物その他の工作物に係る火災以外の災害の被害の軽減のための体制の 整備に関する事項

- 1 火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものの管理について権原を有する者は、火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格を有する者のうちから防災管理者を定め、当該建築物その他の工作物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行なわせなければならないものとしたこと。(第36条第1項関係)
- 2 火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるもので、その管理について権原が分かれているものの管理について権原を有する者は、これらの建築物その他の工作物について、消防計画の作成その他防災管理上必要な業務に関する事項で総務省令で定めるものを、協議して、定めておかなければならないものとしたこと。(第36条第1項関係)
- 3 火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものの管理について権原を有する者は、定期に、防災管理点検資格者に、当該建築物その他の工作物におけ

る点検対象事項が点検基準に適合しているかどうかを点検させ、その結果を 消防長又は消防署長に報告しなければならないものとしたこと。(第36条 第1項関係)

- 4 消防長又は消防署長は、建築物その他の工作物であって一定の要件を満たしているものを、当該建築物その他の工作物の管理について権原を有する者の申請により、3の適用につき特例を設けるべき建築物その他の工作物として認定することができるものとしたこと。(第36条第1項関係)
- 5 1の建築物その他の工作物のうち防火管理者を定めなければならない防火 対象物であるものにあっては、当該建築物その他の工作物の管理について権 原を有する者は、防災管理者に、防火管理者の行うべき防火管理上必要な業 務を行わせなければならないものとしたこと。(第36条第2項関係)
- 6 1の建築物その他の工作物のうち防火対象物点検資格者に点検させなけれ ばならない防火対象物であるものにあっては、防火対象物点検資格者及び防 災管理点検資格者により点検対象事項がいずれの点検基準にも適合している と認められた場合に限り、点検を行った日その他総務省令で定める事項を記 載した表示を付することができるものとしたこと。(第36条第3項関係)
- 7 1の建築物その他の工作物のうち防火対象物点検資格者に点検させなければならない防火対象物であるものにあっては、4の認定及び特例を設けるべき防火対象物としての認定を受けた場合に限り、当該認定を受けた日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができるものとしたこと。(第36条第4項関係)
- 8 1の建築物その他の工作物に自衛消防組織が置かれている場合には、当該 自衛消防組織は、火災その他の災害の被害の軽減のために必要な業務を行う ものとしたこと。(第36条第6項関係)
- 9 所要の罰則を設けること。 (第41条第1項第2号、第42条第1項第1号、第44条第3号、第8号、第11号、第17号、第46条の5関係)

第3 施行期日等に関する事項

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で 定める日から施行するものとしたこと。(附則第1条関係)

2 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとしたこと。 (附則第2条関係)

第4 その他の事項

1 検討

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしたこと。(附則第3条関係)

2 その他

その他関係規定の整備を行ったこと。

消防法の一部を改正する法律の概要

改正の背景

東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生が切迫

>大規模地震等に対応した事業所の自衛消防力確保は喫緊の課題

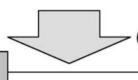
現行制度の課題

一定の利用者がいる事業所の管理権原者*は、防火管理者を選任し、 防火上必要な事項を定める消防計画の作成、同計画に基づく消火・ 通報・避難の訓練等の防火管理業務を行わせることとしている。

* 建築物の管理行為を法律、契約又は慣習上当然行うべき者。所有者や借受人等が該当する。

地震災害に特有の対応事項^{**1}があり、防火のための消防計画のみでは十分な対応が困難である。

地震災害に対応した計画作成や自衛消防組織の設置などは義務付けられておらず、自主的取組に委ねられている。



企業の社会的責任・ 自助努力の要請

主な改正の内容

1 地震による被害の軽減のため、地震に対応した消防計画 の作成など、地震災害に対応した防災体制を整備するための 制度の導入

2 自衛消防組織**2の設置の義務付け

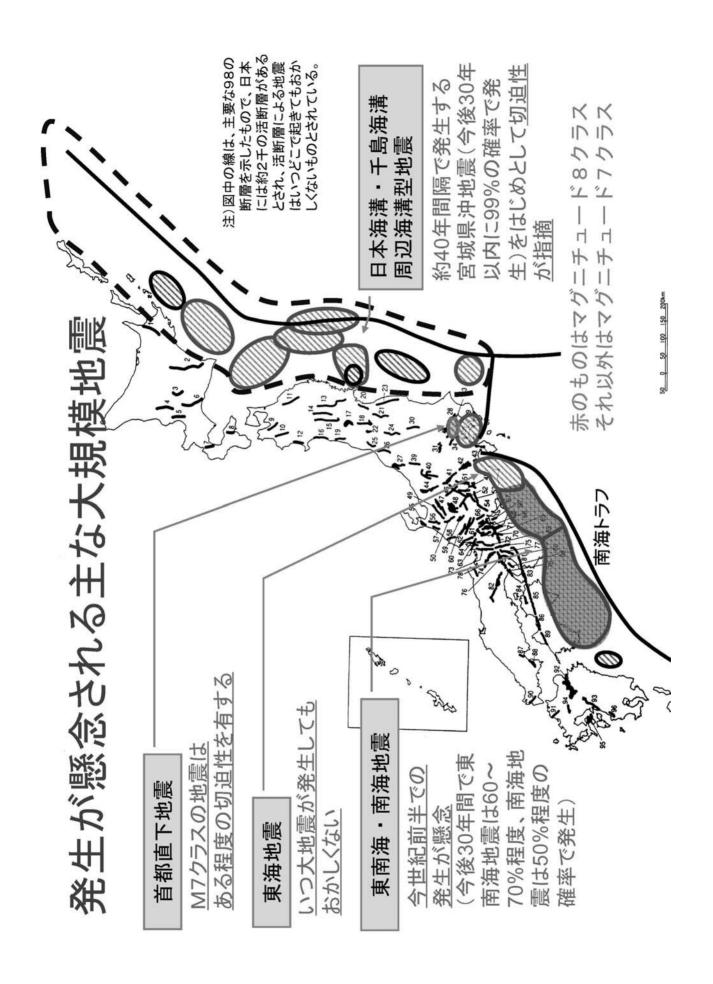
※ その他改正内容の詳細等は別紙のとおり

公布日(平成19年6月22日) から2年以内に施行

- ※1 地震災害特有の対応事項
 - 〇避難誘導、救出救護
 - 〇エレベータ停止に伴う閉じ込め事案への対応
 - 〇避難施設や消防設備の損壊への対応
 - ○停電、断水、通信障害、交通障害等への対応
 - 〇同時多発的な被害発生への対応 等
 - 消防計画作成事項として省令に規定

※2 自衛消防組織

- ○建築物の従業員等で構成
- 〇避難誘導、消防機関への通報、初期消火 などの応急活動を実施
- ○所要の講習を受講した者を政令で定める 基準に応じて配置



消防予第230号 平成19年6月13日

各都道府県知事 殿

消防疗次長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号。以下「改正令」という。)及び消防法施行規則の一部を改正する省令(平成19年総務省令第66号。以下「改正規則」という。)が平成19年6月13日に公布されました。

今回の改正は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設(認知症高齢者グループホーム)における最近の火災の事例にかんがみ、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等について、防火管理者を定め、かつ、スプリンクラー設備等の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大するとともに、当該施設について、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の整備等を行ったものです。 貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いします。

記

第1 防火管理に関する事項

1 防火管理者を定めなければならない防火対象物に関する事項 防火管理者を選任して防火管理業務を行わせなければならない防火対象物に、改正 後の消防法施行令(以下「令」という。)別表第1(6)項ロ、(16)項イ及び (16の2)項に掲げる防火対象物((16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火 対象物にあっては、(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するも のに限る。2の(1)及び(2)において同じ。)で、収容人員が10人以上のもの を追加するものとしたこと。(令第1条の2第3号イ関係)

- 2 防火管理者の資格に関する事項
 - (1) 防火管理者の資格

令別表第1(6)項口、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物については、甲種防火管理講習の課程を修了した者等を防火管理者として選任するものとしたこと。(令第3条第1項関係)

(2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防火管理

者の資格

その管理について権限が分かれている防火対象物であって、当該防火対象物の部分で令別表第1(6)項口、(16)項イ又は(16の2)項に掲げる防火対象物の用途に供されるもののうち、当該防火対象物の部分を一の防火対象物とみなした場合における収容人員が10人未満のものを有するものについては、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない場合における防火管理者の資格の特例(令第3条第2項)を適用することができるものとしたこと。(改正後の消防法施行規則(以下「規則」という。)第2条の2第1項第2号イ関係)

3 共同防火管理を要する防火対象物の指定に関する事項

共同防火管理を要する防火対象物に、令別表第1 (6)項口及び(16)項イに掲げる防火対象物((16)項イに掲げる防火対象物にあっては、(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が10人以上のものを追加するものとしたこと。(令第4条の2第1項第1号関係)

第2 消防用設備等に関する事項

1 消火器具に関する事項

消火器具を設置しなければならない防火対象物として、令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物を追加するものとしたこと。(令第10条第1項第1号関係)

- 2 スプリンクラー設備に関する事項
 - (1) スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物等

スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、 次に掲げるものを追加するものとしたこと。

また、当該防火対象物又はその部分で、延べ面積が1,000平方メートル未満のもの(以下「小規模社会福祉施設」という。)に設置されるスプリンクラー設備のうち、当該スプリンクラーに使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたもの(以下「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」という。)については、その水源として、5で定めるところにより算出した量以上の量となる水量を貯留するための施設、水源に連結する加圧送水装置並びに非常電源及び双口形の送水口を設けないことができるものとしたこと。(令第12条第1項並びに第2項第4号、第6号及び第7号関係)

- 一 令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物で延べ面積が275平方メートル以上のもののうち、一定の防火区画を有するもの以外のもの(令第12条第1項第1号関係)
- 二 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物の部分のうち、(6)項ロに 掲げる防火対象物の用途に供されるもの(一定の防火区画を有するものを除 く。)(令第12条第1項第9号関係)
- (2) スプリンクラー設備を設置することを要しない防火区画

- (1)の防火区画については、次に定めるところにより設置するものとしたこと。 (規則第12条の2関係)
- 一 小規模社会福祉施設 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。
 - イ 当該防火対象物又はその部分の居室を準耐火構造の壁及び床で区画したも のであること。
 - ロ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他 の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたも のであること。
 - ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
 - ニ ハの開口部には、防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は次に定める構造のものを設けたものであること。
 - ・ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
 - ・ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチメートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。
 - ホ 区画された部分すべての床の面積が100平方メートル以下であり、かつ、 区画された部分すべてが4以上の居室を含まないこと。
- 二 延べ面積が1,000平方メートル以上のもの 次に定めるところにより設置される区画を有するものであること。
 - イ 当該防火対象物又はその部分の居室を耐火構造の壁及び床で区画したもの であること。
 - ロ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを地上に通ずる主たる廊下その他 の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたも のであること。
 - ハ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が8平方メートル以下であり、かつ、一の開口部の面積が4平方メートル以下であること。
 - 二 ハの開口部には、建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火 設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しく は次に定める構造のもの又は鉄製網入りガラス入り戸を設けたものであるこ と。
 - ・ 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。
 - ・ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、75センチ

メートル以上、1.8メートル以上及び15センチメートル以下であること。

- ホ 区画された部分すべての床の面積が、防火対象物の10階以下の階にあっては200平方メートル以下、11階以上の階にあっては100平方メートル以下であること。
- (3) スプリンクラー設備を設置することを要しない部分等 小規模社会福祉施設については、スプリンクラーヘッドを設ける部分以外の部 分として、廊下、収納設備、脱衣所その他これらに類する場所を追加するものと したこと。(規則第13条第2項第9号の2関係)
- (4) 使用するスプリンクラーヘッド

小規模社会福祉施設に設けるスプリンクラーヘッドは、床面から天井までの高さが3メートル未満の部分にあっては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド、床面から天井までの高さが3メートル以上10メートル以下の部分にあっては閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド又は開放型スプリンクラーヘッド、床面から天井までの高さが10メートルを超える部分にあっては放水型ヘッド等とするものとしたこと。(規則第13条の5第1項関係)

- (5) スプリンクラー設備の水源の水量等
 - 一 小規模社会福祉施設について小区画型ヘッドを用いる場合の水量は、スプリンクラーヘッドの設置個数(4以上の場合は、4)に1立方メートルを乗じて得た数(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、1.2立方メートル。ただし、壁及び天井の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、スプリンクラーヘッドの設置個数(4以上の場合は、4)に0.6立方メートルを乗じて得た数)以上とするものとしたこと。(規則第13条の6第1項第2号関係)
 - 二 小規模社会福祉施設について開放型スプリンクラーヘッドを用いる場合の水量は、スプリンクラーヘッドの設置個数(4以上の場合は、4)に1.6立方メートルを乗じて得た数(特定施設水道連結型スプリンクラー設備にあっては、1.2立方メートル。ただし、壁及び天井の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、スプリンクラーヘッドの設置個数(4以上の場合は、4)に0.6立方メートルを乗じて得た数)以上とするものとしたこと。(規則第13条の6第1項第4号関係)
 - 三 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッドのうち、小区画型ヘッド及び開放型スプリンクラーヘッドにあっては、最大の放水区域に設置されるスプリンクラーヘッドの個数(4以上の場合は、4)のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.02メガパスカル以上で、かつ、放水量が15リットル毎分以上で有効に放水することができる性能とするものとしたこと。

ただし、壁及び天井の仕上げについて火災予防上支障があると認められる場合にあっては、放水圧力が0.05メガパスカル以上で、かつ、放水量が30 リットル毎分以上で有効に放水することができる性能とするものとしたこと。 (規則第13条の6第2項第2号及び第4号関係)

- (6) スプリンクラー設備に関する基準の細目
 - 特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、制御弁、自動警報装置 及び呼水装置を設けないことができるものとしたこと。

また、当該設備に係る配管、管継手及びバルブ類にあっては、消防庁長官が 定める基準に適合するものを使用するものとしたこと。(規則第14条第1項 第3号、第4号、第5号及び第10号ハ関係)

- 二 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち開放型スプリンクラーヘッドを用いるものについては、一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側配管の部分に、放水区域に放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けないことができるものとしたこと。また、自動式の起動装置を設けないことができるものとしたこと。(規則第14条第1項第1号二及び第8号イ・関係)
- 三 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち閉鎖型スプリンクラーヘッド を用いるものについては、流水検知装置及び末端試験弁を設けないことができ るものとしたこと。(規則第14条第1項第4号の2及び第5号の2関係)
- 3 自動火災報知設備に関する事項

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるものを追加するものとしたこと。(令第21条第1項関係)

- 一 令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物(令第21条第1項第1号関係)
- 二 令別表第1 (16の2) 項に掲げる防火対象物の部分で、(6) 項ロに掲げる防 火対象物の用途に供されるもの(令第21条第1項第9号関係)
- 4 消防機関へ通報する火災報知設備に関する事項

消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならない防火対象物に、令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物を追加するものとしたこと。(令第23条第1項第1号関係)

5 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物に関する事項 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物に、令別表第1(6)項ロ、 (16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物((16)項 イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあっては、(6)項ロ に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)を追加するものと したこと。(令第35条第1項第1号関係)

第3 令別表第1に関する事項

令別表第1(6)項ロの防火対象物を以下のとおり(6)項ロ及び(6)項ハに 区別するものとしたこと。(令別表第1関係) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。)

ハ

老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設(通所施設に限る。)、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)

第4 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項

改正令及び改正規則は、平成21年4月1日に施行するものとしたこと。(令附則 第1条及び規則附則第1条関係)

2 経過措置に関する事項

一 改正令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における消火器及び簡易消火用具に係る技術上の基準については、平成22年4月1日までの間は、なお従前の例によるも

のとしたこと。(令附則第2条第1項関係)

- 二 改正令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修 繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物におけるスプリンクラー設備、自動火災 報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備等に係る技術上の基準については、 平成24年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとしたこと。(令附則 第2条第2項関係)
- 三 改正令の施行の日から障害者自立支援法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の 日の前日(平成24年3月31日)までの間は、令別表第1(6)項ロ及びハに掲 げる防火対象物に次の防火対象物を追加するものとしたこと。
 - イ (6) 項ロ 同法附則第41条第1項若しくは第58条第1項の規定により なお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第 1項に規定する身体障害者更生援護施設(主として身体障害の程度が重い者を 入所させるものとして総務省令で定めるものに限る。)又は同法附則第58条 第1項に規定する知的障害者援護施設(通所施設を除く。)
 - 口 (6) 項ハ 同法附則第41条第1項、第48条若しくは第58条第1項の 規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則 第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設(主として身体障害の程度 が重い者を入所させるものとして総務省令で定めるものを除く。)、同法附則 第48条に規定する精神障害者社会復帰施設又は同法附則第58条第1項に規 定する知的障害者援護施設(通所施設に限る。)

3 その他の事項

- 一 関係政令等について、所要の規定の整備を行ったこと。
- 二 今回の消防法施行令等の一部改正に係る運用については、別途通知する予定であること。

消防予第231号 平成19年6月13日

各都道府県消防防災主管部長 展京消防庁・各指定都市消防長

消防庁予防課長

小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の 特例の適用について

消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号)及び消防 法施行規則の一部を改正する省令(平成19年総務省令第66号)が平成19 年6月13日に公布されました。

今回の改正は、認知症高齢者グループホーム等の自力避難が困難な方々が利用する施設について、防火安全対策の強化の観点から、これらの施設に係る消防用設備等の設置基準等の見直しを行うためのものです。

この改正により新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられる消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(6)項口に掲げる防火対象物で延べ面積が275㎡以上1,000㎡未満のもの(以下「小規模社会福祉施設」という。)について、消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)又は消防署が消防法施行令第32条を適用し、スプリンクラー設備の設置を要しないものとする際の考え方について、下記のとおりとりまとめたので通知します。

なお、貴職におかれましては、下記の事項に留意のうえ、その運用に十分配 慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の 市町村に対しても、この旨を周知されるようお願いします。

記

次の1から4までに掲げる要件のいずれかに該当する小規模社会福祉施設については、令第12条の規定にかかわらず、スプリンクラー設備の設置を要しないものとする。

1 夜間に要保護者の避難介助のため必要な介助者が確保されている小規模 社会福祉施設として、次の(1)から(3)までに掲げる要件のすべてに該当す るものであること。

なお、(2)の要件に該当するか否かを判断するに当たっては、新規のものについては、事業者が作成した事業計画等による入居者の見込み数により判断することとし、事業開始後に要保護者数が増加したものについては、その状態が継続的なものであることが認められたものについて、改めて(2)の要件に該当するか否かを判断するものとすること。

- (1) 当該施設は、平屋建て又は地上2階建てのものであること。 また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。
- (2) 夜間における介助者 1 人当たりの要保護者(当該施設に入所している 老人(要介護 3 以上の者に限る。)、乳児、幼児、身体障害者等(障害 程度区分 4 以上の者に限る。)、知的障害者等(障害程度区分 4 以上の 者に限る。)をいう。以下同じ。)の数が、従業者等(夜勤職員、宿直 職員、宿直ボランティア、住込みの管理者など当該施設において入所者 とともに起居する者をいう。以下同じ。)にあっては 4 人以内、近隣協 力者(当該施設に併設されている施設の職員、当該施設の近隣住民、当 該施設と契約している警備会社の職員等で、火災発生時に駆けつけて避 難介助を行う者をいう。以下同じ。)にあっては 3 人以内となるよう、 介助者の数が確保されているものであること。

この場合において、次のア及びイに掲げる要件のすべてに該当する複数ユニットの小規模社会福祉施設にあっては、要保護者の数が最大となるユニットにおいて、これに応じた介助者の数が確保されることで足りるものとすること。

ア ユニット間に設けられる壁及び床が耐火構造又は準耐火構造であるものであること。

また、当該壁又は床に開口部がある場合には、当該開口部に常時 閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられているものであること。

- イ 各ユニットにおいて、他のユニットを経由することなく地上に至 る避難経路を有しているものであること。
- (3) 近隣協力者は、次のアからウまでに掲げる要件のすべてに該当するものであること。

なお、近隣協力者は、一の事業所、世帯等から複数名を確保して差し 支えないものであること (例えば、グループホームの隣にグループホーム職員が居住している場合、当該職員の代替者としてその妻と長男を登録しても差し支えない。)。

- ア 居所から当該施設に 2 分以内で駆けつけることができるものであること。
- イ 居所には、当該施設の自動火災報知設備と連動して火災の発生を 覚知することができる装置が備えられているものであること。
- ウ 近隣協力者本人の同意がある旨、火災発生時の活動範囲、夜間不 在時における代替介助者の確保方策その他の必要な事項について、 消防計画又は関連図書により明らかにされているものであること。
- 2 各居室から屋外等に容易に至ることができる小規模社会福祉施設として、 次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものであること。
 - (1) 当該施設は、平屋建て又は地上2階建てのものであること。 また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。
 - (2) すべての居室において、地上又は一時避難場所(外気に開放された廊下、バルコニー、屋外階段等をいう。以下同じ。)への経路が、次のア又はイに掲げる要件のいずれかに該当することにより、構造上確保されているものであること。

 - イ どの居室から出火しても、火災室又は火災室に設けられた開口部 (防火設備を除く。)に面する部分を通らずに、地上又は一時避難場所に至ることができるものであること。
 - (3) 一時避難場所の位置及び構造は、外部からの救出を妨げるものでない こと (例えば、川や崖等に面していないものであること、建具や隣接建 物等で進入経路がふさがれていないものであること。)。

- (4) 夜間の体制が夜勤者1名となる2ユニットの小規模社会福祉施設にあっては、当該夜勤者のほかに1(3)アからウまでに掲げる要件のすべてに該当する近隣協力者が1人以上確保されているものであること。
- 3 共同住宅の複数の部屋を占有し、その総面積により小規模社会福祉施設に該当するもののうち、次の(1)から(4)までに掲げる要件のすべてに該当するものであること。
- (1) 小規模社会福祉施設として用いられている部分部屋の床面積が一区画 当たり100㎡以下であるものであること。

また、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料でされているものであること。

- (2) 小規模社会福祉施設として用いられている部分が3階以上の階に存する場合には、当該部分を区画する壁及び床が耐火構造となっており、その開口部(屋外に面する窓等を除く。) に常時閉鎖式又は自動閉鎖式の防火設備が設けられているものであること。
- (3) 要保護者の数が一区画当たり 4 人以下であるものであること。 また、すべての要保護者が、自動火災報知設備の鳴動や周囲からの呼 びかけにより火災を覚知することができ、介助者の誘導に従って自立的 に歩行避難できるものであること。
- (4) 当該施設において従業者等が確保されているものであること。
- 4 上記1から3までに該当しない小規模社会福祉施設のうち、次により求めた避難所要時間が避難限界時間を超えないものであること。
 - (1) 避難所要時間

「避難所要時間」は、要保護者の避難に要する時間であり、「避難開始時間」と「移動時間」の和により算定するものとすること。

ア 避難開始時間

(ア) 「避難開始時間」は要保護者が避難行動を開始するまでに要する 算定上の時間であり、その起点として自動火災報知設備の作動時を 想定するものとすること。

また、避難前の状況として、夜間において、要保護者は各居室、 従業者等は勤務室、近隣協力者は通常の居所(自宅等をいう。)に いることを想定するものとすること。 (イ) 避難開始時間の算定方法は、従業者等による火災確認や要保護者への呼びかけ等を勘案し、次のとおりとすること。

避難開始時間=√延べ面積/30 (分)

イ 移動時間

(7) 「移動時間」は要保護者の移動に要する算定上の時間であり、移動経路としては、それぞれの居室から、想定される避難の時点において避難限界時間に達していない部分を経由し、最終的に地上に至る最短の経路をとることを想定するものとすること。

この場合において、避難経路及び介助者の進入経路として、火災 室を経由するものは原則として認められないものであること。

(4) 要保護者は、介助なしでの避難はできないものとして想定するものとすること。

また、要保護者1人につき介助者1人の介助形態を原則とするが、 手つなぎで歩行誘導すれば円滑に避難できる場合には要保護者2人 につき介助者1人、ストレッチャーを用いて介助を行う場合には要 保護者1人につき介助者2人の介助形態として算定上取り扱うもの とすること。

- (ウ) 介助者には、従業者等のほか、1(3)イ及びウに掲げる要件のすべてに該当する近隣協力者を含むものとすること。
- (エ) 移動時間の算定方法は、介助者が要保護者の居室に到着するまで の時間、介助準備時間、要保護者の介助付き移動時間を勘案し、次 のとおりとすること。

移動時間 = $T_1 + T_2 + T_3$

$$T_{1} = \left\{ \sum_{i}^{N_{e}} (L_{i} / V_{h}) \right\} / N_{h}$$

$$T_{2} = \left(T_{rw} \cdot N_{ew} + T_{rs} \cdot N_{es} \right) / N_{h}$$

$$T_{3} = \left\{ \sum_{i}^{N_{e}} (L_{i} / V_{e}) \right\} / N_{h}$$

Tu:介助者の施設内駆けつけ時間(分)

T2:介助準備時間(分)

T₃:要保護者の介助付き移動時間(分)

L: 要保護者 i に係る避難経路上の移動距離

○ 居室から地上までの距離によることを原則とするが、直接地上に通ずる一時避難場所がある場合には、居室から当該場所までの距離により算定することができるものとすること。

また、竪穴区画 (建築基準法施行令第112条第9項) が形成されてい

る準耐火構造の防火対象物の場合には、出火階及びその直上階の範囲に おいて、上記の例により地上又は出火階の下階に至ることができること を確認することで足りるものとすること。

○ 要保護者iについて、(分後段を適用し、他の要保護者とともに手つなぎで歩行誘導する場合には当該 Li を算定上 0.5 倍読み、ストレッチャーを用いて介助を行う場合には当該 Li を算定上 2 倍読みとするものとすること。

V_h: 介助者の移動速度=2 v

Ve: 要保護者の移動速度

> 1.5 ν (要保護者 i を車椅子、ストレッチャー等の介助用 具を用いて介助する場合。ただし、階段は不可)

N_h: 介助者の数= N_w (夜間の従業者等の数) + N_c (算定上の近隣協力者数)

$$N_c = N_w \cdot n \ (1-p) \ / \ (N_w + pn)$$

n:介助に来る近隣者の数

p: 近隣者の施設までの駆けつけ時間/近隣協力者なしの 移動時間 (<1)

Ne:要保護者の数

うち車椅子による介助対象: N_{ew} 、ストレッチャーによる 介助対象: N_{es}

Tr:介助用具を用いる場合に、要保護者の乗換え等の準備に 要する時間

車椅子 T_{rw} = 30 秒、ストレッチャー T_{rs} = 60 秒

- ウ 上記算定方法によることが適当でない場合には、避難訓練において 実際に測定した所要時間を用いることができるものとすること。
- (2) 避難限界時間

「避難限界時間」は、火災により各居室や避難経路が危険な状況となるまでの時間であり、「基準時間」と「延長時間」の和により算定するものとすること。

ア 基準時間

(ア) 「基準時間」は火災室が盛期火災に至る算定上の時間であり、小

規模社会福祉施設は、全体の規模が比較的小さく、防火上の構造や 区画の一般的な状況等から、火災室の燃焼拡大に伴い、全体が急激 に危険な状態となることを考慮し、その起点として自動火災報知設 備の作動時を想定するものとすること。

- (4) 火災室は、階段・廊下については、火気・可燃物の管理を前提として、火災の発生のおそれの少ないものとして取り扱うものとし、居室のみを想定するものとすること。
- (ウ) 基準時間の算定方法は、火災初期における着火及び拡大のしやす さを勘案し、各火災室の状況等に応じて次表のとおりとするものと すること。

算定		基準時間	
共通			2分
加	壁及び天井の室内に面	不燃材料	3分
算	する部分の仕上げ	準不燃材料	2分
条		難燃材料	1分
件	寝具・布張り家具の防炎	1分	
	初期消火(屋内消火栓部	1分	

イ 延長時間

「延長時間」は盛期火災に至った火災室からの煙・熱の影響によって、他の居室や避難経路が危険な状況となるまでの算定上の時間であり、その算定方法は各居室や避難経路の状況に応じて次表のとおりとすること。

算定項目	延長時間	
火災室からの	防火区画	3分
区画の形成	不燃化区画*1	2分
	上記以外の区画*2	1分
当該室等の床面	1分	
1.8m)≥ 200m		

- *1 不燃化区画を形成する部分の条件は次のとおりとすること。
 - 壁·天井:室内に面する部分の仕上げが不燃材料又は準不燃材料で されているものであること。
 - 開口部:防火設備又は不燃材料若しくは準不燃材料で作られた戸 を設けたものであること。

- (3) 判断方法
 - ア 各居室がそれぞれ火災室となった場合を想定し、そのすべてにおいて 避難所要時間が避難限界時間を超えないものであること。
 - イ 火災室からの避難については、当該基準時間内に当該区画外へ退出 することができるものであること。
 - (注1) この特例の適用対象となるか否かを判断するに当たり、新規の ものを含む小規模社会福祉施設の構造等や人員の状況について確 認する必要がある場合には、設計図書や事業計画等により確認す るものとすること。
 - (注2) この特例の適用を含む社会福祉施設における防火管理に関する 指導に当たっては、施設の関係者の意見も踏まえながら、これら の社会福祉施設(特に、認知症高齢者グループホーム等の家庭的 な環境を重視してケアを行っている施設)の意義、ケアの趣旨・ 目的等を十分に尊重した指導内容となるよう留意すること。

参考文献

- 1. 『消防査察・消防用設備』 財団法人 消防科学総合センター
- 2. 『防火対象物点検資格者講習テキスト』 財団法人 日本消防設備安全センター
- 3. 『防火管理の実務』 財団法人 東京防災指導協会
- 4. 『逐条解説消防法』 消防基本制研究会
- 5.『違反是正研修テキスト』 違反是正支援センター

立入検査実務研修テキスト

平成21年6月発行

編集·発行 違反是正支援センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館 TEL 03-5510-3480

印刷・製本 大和企画印刷株式会社

平成21年度(財)全国市町村振興協会助成事業